

令和2年度

事業概要

横浜市 資源循環局

目 次

第1 機構・組織・人員及び予算		第4 ヨコハマ3R夢プランの推進	
1 資源循環局機構図	・・・	1 ヨコハマ3R夢プランの概要	スリム 26
2 資源循環局事務分掌	・・・	2 令和元年度実績	スリム 28
3 所属・職種別人員表	・・・	(1) ごみと資源の総量	
4 令和2年度予算	・・・	(2) 市民1人あたりのごみと資源の総量	
		(3) リサイクル率	
第2 ごみ処理		(4) ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス	
1 令和元年度処理状況	・・・	(5) 家庭から出される食品ロス発生量	
2 令和元年度ごみ組成	・・・	(6) 焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化(送電電力量)	
3 処理状況の推移	・・・	3 市民・事業者への広報啓発活動	スリム 31
		(1) ヨコハマ3R夢プランのPR	
第3 ごみと資源物の収集		ア イベントや広報媒体の活用	
1 家庭系ごみ	・・・	イ 「ヨコハマ3R夢!」広報大使 横浜F・マリノス	
(1) 燃やすごみ		(2) 子どもたちを対象にした事業	
(2) 燃えないごみ		ア 「ヨコハマ3R夢!」ボスター・コンクール	
(3) スプレー缶		イ 小学4年生用3R夢学習副読本	
(4) 乾電池		ウ 出前教室の実施	
(5) プラスチック製容器包装		(3) 啓発拠点	
(6) 缶・びん・ペットボトル		ア 3R夢ひろば 鶴見	
(7) 小さな金属類		イ 3R夢ひろば あさひ	
(8) 古紙		ウ 3R夢ひろば 金沢	
(9) 古布		エ 3R夢ひろば つづき	
(10) 粗大ごみ		オ 遊んで♪学んで!都筑3R夢教室	
2 家庭系ごみの排出支援に関する取組	・・・	カ プレパーク・さかえ	
(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭い道路収集		(4) その他	
ア ふれあい収集		ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」	
イ 粗大ごみ持ち出し収集		イ インターネットホームページによる情報提供	
ウ 狹い道路収集		ウ 施設見学会	
(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策		エ 横浜市ごみ分別辞典「Mictionary(ミクショナリー)」	
3 事業系ごみ	・・・	オ イーオのごみ分別案内(チャットボット)	
4 動物の死体処理	・・・	カ スマートフォンアプリによる情報提供	
5 ごみ処理原価年度別推移	・・・	キ ソーシャルネットワーキングサービス(ツイッター、フェイスブック)による情報提供	

ク 横浜D e N Aベイスターズとの取組	サ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度
4 プラスチック対策の推進	シ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止
(1) 庁内で連携したプラスチック対策の推進	ス 水銀含有製品の回収に向けた取組
(2) 「よこはまプラスチック対策強化月間」の取組	(2) 事業系ごみ
ア イオングループとの取組	ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ
イ 駅頭での普及啓発活動の実施	イ 立入調査
ウ 清掃活動の実施	ウ 焼却工場での搬入物検査
エ 収集車による取組	エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度
5 市民・事業者・行政が協働し、 ごみ減量を推進	オ 「市役所ごみゼロ」の推進
(1) 食品ロス・生ごみ削減に向けた取組	カ ^{スリーアール} 3R活動優良事業所等の認定
ア 食品ロス削減に向けた取組の推進	7 環境に配慮したごみ処理の推進
イ 國際機関、事業者、団体等との連携	(1) 焼却処理
ウ フードバンク・フードドライブ活動の推進	(2) 焼却工場の余熱利用
エ 土壌混合法の普及啓発	(3) 焼却工場の維持管理
オ 生ごみの資源としての有効利用	(4) 焼却灰の有効利用
カ 「食べきり協力店」事業の推進	(5) 埋立処分
キ 事業系食品リサイクルの推進	(6) 将来に向けた焼却工場の再整備
(2) 環境事業推進委員制度	(7) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究
(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」 ^{スリム} 推進者表彰	(8) 排出禁止物・適正処理困難物
(4) 優良集積場所の表彰	(9) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導
6 徹底的なごみの分別と リサイクルの推進	(10) 一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬車両表示
(1) 家庭系ごみ	(11) 放射線対策
ア 分別事業の実績	ア 最終処分場での測定結果
イ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル	イ 放射性セシウム溶出防止対策
ウ 古紙及び古布のリサイクル	8 環境にやさしい、きれいな街づくり
エ プラスチック製容器包装のリサイクル	の推進
オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・ 電球のリサイクル	(1) クリーンタウン横浜事業
カ ガラス・陶磁器類のリサイクル	(2) 不法投棄防止対策
キ 小型家電のリサイクル	(3) 放置自動車の処理
ク 資源集団回収促進事業	(4) 焼却工場の受け入れ拡大
ケ 資源回収ボックス	
コ センターリサイクル	

第5 し尿処理		12 有害使用済機器(雑品スクラップ)対策	・・・	61
1 収集処理の状況	・・・	53		
2 終末処理の状況	・・・	53	第7 災害に対する備え	
3 凝化槽	・・・	53	1 防災訓練	・・・
(1) 凝化槽設置の手続き			2 横浜市災害廃棄物処理計画の策定	・・・
ア 建築確認申請等を要する場合			(1) 目標と組織体制	
イ 建築確認申請等を要しない場合			(2) 主な災害廃棄物の種別と処理の考え方	
(2) 設置指導			ア し尿	
(3) 維持管理指導			イ 生活ごみ・避難所ごみ	
4 し尿・凝化槽等汚泥収集状況	・・・	54	ウ 片付けごみ	
5 公衆トイレ・災害対策用トイレ	・・・	54	エ 災害がれき	
(1) 公衆トイレの維持管理			(3) 平時からの取組	
(2) 公衆トイレの整備		3 民間団体との災害時の協定	・・・	63
(3) 災害対策用トイレ				
第8 廃棄物分野における国際協力				
第6 産業廃棄物		1 Y-POR T 事業の推進	・・・	66
1 産業廃棄物	・・・	55	(1) ベトナム社会主義共和国ダナン市への協力	
(1) 発生状況と処理状況			(2) フィリピン共和国メトロセブへの協力	
(2) 産業廃棄物の処分状況			(3) 研修の実施	
2 第7次横浜市産業廃棄物処理指導		2 アフリカの廃棄物管理向上への協力	・・・	67
計画 (産廃3R夢プラン)	・・・	56	3 国際会議等への出席	・・・
3 不適正処理の監視・指導	・・・	56		68
4 排出事業者指導	・・・	57	第9 研修・厚生	
5 P C B 廃棄物適正処理の推進	・・・	57	1 職員研修	・・・
6 処理業者指導	・・・	58	2 衛生管理	・・・
(1) 許可件数の推移			(1) 特別健康診断等	
(2) 産業廃棄物処理業許可業者数			(2) その他	
(3) 実績の報告		3 事故防止対策	・・・	69
(4) 立入指導			(1) 研修等	
7 最終処分に関する指導	・・・	59	(2) 諸施策	
8 公共関与による処理施設	・・・	59		
9 建設リサイクル法等に係る事務	・・・	59	第10 公益財団法人横浜市資源循環公社	
10 自動車リサイクル法に係る事務	・・・	60	1 概要	・・・
11 戸塚区品濃町最終処分場対策	・・・	60	(1) 設立年月日	

(2) 所在地	7	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱	
(3) 基本財産		の防止等に関する条例の一部を改正	
2 業務内容	70	する条例の施行期日を定める規則	109
(1) 資源選別施設管理運営業務	8	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱	
(2) 南本牧最終処分場運営管理業務		の防止等に関する条例施行規則	109
(3) 粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営業務	9	横浜市建築物等における不良な生活環境	
(4) 輸送事務所管理運営業務		の解消及び発生の防止を図るための支援	
(5) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務		及び措置に関する条例	112
(6) 開発途上国への技術支援業務	10	横浜市建築物等における不良な生活環境	
(7) 神明台処分地等管理業務		の解消及び発生の防止を図るための支援	
(8) 搬入土砂監視検査業務		及び措置に関する条例施行規則	115
(9) 検認所管理運営業務			

第2 主要な告示

第11 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用	72	1 一般廃棄物処理実施計画	116
2 ごみ処理手数料の推移	73	2 再生利用等促進物の指定	130
3 動物死体処理手数料の推移	74	3 適正処理困難物の指定	130
		4 美化推進重点地区の指定	130
		5 自動販売機の届出対象地区の指定	130
		6 喫煙禁止地区の指定	131
		7 横浜市が処分する産業廃棄物	132

資料編

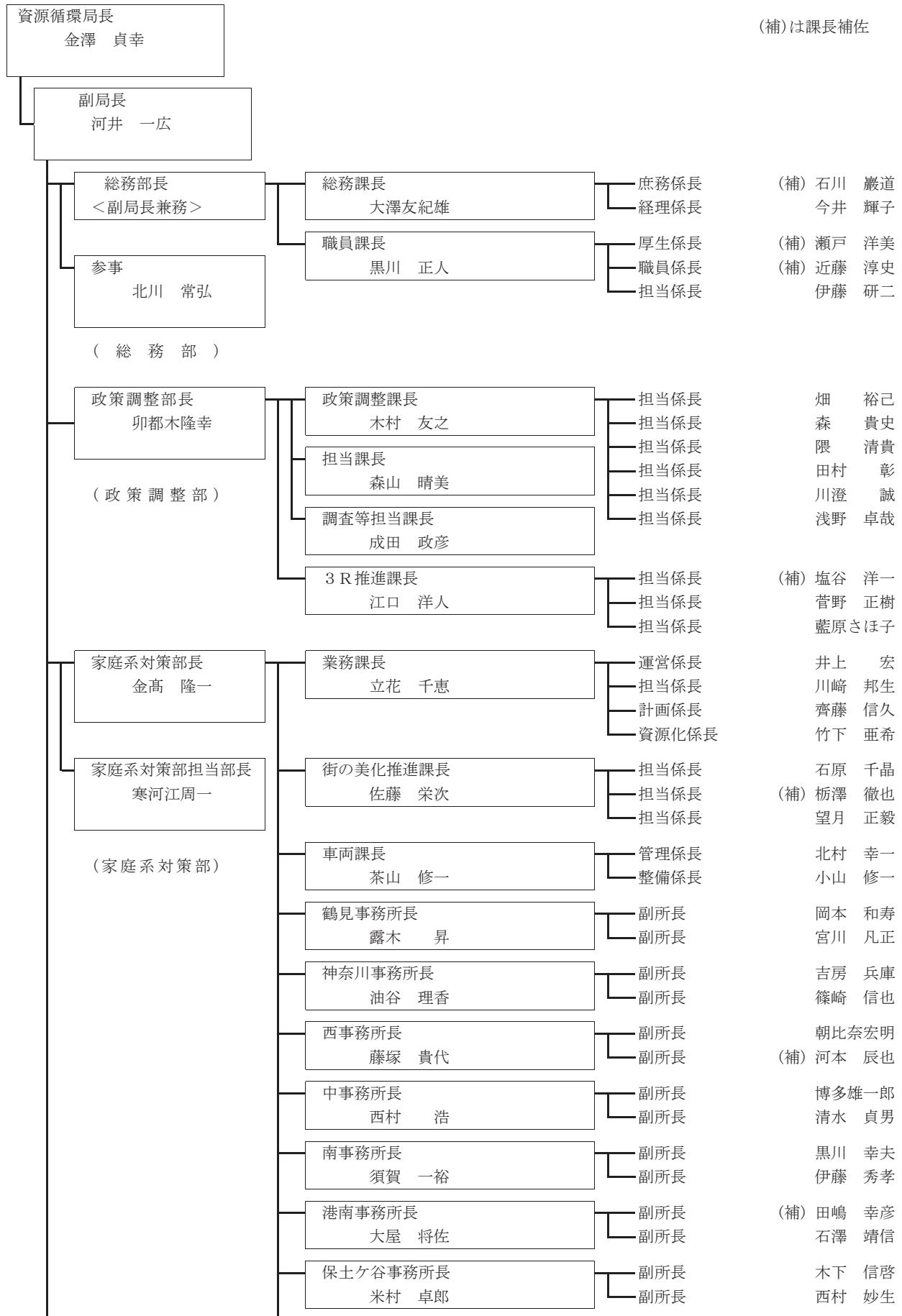
第1 条例・規則

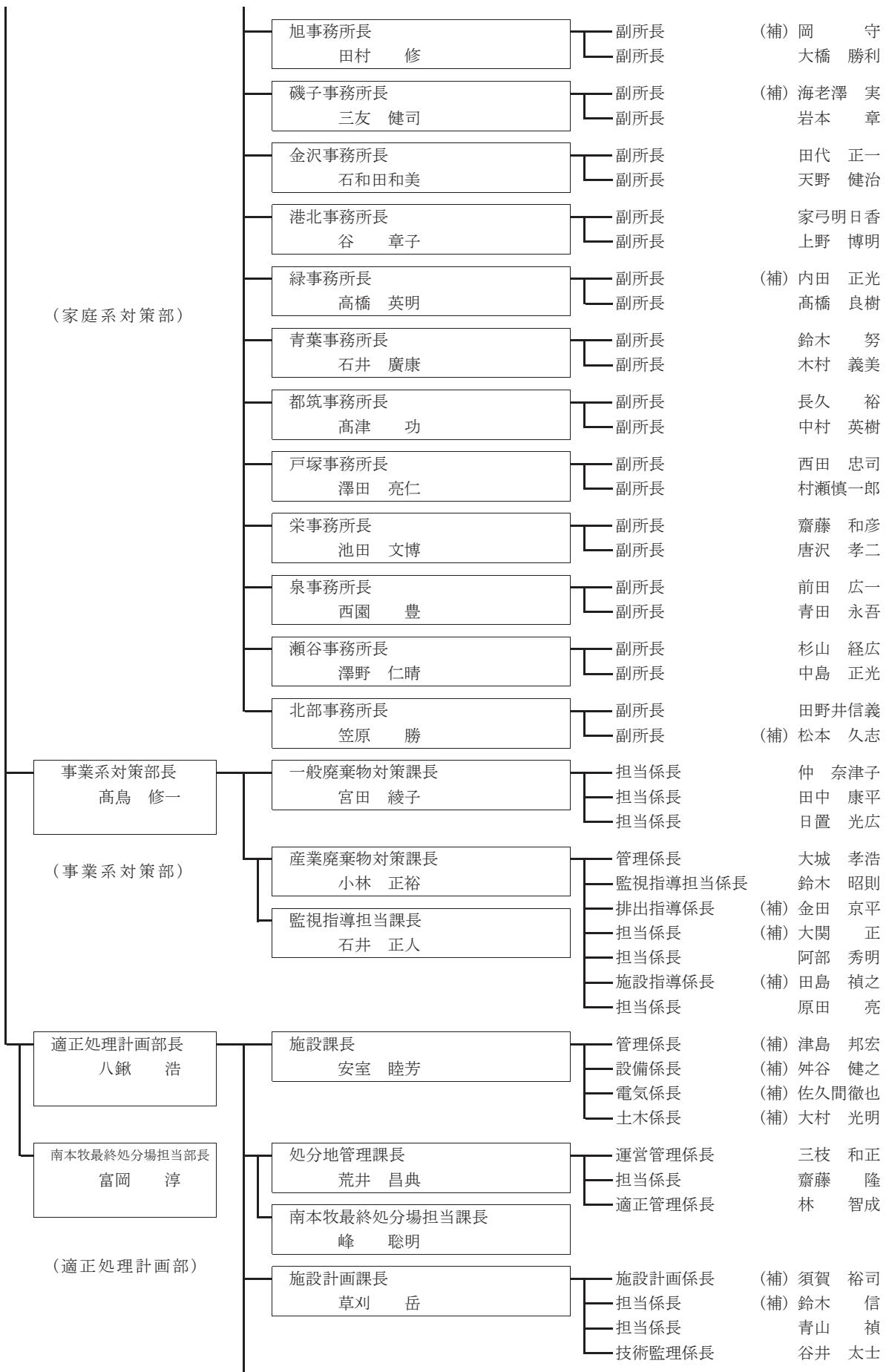
1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化 及び適正処理等に関する条例	75	8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止 及び適正な処理に関する条例第3条の規定	132
2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化 及び適正処理等に関する規則	87	7 横浜市が処分する産業廃棄物	132
3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止 及び適正な処理に関する条例	100	8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止 及び適正な処理に関する規則	134
4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生 の防止及び適正な処理に関する条例		7 横浜市が処分する産業廃棄物	132
5 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進 審議会規則	105	8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止 及び適正な処理に関する規則	134
6 横浜市空き缶等及び吸い殻等の 散乱の防止等に関する条例	106	9 分別収集品目拡大事業の実施	144
		10 過去の処理状況	145
		11 施設	146
		(1) 車両課	

(2) 事務所	
(3) し尿検認所	
(4) 焼却工場	
(5) 政策調整課調査等担当	
(6) 最終処分場	
(7) リサイクル関連施設	
(8) 余熱利用施設	
(9) 公衆トイレ	
2 焚却工場・輸送事務所一覧	• • • 152
(1) 焚却工場	
(2) 輸送事務所	
3 車両等	• • • 154
(1) ごみ関係車両	
(2) し尿関係車両	
(3) 車両合計台数	
4 資源化施設一覧	• • • 155
5 施設配置図	• • • 156

第1 機構・組織・人員及び予算

1 資源循環局機構図（令和2年5月1日時点）







公益財団法人 横浜市資源循環公社
部 長 三瓶 一道

公益社団法人 全国都市清掃会議
係 長 馬場 一彦

環境省
係 長 本田 泰之

2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関する事。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関する事。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関する事。
- 3 局所属職員の研修に関する事。
- 4 局所属職員の公務災害に関する事。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 他の係の主管に属しない事。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関する事。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関する事。

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関する事。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関する事。

- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

3 R 推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るためにの対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。

- 3 資源集団回収の促進に関すること。

街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。

- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く。）。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 凈化槽の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 7 凈化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 8 凈化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 9 凈化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 10 凈化槽関係団体の指導に関すること。
- 11 その他浄化槽に関する事（環境創造局下水道管路部管路保全課の主管に属するものを除く。）。
- 12 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。

- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び更新に係る実施の計画に関するこ（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 輸送中継施設の運営管理に関するこ。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関するこ。
- 5 し尿検認所の運営管理に関するこ。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関するこ。
- 2 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関するこ（資源化のための研究及び開発に関するこを除く。）。

電気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関するこ。

- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

適正管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。
- 2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。
- 3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関する事項（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関する事項。
- 3 残灰の搬出処分に関する事項。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事項。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事項（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事項。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事項（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関する事項（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関する事項（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しない事項。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事項（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事項。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事項。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事項（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事項。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事項。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関する事項（旭工場に限る。）。

3 所属・職種別人員表（令和2年5月1日時点）

所 属		職 名				職 種							
		事務	技術	技能	計	課長級以上	課係長級補佐	事務		技術	技 能		計
								事務	指導員		自動手車等運	保員守等技能	
総務部	総務課	16	1		17	3	2	12					17
	職員課	11	2		13	1	3	9					13
	小 計	27	3		30	4	5	21					30
政策調整部	政策調整課	13	22		35	4	6	6		19			35
	3 R 推進課	11			11	1	3	6	1				11
小 計		24	22		46	5	9	12	1	19			46
家庭系対策部	業務課	29			29	3	4	17	5				29
	街の美化推進課	14	2		16	1	3	9	1	2			16
	車両課	5	5	31	41	1	2	4		3		31	41
	鶴見事務所	11		79	90	1	2	2	6		79		90
	神奈川〃	10		61	71	1	2	2	5		61		71
	西〃	9		33	42	1	2	1	5		33		42
	中〃	11		68	79	1	2	2	6		68		79
	南〃	10		63	73	1	2	2	5		63		73
	港南〃	8	1	60	69	1	2	1	5		60		69
	保土ヶ谷〃	9	1	55	65	1	2	2	5		55		65
	旭〃	11		59	70	1	2	2	6		59		70
	磯子〃	10		51	61	1	2	2	5		51		61
	金沢〃	10		59	69	1	2	2	5		59		69
	港北〃	12		99	111	1	2	3	6		99		111
	緑〃	9		51	60	1	2	1	5		51		60
	青葉〃	11		78	89	1	2	2	6		78		89
	都筑〃	8	1	46	55	1	2	1	5		46		55
	戸塚〃	11		70	81	1	2	2	6		70		81
	栄〃	9		48	57	1	2	1	5		48		57
	泉〃	9		41	50	1	2	1	5		41		50
	瀬谷〃	9		39	48	1	2	1	5		39		48
収集事務所合計		177	3	1,060	1,240	18	36	30	96		1,060		1,240
事業系対策部	北部事務所	9		51	60	1	2	1	5		51		60
	事務所合計(北部含む)	186	3	1,111	1,300	19	38	31	101		1,111		1,300
小 計		234	10	1,142	1,386	24	47	61	107	5	1,111	31	1,386
適正処理計画部	一般廃棄物対策課	11	5		16	2	3	5	2	4			16
	産業廃棄物対策課	17	28	2	47	2	7	12	1	23	2		47
小 計		28	33	2	63	4	10	17	3	27	2		63
適正処理計画部	施設課	7	23		30	2	4	6		18			30
	処分地管理課	5	5		10	3	2	3		2			10
	適正管理係	1	7	6	14		1	1		6		6	14
	施設計画課	1	21		22	1	4	1		16			22
	鶴見工場	3	35	29	67	1	7	3		27		29	67
	旭工場	3	41	28	72	1	7	3		33		28	72
	金沢工場	3	34	37	74	1	7	3		26		37	74
	都筑工場	2	36	29	67	1	7	2		28		29	67
	焼却工場計	11	146	123	280	4	28	11		114		123	280
小 計		25	202	129	356	10	39	22		156		129	356
合 計		338	270	1,273	1,881	47	110	133	111	207	1,113	160	1,881

4 令和2年度予算

(1) 令和2年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
16款 分 担 金 及 び 負 担 金	千円 6,587	千円 6,587	千円 0	
1項 負 担 金	6,587	6,587	0	
4目 資 源 循 環 費 負 担 金	6,587	6,587	0	
(1) 駅 前 広 場 清 掃 費 負 担 金	6,587	6,587	0	
17款 使 用 料 及 び 手 数 料	5,405,299	5,301,013	104,286	
2項 手 数 料	5,405,299	5,290,714	114,585	
7目 資 源 循 環 手 数 料	5,405,299	5,290,714	114,585	
(1) 一 般 廃 葦 物 処 理 手 数 料	4,847,531	4,741,675	105,856	処理量の増
(2) 産 業 廃 葦 物 処 理 手 数 料	542,250	542,900	△650	
(3) 使 用 濟 自 動 車 引 取 業 者 登 錄 等 申 請 手 数 料	915	4,050	△3,135	
(4) 産 業 廃 葦 物 許 可 関 係 等 申 請 手 数 料	14,193	2,069	12,124	収納方法変更による増
(5) 一 般 廃 葦 物 許 可 関 係 等 申 請 手 数 料	410	20	390	収納方法変更による増
〔 証 紙 収 入 〕	0	10,299	△10,299	(廃 項)
18款 国 庫 支 出 金	853,001	103,857	749,144	
2項 国 庫 補 助 金	853,001	103,857	749,144	
7目 資 源 循 環 費 国 庫 補 助 金	853,001	103,857	749,144	
(1) 工 場 費 补 助 金	810,784	48,800	761,984	補助対象事業費の増
(2) し尿処理施設整備費 補 助 金	36,717	43,557	△6,840	補助対象事業費の減
(3) 減量・リサイクル推 進 費 补 助 金	5,500	11,500	△6,000	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
20款 財 産 収 入	千円 80,535	千円 83,079	千円 △2,544	
1項 財 産 運 用 収 入	76,765	80,905	△4,140	
1目 財 産 貸 付 収 入	76,765	80,905	△4,140	
(1) 土 地 貸 付 収 入	76,025	80,434	△4,409	
(2) 建 物 貸 付 収 入	740	471	269	
2項 財 産 売 払 収 入	3,770	2,174	1,596	
2目 物 品 売 扯 収 入	3,770	2,174	1,596	
(1) 不用物品売払収入	3,770	2,174	1,596	
21款 寄 附 金	0	550	△550	
1項 寄 附 金	0	550	△550	
2目 一 般 寄 附 金	0	550	△550	
(1) 日 本 中 央 競 馬 会 附 金	0	550	△550	対象事業の減
24款 諸 収 入	5,142,287	5,373,144	△230,857	
1項 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過 料	4,011	4,011	0	
1目 延 滞 金	1	1	0	
(1) 延 滞 金	1	1	0	
3目 過 料	4,010	4,010	0	
(1) 過 料	4,010	4,010	0	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
3項 貸付金元利収入	千円 1,112	千円 1,012	千円 100	
7目 資源循環費 貸付金元利収入	1,112	1,012	100	
(1) 一般廃棄物処理 手数料収納資金 貸付金元利収入	800	700	100	
(2) ポイ捨て・喫煙禁止 条例過料収納資金 貸付金元利収入	312	312	0	
5項 雜 入	5,137,164	5,368,121	△230,957	
8目 資源循環費雑入	4,443,929	4,692,708	△248,779	
(1) 施設管理収入	55,946	56,520	△574	
(2) 資源化物売扱収入	1,091,436	1,104,379	△12,943	売扱い単価及び量の減
(3) 広告料収入	1,047	1,094	△47	
(4) 発電収入	3,281,434	3,514,349	△232,915	運転計画による減
(5) 移動トイレ収入	200	200	0	
(6) 自動車損害賠償責任 保険金収入	400	400	0	
(7) 東京電力 ホールディングス 株式会社賠償金	13,466	15,766	△2,300	
15目 雜 入	693,235	675,413	17,822	
(2) 社会保険料納付金	542	577	△35	
(3) その他の	692,693	674,836	17,857	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
25款 市 債	千円 2,979,000	千円 474,000	千円 2,505,000	
1項 市 債	2,979,000	474,000	2,505,000	
7目 資 源 循 環 債	2,979,000	474,000	2,505,000	
(1) 事務所等整備費 充 当 債	147,000	0	147,000	起債対象事業費の増
(2) 車両管理費充当債	343,000	190,000	153,000	起債対象事業費の増
(3) 工場費充当債	2,331,000	136,000	2,195,000	起債対象事業費の増
(4) 産業廃棄物 対策費充当債	104,000	126,000	△22,000	起債対象事業費の減
(5) し尿処理施設 費充当債	54,000	22,000	32,000	起債対象事業費の増
歳 入 合 計	14,466,709	11,342,230	3,124,479	

(2) 令和2年度 一般会計歳出予算説明

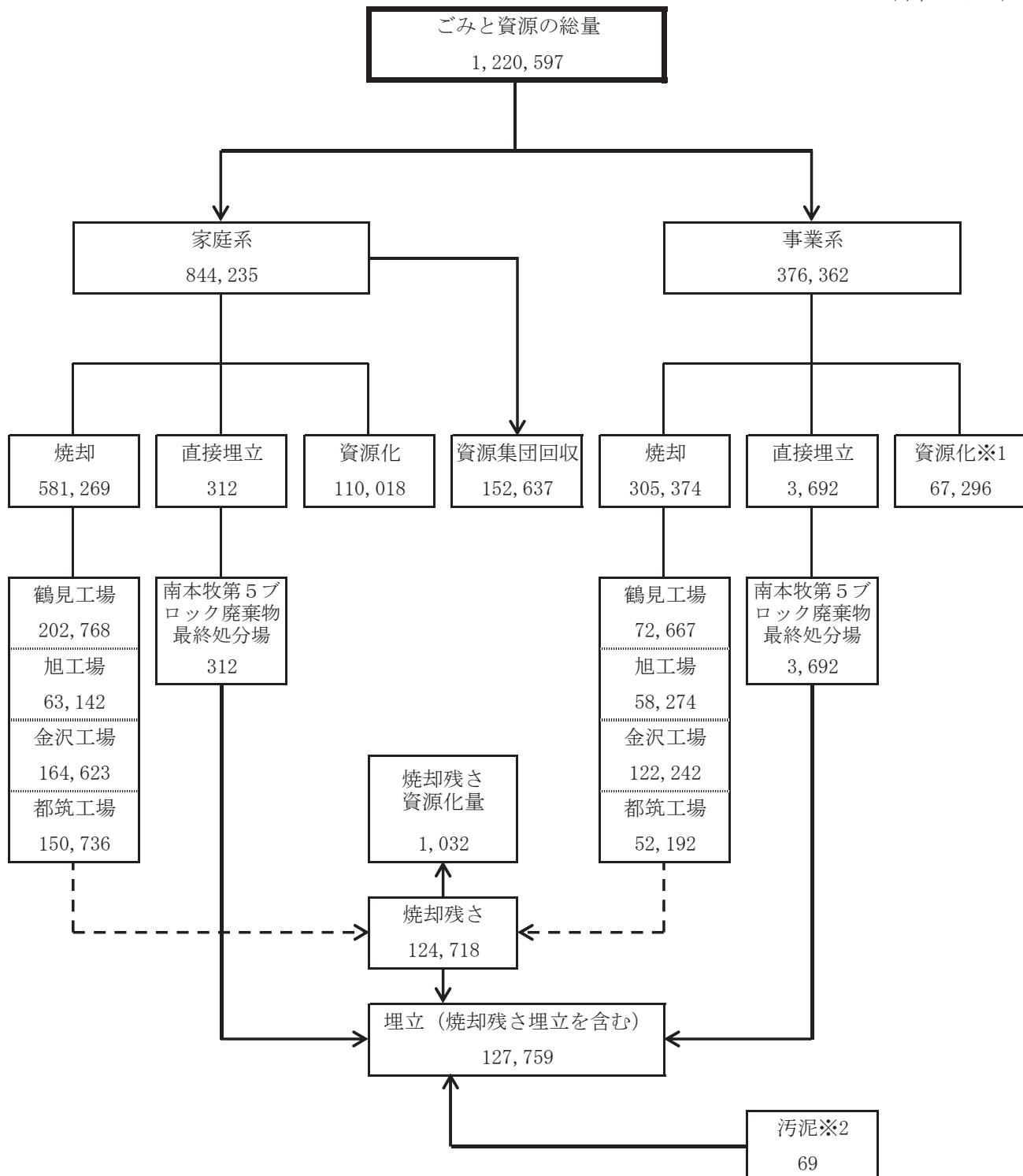
款項目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説明
	千円	千円	千円	千円
9款 資源循環費	41,993,265	41,353,034	640,231	
1項 資源循環管理費	22,933,925	22,873,935	59,990	
1目 資源循環総務費	16,074,628	16,359,603	△284,975	職員人件費 常勤一般職員 1,766人 再任用職員 常勤職員 111人 短時間勤務職員 88人 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 減量・リサイクル施策推進事業費 労務関係経常費等 【増減の主な理由】 職員人件費の減
2目 減量・リサイクル推進費	4,629,570	4,517,782	111,788	分別・リサイクル推進事業費 資源選別施設運営費 ヨコハマ3R夢広報啓発事業費 発生抑制等推進事業費 資源集団回収促進事業費 事業系ごみ適正搬入推進事業費 分別排出推進事業費 資源化施設基幹改修費 國際協力事業費 市役所ごみゼロ推進事業費等 【増減の主な理由】 資源選別施設運営費の増
3目 事務所費	475,762	376,319	99,443	事務所等運営費 事務所等整備補修費等 【増減の主な理由】 事務所等整備補修費等の増
4目 車両管理費	1,753,965	1,620,231	133,734	車両調達費 車両維持管理費等 【増減の主な理由】 車両調達費の増
2項 適正処理費	18,637,756	18,027,659	610,097	
1目 適正処理総務費	6,321,680	6,036,005	285,675	粗大ごみ処理事業費 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 中継輸送業務委託事業費 クリーンタウン横浜事業費 イベント関連歩道清掃費 不法投棄防止対策事業費 適正処理総務管理費等 【増減の主な理由】 粗大ごみ処理事業の増
2目 工場費	8,052,677	4,574,056	3,478,621	工場運営費 工場補修費 焼却工場排ガス設備等整備費 焼却灰資源化事業費 鶴見工場長寿命化対策事業費 保土ヶ谷工場再整備事業費 工場環境保全調査費 施設管理費等 【増減の主な理由】 鶴見工場長寿命化対策事業費の増

款項目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説明
		千円	千円	千円	千円
	3目 处分地費	3,478,845	6,445,082	△2,966,237	<p>南本牧ふ頭第5ブロック 既設外周護岸等負担金 2,527,200</p> <p>南本牧埋立事業負担金 360,468</p> <p>南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 219,768</p> <p>処分地環境保全調査費 30,570</p> <p>処分地管理費等 340,839</p> <p>【増減の主な理由】 南本牧ふ頭第5ブロック既設外周護岸等負担金の減</p>
	4目 産業廃棄物対策費	784,554	972,516	△187,962	<p>南本牧埋立事業負担金 90,260</p> <p>南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 111,801</p> <p>不適正処理監視・指導強化事業費 21,198</p> <p>P C B適正処理推進事業費 438,760</p> <p>戸塚区品濃町最終処分場対策事業費 104,900</p> <p>産業廃棄物管理費等 17,635</p> <p>【増減の主な理由】 P C B適正処理推進事業費の減</p>
3項	し尿処理費	421,584	451,440	△29,856	
	1目 し尿処理総務費	172,479	182,585	△10,106	<p>し尿処理総務管理費 86,506</p> <p>公衆トイレ維持管理費等 85,973</p> <p>【増減の主な理由】 公衆トイレ維持管理費の減</p>
	2目 し尿処理施設費	249,105	268,855	△19,750	<p>機子検認所費 77,506</p> <p>機子検認所補修費 4,013</p> <p>災害対策用トイレ整備事業費 63,758</p> <p>公衆トイレ整備事業費 103,828</p> <p>【増減の主な理由】 公衆トイレ整備事業費の減</p>
歳出合計		41,993,265	41,353,034	640,231	

第2 ごみ処理

1 令和元年度処理状況

(単位: トン)



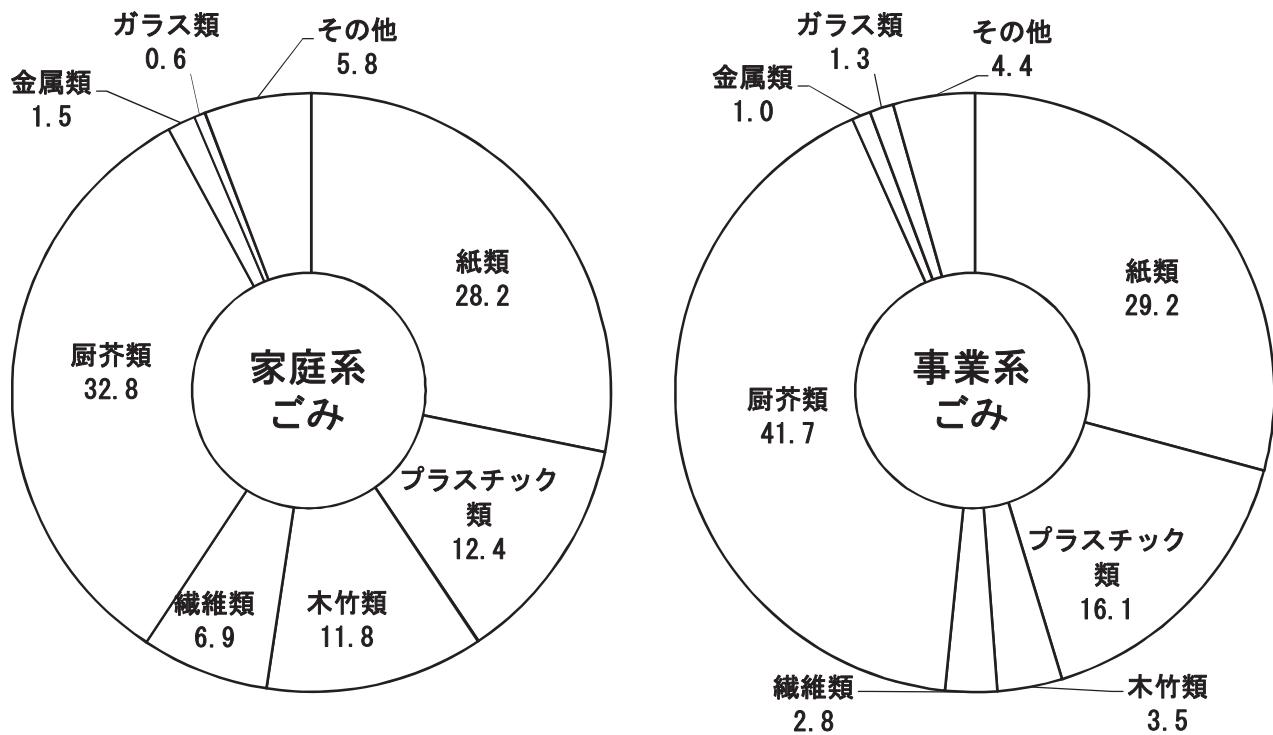
※ 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 アクア新橋排水処理施設から発生する汚泥をセメント固化処理したものです。

2 令和元年度ごみ組成



※ 「家庭系ごみ」は、燃やすごみの組成割合を記載している。市内18区について、各区約140世帯の調査地域を設定し、年2回調査した。湿基準で表示。

※ 7回の調査の平均値。湿基準で表示。

工場に搬入され焼却するすべてのごみ組成								
	紙類	チ プ ラ ス 類	木 竹 類	織 維 類	厨 芥 類	金 属 類	ガ ラ ス 類	その 他
平成27年度	33.1	13.2	8.3	7.4	32.1	0.7	0.6	4.6
平成28年度	33.9	14.4	8.0	7.4	29.3	0.7	0.9	5.4
平成29年度	35.4	14.2	10.8	6.4	26.9	0.7	0.6	5.0
平成30年度	36.6	15.0	10.2	6.2	25.8	0.8	0.4	5.0
令和元年度	32.6	13.2	15.0	7.4	25.9	0.8	0.3	4.8

単位 : %

※ 工場ごみピットより採取したごみのデータを使用しており、上記の家庭系ごみ・事業系ごみとはサンプルが異なる。湿基準で表示。

3 処理状況の推移

ごみと資源の総量		処理内訳															
		ごみ量								家庭							
		家庭系			事業系			計	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布
		焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計										
21年度	1,275,444	608,907	2,393	611,299	313,097	5,332	318,429	929,728	10,651	21,604	12,087	5,579	5,124	48,553	546	25,999	3,473
22年度	1,261,691	600,352	2,527	602,879	306,529	5,123	311,652	914,531	10,489	21,973	12,421	5,435	5,384	48,958	588	17,478	2,551
23年度	1,281,602	611,344	2,551	613,895	307,247	4,869	312,116	926,011	10,237	22,169	12,649	5,357	5,508	48,173	552	12,502	1,967
24年度	1,274,815	602,903	2,697	605,600	309,362	4,210	313,572	919,172	9,826	22,001	12,270	5,222	5,318	48,078	634	7,366	1,296
25年度	1,255,504	589,082	2,810	591,892	305,360	4,165	309,526	901,418	9,654	22,337	12,064	5,224	5,163	48,079	627	2,687	791
26年度	1,237,516	587,386	2,510	589,895	301,203	5,064	306,267	896,162	9,280	22,107	11,354	5,049	4,970	47,864	676	1,588	614
27年度	1,235,203	584,356	2,364	586,719	302,268	3,212	305,481	892,200	8,973	22,208	11,410	5,098	4,960	48,217	642	1,463	607
28年度	1,220,905	580,945	2,113	583,058	301,192	3,248	304,440	887,498	8,762	21,811	11,541	4,727	4,632	47,736	630	1,314	542
29年度	1,207,537	577,071	1,867	578,938	300,635	3,188	303,822	882,761	8,648	21,323	11,772	4,317	4,497	47,800	619	1,266	533
30年度	1,194,725	569,112	182	569,295	298,140	2,914	301,053	870,348	8,547	20,376	12,858	4,213	4,446	47,979	593	1,190	519
令和元年度※6	1,220,597	581,269	312	581,581	305,374	3,692	309,066	890,647	8,671	19,534	13,094	4,354	4,648	48,817	611	1,209	508
4月	99,337	48,790	24	48,814	23,787	278	24,065	72,879	709	1,736	1,036	328	378	4,028	45	115	44
5月	106,614	52,668	28	52,696	25,302	173	25,475	78,171	767	1,698	1,123	333	473	4,331	50	132	75
6月	99,246	47,729	26	47,755	25,752	296	26,047	73,803	695	1,526	1,094	327	349	3,873	49	89	47
7月	106,688	49,925	23	49,947	28,416	258	28,673	78,621	751	1,813	1,188	376	367	4,182	46	94	25
8月	102,916	49,146	25	49,171	27,398	197	27,595	76,766	726	1,504	1,280	321	357	4,160	54	99	38
9月	103,276	49,185	17	49,202	26,744	211	26,954	76,157	682	1,370	1,184	285	392	3,803	46	86	31
10月	104,230	48,200	43	48,243	27,298	856	28,155	76,397	742	1,609	1,209	361	431	4,104	43	96	40
11月	102,403	48,733	25	48,759	25,801	383	26,184	74,942	728	1,604	1,050	401	387	3,991	63	86	40
12月	105,854	49,256	25	49,280	26,711	280	26,991	76,271	688	1,615	1,009	338	408	4,014	60	102	51
1月	98,233	46,550	20	46,569	23,770	251	24,022	70,591	767	1,782	994	555	381	4,309	57	98	35
2月	91,820	42,664	32	42,696	22,066	203	22,268	64,964	665	1,675	955	327	332	3,900	56	90	36
3月	99,981	48,424	23	48,447	22,330	307	22,637	71,085	749	1,601	972	402	393	4,119	50	122	46

※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※3 せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※4 せん定枝リサイクル実証実験における資源化量です。

※5 水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※6 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

・令和元年の台風第15号による災害廃棄物（2,139トン）

・令和元年台風第19号による他都市化からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187トン、宮城県丸森町：163トン）

・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306トン）

※ 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

(単位：トン)

資源化量										処理内訳			焼却残さ	
										ごみ量		資源化量		
												埋立	資源化	
種類	蛍光灯 ・電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えない ごみ	その他	小計	資源 集団 回収	せん定枝	生ごみ	小計	計	
216	435	6,406	—	—	—	89	140,762	180,771	17,276	6,907	24,183	345,716		
206	435	6,657	—	—	—	99	132,675	185,791	20,489	8,205	28,694	347,160		
197	480	6,759	—	—	—	74	126,616	189,534	31,099	8,341	39,440	355,591		
189	464	6,366	—	—	—	51	119,082	193,178	34,108	9,278	43,382	355,643		
201	485	6,461	—	4	—	—	113,779	194,336	36,293	9,677	45,970	354,086		
175	430	6,115	—	10	—	—	110,232	186,762	36,215	8,145	44,360	341,354		
157	424	5,798	4	10	—	—	109,971	180,721	43,251	9,059	52,310	343,003		
138	403	5,599	21	26	—	—	107,881	171,363	44,605	9,559	54,164	333,408		
109	343	5,578	8	35	—	57	106,904	165,225	43,260	9,387	52,647	324,776		
97	339	5,796	12	56	1,489	185	108,693	157,458	46,381	11,846	58,227	324,377		
82	321	6,704	10	61	1,333	60	110,018	152,637	50,197	17,099	67,296	329,950		
7	25	496	0.9	4.3	115	—	9,066	13,650	2,415	1,327	3,742	26,458		
8	24	552	1.0	6.8	151	—	9,724	14,435	2,829	1,456	4,285	28,443		
6	23	520	0.8	4.9	102	—	8,702	11,503	3,761	1,477	5,239	25,443		
6	26	566	0.7	4.2	116	—	9,565	12,685	4,261	1,551	5,818	28,068		
6	22	563	0.9	5.5	96	—	9,232	12,024	3,561	1,329	4,894	26,150		
6	12	553	0.6	4.2	118	—	8,574	12,020	5,083	1,442	6,525	27,119		
6	36	631	0.8	4.8	107	29	9,452	11,714	5,126	1,541	6,667	27,833		
8	25	576	0.9	5.1	100	30	9,096	12,179	4,681	1,501	6,185	27,461		
7	38	573	0.9	4.3	115	—	9,029	14,455	4,601	1,489	6,098	29,582		
9	25	589	0.9	6.1	95	—	9,699	12,266	4,289	1,388	5,677	27,642		
6	35	529	0.9	5.5	91	—	8,702	11,625	5,113	1,417	6,529	26,856		
6	30	554	0.7	5.1	126	0.2	9,176	14,082	4,458	1,181	5,638	28,896		
						※5							70,754	330
													71,085	28,896
													10,947	37

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

市内全域 1,723,409 世帯（令和2年4月1日時点）から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに 18 か所の収集事務所や委託事業者（古紙・古布は資源集団回収業者）が収集を行っています。分別品目は、平成 17 年 4 月から 10 分別 15 品目で実施しています。収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は 76,170 か所です（令和2年3月末時点）。

(1) 燃やすごみ

週 2 回（月・金又は火・土）収集し、市内 4 か所の焼却工場及び市内 4 か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみ、汚れた紙、ストローやおもちゃなどのプラスチック製品、紙おむつ、少量の木の枝、板などです。中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に燃やすごみだけを入れて排出します。

(2) 燃えないごみ

週 2 回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内 8 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、ガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品名を表示して排出します。

(3) スプレー缶

週 2 回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内 8 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、ヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にスプレー缶だけを入れて排出します。

(4) 乾電池

週 2 回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内 1 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象物は、マンガン乾電池、アルカリ乾電池などで、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に乾電池だけを入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池などは、行政では収集しておりおらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週 1 回（月～土のいずれか）収集し、市内 3 か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象です。

プラスチック製容器包装の中身を使い切り、中を軽くゆすぐ又は拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にプラスチック製容器包装だけを入れて排出します。

(6) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む。）が入っていた缶とガラスびん及び飲み物・酒・みりん・しょうゆなどが入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどを外して中をゆすいでから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(7) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内4か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、なべ、フライパン、やかんなど、一番長い辺が30cm未満かつ大半が金属でできているもので、袋に入れずに排出します。ただし、細かくて散乱する恐れのあるものは、まとめて透明又は半透明の袋などに入れて排出するほか、刃物など危険なものは新聞紙などで包み、品名を表示して排出します。

(8) 古紙（「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑誌・その他の紙」）

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、紐でしばって（大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて）排出します。

※ 平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています（ただし、拠点回収や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。）。

(9) 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に古布だけを入れて排出します。

※ 平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています（ただし、拠点回収や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。）。

(10) 粗大ごみ

金属製品は一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外（木製品やプラスチック製品など）は一番長い辺が50cm以上のものが対象です。事前申込み制で、電話又はインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料ですが、生活保護世帯や、障がいのある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆様に提供しています。

リユース品提供状況

(単位：個)

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総 提 供 数		3,808	3,336	2,796	2,671	2,517
内 訳	常設 展示場所	3,466	2,914	2,389	2,191	2,170
	イ ベ ン ト	342	422	407	480	347

2 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

ア ふれあい収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、玄関先などまで収集に伺う「ふれあい収集」を、平成 16 年度から実施しています。また、平成 22 年度からは、ごみが出ていない場合の声かけを開始しました。

イ 粗大ごみ持ち出し収集

粗大ごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、自宅内に入って収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を、平成 13 年度から実施しています。

ウ 狹あい道路収集

道路が狭く収集車が通行できないため、集積場所を自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。

各業務の件数

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ふれあい	5,507 世帯	6,214 世帯	6,947 世帯	7,334 世帯	7,706 世帯
粗大ごみ持ち出し	8,319 件	9,525 件	11,041 件	12,077 件	12,938 件
狭あい道路	38,166 世帯 (2,450 か所)	35,517 世帯 (2,291 か所)	38,518 世帯 (2,471 か所)	41,486 世帯 (2,638 か所)	42,698 世帯 (2,715 か所)

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を制定し、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

いわゆる「ごみ屋敷」対応件数

年 度	近隣への影響が 解消等された件数	うち、条例に基づく排出支援に より解消された件数
平成 28 年度	26 件	8 件
平成 29 年度	47 件	20 件
平成 30 年度	40 件	27 件
令和元年度	37 件	15 件

3 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市は原則として事業系ごみを収集しないため、事業者が自己処理するか、地方自治体から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

4 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500 円／個）を徴収しています。

犬・猫等動物の死体処理状況（令和元年度）
(単位：個)

区分 種類	処理個数	内 訳	
		飼 育	遺 棄
犬	499	485	14
猫	4,657	684	3,973
その 他	5,497	183	5,314
計	10,653	1,352	9,301

5 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円／トン)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ごみ処理原価	39,116	40,403	39,029	40,079	41,408
内 収集運搬	27,417	27,163	26,777	27,122	27,876
訳 処理処分	11,699	13,240	12,252	12,957	13,532

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

1 ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆様と協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」に続くプランとして、平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

「ヨコハマ3R夢プラン」ではG30を礎として、「スリーアール」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めることとし、ごみと資源の総量を令和7（2025）年度までに10%以上、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについては、令和7（2025）年度までに50%以上削減する目標を設定しました。

平成30（2018）年度からは新たな4年間に取り組む施策を示した「ヨコハマ3R夢プラン推進計画※（2018～2021）」がスタートしています。この推進計画においては、施策体系として5つの「つながる」プロジェクト、9つの推進政策を定め、「横浜らしい循環型社会」に向け、一人ひとりに自主的で自分らしい行動に移してもらえるよう、取組を進めています。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち横浜の実現を目指します。

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を令和7（2025）年度までに10%以上削減（平成21（2009）年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和7（2025）年度までに50%以上削減（平成21（2009）年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

※ 「推進計画」は、令和7（2025）年度までを見通した長期的な計画である「ヨコハマ3R夢プラン」を進めるため、4か年に取り組む施策を具体的に示した計画です。

平成22（2010）年度 平成26（2014）年度 平成30（2018）年度 令和7（2025）年度

基本計画

横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）
(16年間)

推進計画

推進計画
(4年間)

推進計画
(4年間)

推進計画
(4年間)

【ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）目標設定】

基本目標1：ごみと資源の総量の削減

ヨコハマ3R夢プランで掲げた「令和7（2025）年度までに平成21（2009）年度比で10%以上削減」という目標の達成に向け、この4か年（2018～2021）では、平成21（2009）年度比で8%以上削減、平成29（2017）年度比で3%以上削減を目指します。

ヨコハマ3R夢プランの策定から8年が経過し、基準年度との比較について実感が得にくいため、主に平成29（2017）年度との比較で目標と進捗を示していきます。

ごみと資源の総量（目標）	
平成29（2017）年度比▲3%以上 (平成21（2009）年度比▲8%以上)	約117.3万トン
過年度の実績（参考）	
平成29（2017）年度	約120.8万トン
平成21（2009）年度	約127.5万トン

基本目標2：ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減

平成29（2017）年度の目標が未達成となっていることから、令和3（2021）年度の目標は、これまでと同水準の設定とし、平成21（2009）年度比で25%以上削減を目指します。

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス（目標）	
平成21（2009）年度比▲25%以上	約21.2万トン-CO ₂
過年度の実績（参考）	
平成29（2017）年度	約28.6万トン-CO ₂
平成21（2009）年度	約28.2万トン-CO ₂

戦略目標

推進計画の基本目標達成に向けて、特に重点的に取り組むものとして、「戦略目標」を設定します。

戦略目標		目標値	備考
①	食品ロス 発生量 (家庭系)	平成27（2015）年度比 20%以上削減 平成27（2015）年度推計値： 約111,000トン	・家庭から出される18区の燃やすごみの組成調査から推計 ・令和12（2030）年度までに半減させるペースで令和3（2021）年度目標を設定
②	焼却工場での 創エネ・省エネ による電力の 効率化 (送電電力量)	平成29（2017）年度比 5%以上増加 平成29（2017）年度実績： 約2.2億kWh	・発電電力量の増加や未利用エネルギーの活用等による創エネルギー化 ・照明LED化などの高効率設備の導入や機器運転方法の見直しなどによる省エネルギー化

指標

横浜市唯一の一般廃棄物最終処分場を長く大切に使っていくため、埋立状況を市民の皆様と共有できる指標を設定します。

項目	指標	備考
最終処分場 残余年数	平成29（2017）年度時点 50年以上残	・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場について、ごみの減量化及び計画的な焼却灰資源化により延命化を目指す

2 令和元年度実績

(1) ごみと資源の総量（令和元年度目標：平成 29 年度比 1.5%以上削減）

令和元年度のごみと資源の総量は、約 122.1 万トンで、平成 29 年度に比べ、1.1% 増加しました。

ごみと資源の総量（令和元年度）

	ごみと資源の総量（単位：トン）	家庭系				事業系		
				ごみ量	資源化量 ^{※1}			ごみ量
		令和元年度	29 年度比 増減量	(%)	(%)	21 年度比 増減量	(%)	(%)
	1,220,597	844,235	581,581	262,654	376,362	309,066	67,296	
29 年度比 増減量	13,060	▲6,832	2,643	9,475	19,893	5,244	14,649	(1.1%) (▲0.8%)
21 年度比 増減量	▲54,847	▲88,598	▲29,718	▲58,879	33,751	▲9,363	43,113	(▲4.3%) (▲9.5%) (▲4.9%) (▲18.3%) (9.9%) (▲2.9%) (178.3%)
平成 29 年度 ^{※3}	1,207,537	851,067	578,938	272,129	356,469	303,822	52,647	
平成 21 年度 ^{※4}	1,275,444	932,833	611,299	321,533	342,611	318,429	24,183	

※1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。

※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※3 ヨコハマ 3 R 夢プラン推進計画（2018～2021）で目標設定した際の基準年度

※4 ヨコハマ 3 R 夢プランで目標設定した際の基準年度

() 内は、29 年度比または 21 年度比の増減量

※ 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

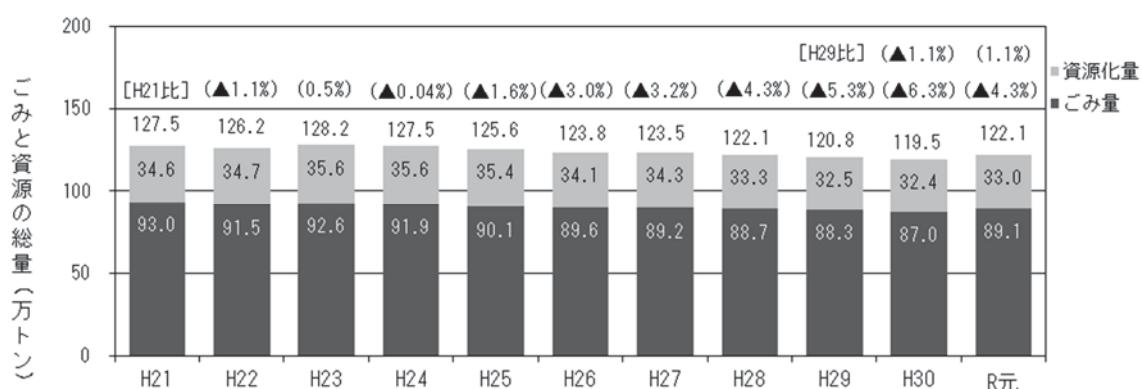
・令和元年台風第 15 号による災害廃棄物（2,139 トン）

・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン）

・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306 トン）

※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

ごみと資源の総量の推移



※ 図中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

(2) 市民1人あたりのごみと資源の総量

令和元年度の市民1人あたりのごみと資源の総量（各区総量）は596g/日・人で、平成21年度に比べ、12.0%削減されました。

市民1人あたりのごみと資源の総量（令和元年度） (単位：グラム/日・人)

	ごみと資源の総量	ごみ量	資源化量※
		ごみ量	資源化量※
令和元年度	596	402	194
平成21年度差	▲81 (▲12.0%)	▲40 (▲9.0%)	▲41 (▲17.4%)
平成21年度	677	442	235

※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

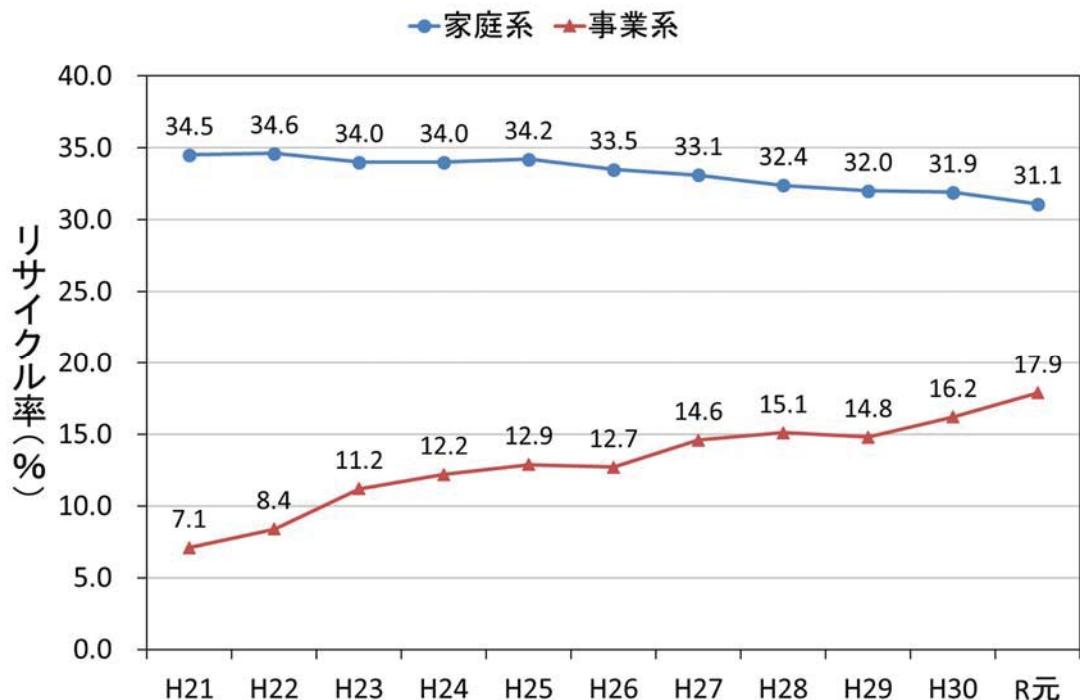
※ 資源集団回収量を含みます。

(3) リサイクル率

家庭系のリサイクル率は、平成21年度から約31～34%の間で推移し、ここ数年は微減傾向です。

事業系のリサイクル率は、平成21年度の約7%から年々上昇し、令和元年度は約18%です。

家庭系・事業系リサイクル率の推移



※1 リサイクル率 = $\frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ量} + \text{資源化量}}$

※2 事業系の資源化量は、せん定枝と生ごみが対象。

(4) ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス（令和3年度目標：平成21年度比25%以上削減）

令和元年度の温室効果ガス排出量は、約26万トンで、基準年度に比べ7.8%減少しました。

温室効果ガス排出量（令和元年度）
(単位：万トン(CO₂換算))

	温室効果ガス排出量
令和元年度	26.0
平成21年度差	▲2.2 (▲7.8%)
平成21年度 (基準年度)	28.2

- ※ ()内数値は、平成21年度との比を示しています。
- ※ 温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成25年度から基準年度（平成21年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。
- ※ 温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の走行によるものに、ごみ発電による削減効果を加えています。

(5) 家庭から出される食品ロス発生量（令和3年度目標：平成27年度比20%以上削減）

令和元年度の家庭から出される食品ロス発生量（推計値）は約9万4千トンで、基準年度に比べ15.3%減少しました。

食品ロス発生量（令和元年度）
(単位：万トン)

	食品ロス発生量（推計値）
令和元年度	約9.4
平成27年度差	約▲1.7 (▲15.3%)
平成27年度 (基準年度)	約11.1

※ ()内数値は、平成27年度との比を示しています。

(6) 焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化（送電電力量）（令和3年度目標：平成29年度比5%以上増加）

令和元年度の焼却工場での創エネ・省エネによる送電電力量は約2.4億kWhで、基準年度に比べ6.0%増加しました。

送電電力量（令和元年度）
(単位：億kWh)

	送電電力量
令和元年度	約2.4
平成29年度差	約0.13 (6.0%)
平成29年度 (基準年度)	約2.2

※ ()内数値は、平成29年度との比を示しています。

※ 電力量は端数処理した数値となるため、計算で求めた差と異なる場合があります。

3 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ^{スリーム}3R夢プランのPR

ア イベントや広報媒体の活用

市民・事業者の皆様にヨコハマ^{スリーム}3R夢プランの周知を図り、^{スリーアール}3R行動を実践してもらうため、「ヨコハマ^{スリーム}3R夢！」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

PR実績（令和元年度）

イベント	各区区民まつり、横浜セントラルタウンフェスティバルY160、かながわ食育フェスタ、3R行動推進キャンペーン、横浜市場まつり、環境絵日記展、エシカルトークかながわ2019、みなとまち食のEARTH Fes、横浜F・マリノスホームゲーム開催日の日産スタジアムでの分別啓発 他
広報	各種交通広告（市営地下鉄、市営バス、シーサイドライン等）、地域情報紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報よこはま、局ホームページ、ツイッター、フェイスブック 他

イ 「ヨコハマ^{スリーム}3R夢！」広報大使 横浜F・マリノス

横浜F・マリノスには、平成23年度から「ヨコハマ^{スリーム}3R夢！」広報大使として、日産スタジアムでの分別啓発、選手出演・掲載の啓発動画やポスターの作成など、様々な広報啓発活動にご協力いただいています。

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ^{スリーム}3R夢！」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rでごみ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行っています。

令和元年度実績 表彰総数138点（応募総数1,837点／応募校数184校）

イ 小学4年生用^{スリーム}3R夢学習副読本

市内の小学4年生の児童全員（国、県、私立含む。）に、授業でごみ処理の流れや^{スリーアール}3R行動について学ぶ、^{スリーム}3R夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ^{スリーム}3R夢！」を配布しています。

ウ 出前教室の実施

職員が保育園・幼稚園、小学校などに出向き、ヨコハマ^{スリーム}3R夢の学習を行う出前教室を実施しています。

令和元年度実績 200回（保育園・幼稚園116回／小学校77回／その他学校7回）

(3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら ^{スリーアール} 3 R や環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

以下のア～カでは ^{スリーアール} 3 R について学べる体験型のメニューを用意しています。

ア ^{スリーアール} 3 R 夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsrukou-hiroba.html>

イ ^{スリーアール} 3 R 夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

ウ ^{スリーアール} 3 R 夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

エ ^{スリーアール} 3 R 夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

オ 遊んで♪学んで！都筑 ^{スリーアール} 夢教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)

TEL 941-7914 FAX 941-8409

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>

カ プレパーク・さかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)

TEL 891-9200 FAX 893-7641

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

(4) その他

ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。区役所・収集事務所・焼却工場等に配架しています。

イ インターネットホームページによる情報提供

資源循環局の業務や^{スリーアール}3Rに関する情報などを、分かりやすく提供しています。

令和元年度「ごみ・リサイクル」関連ページアクセス件数 約944万件

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>

ウ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解していただき、^{スリーアール}3R行動実践のきっかけとなるよう、焼却工場や選別センター等の見学会やイベントに併せた施設見学を実施しています。また、小学4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の受入れを実施しています。

令和元年度見学件数 614件（うち、学校見学 360件）、イベント件数 16件

エ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary（ミクショナリー）」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上やスマートフォンアプリで提供しています（日本語、英語、中国語）。

令和元年度検索件数 189万3千件

ホームページ <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>

オ イーオのごみ分別案内（チャットボット）

AIを使って会話形式でごみの分別を案内するサービスをNTTドコモと共同で開発・運用しています。平成29年3月から実証実験を開始し、平成30年4月から本格実施しました。

およそ2万語に対応し、ごみの分別を必ず検索できるほか、粗大ごみの料金案内やインターネット受付への誘導などにも対応しています。

令和元年度質問数 60万4千件

カ スマートフォンアプリによる情報提供

横浜市ごみ分別辞典「MIctionary（ミクショナリー）」や、収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の2種類のスマートフォンアプリを提供しています。

令和元年度ダウンロード数 約2万8千件

（「横浜市ごみ分別アプリ」 約2万7千件 「横浜市ごみ分別ゲーム」 約1千件）

キ ソーシャルネットワーキングサービス（ツイッター、フェイスブック）による情報提供

平成 24 年 6 月 1 日から温暖化対策統括本部及び環境創造局と共同で、ツイッターの運用を開始しています。当局は記者発表情報といった横浜市が発信する情報をはじめ、エコライフに繋がるイベントの情報や、資源・環境に関する豆知識を発信しています。

アカウント名 横浜環境情報(@yokohama_kankyo)

フォロワー数（当アカウント発信情報を受け取っている方） 4,246 人（令和 2 年 3 月末時点）

また、令和 2 年 3 月にプラスチック対策を呼びかけるツイッター、6 月にプラスチック対策につながる企業の取組情報を発信するフェイスブックを開設しました。

ツイッター アカウント名 よこはまプラ対策 (@yokohama_pla)

フェイスブック アカウント名 ヨコハマ 省プラスタイル

<https://www.facebook.com/plastic.a.program>

ク 横浜D e NAベイスターズとの取組

本市の環境部局（温暖化対策統括本部・環境創造局・資源循環局）が合同で、6 月の環境月間を中心に、「横浜D e NAベイスターズ」協力のもと、啓発ポスターの作成など、本市環境施策に係る広報啓発の取組を行っています。

4 プラスチック対策の推進

(1) 庁内で連携したプラスチック対策の推進

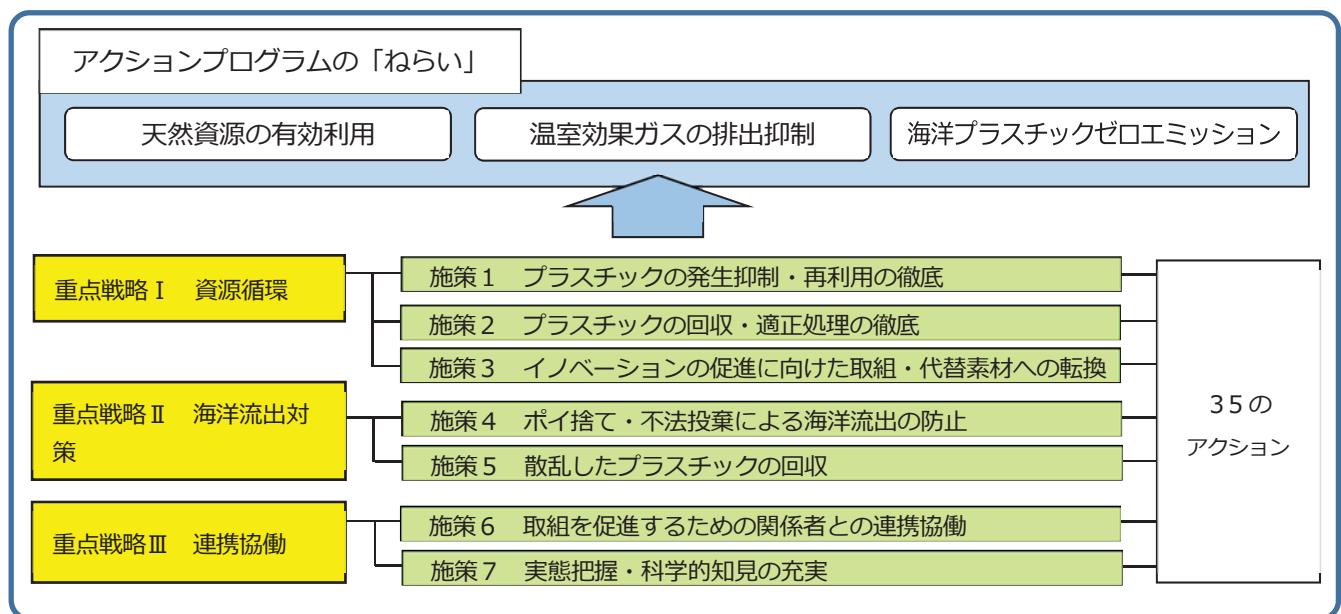
プラスチックによる海洋汚染が地球規模での課題となっており、生態系への影響も懸念されていることから、世界ではプラスチック問題の解決に向けた動きが広まっています。日本でも、令和元年5月31日に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和2年7月から全小売店舗でのレジ袋有料化が義務付けられるなど、問題の解決に向けて国を挙げた取組が進んでいます。

プラスチック対策に向けた取組を進めていくうえでは、基礎自治体の役割も欠かせないところから、市民・事業者の皆様とともに、オール横浜で取り組むことが重要です。

そこで、プラスチック問題の解決に向けて、横浜市が取り組む具体的な行動を示した「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」を、令和元年9月に策定しました。

「資源循環」「海洋流出対策」「連携協働」の3つを重点戦略に掲げ、庁内で連携して、35のアクションを推進していきます。

よこはまプラスチック資源循環アクションプログラムの体系図



(2) 「よこはまプラスチック対策強化月間」の取組

令和元年6月にG20サミットが大阪で開催されました。日本のプラスチック対策が世界にアピールされる機をとらえ、本市では同年6月を「よこはまプラスチック対策強化月間」とし、市内全域でプラスチック対策に取り組みました。

ア イオングループとの取組

市内で多くの店舗を展開しているイオン株式会社と連携して、グループ店舗356店でワンウェイプラスチック削減に向けたキャンペーンを実施しました。

市内のイオングループ店舗でポスターやポップを掲示し、プラスチック問題の現状や市民の皆様に取り組んでいただきたいことをお伝えするとともに、プラスチック問題についての消費者意識を把握するためのアンケートを行いました。また、資源循環局職員による店頭啓発を実施しました。

イ 駅頭での普及啓発活動の実施

各区の主要な駅頭で啓発活動を実施しました。

ウ 清掃活動の実施

プラスチック対策として清掃活動等を実施しました。

清掃活動・PRの実施にあたっては、バイオマスプラスチック製ごみ袋を提供しました。

エ 収集車による取組

収集車にて、プラスチック分別の協力を呼びかける広報を行いました。

5 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 食品ロス・生ごみ削減に向けた取組

ア 食品ロス削減に向けた取組の推進

本市の家庭から出される燃やすごみには年間約 94,000 トン（令和元年度）もの食品ロスが含まれています。この食品ロスを減らすため、様々な機会をとらえて広報啓発を行っています。「まるごと旬野菜～使い切りレシピ～」の普及、食材を無駄にしない収納・調理方法などの家庭での実践に役立つ講座の実施により、家庭での食品ロス削減の呼びかけを行っています。

また、食品ロス削減行動のきっかけづくりとして、食の大切さについて考えるワークショップや、市民の皆様の食品ロス削減についての決意写真で作る「MOTTAINAI（もったいない）モザイクアート」等により、食品ロスへの関心を高めてもらうよう訴えかけています。

イ 国際機関、事業者、団体等との連携

国際機関と連携した食品ロスや食料問題などを考えるワークショップやイベントの開催、事業者間ネットワークを活用し、民間事業者の視点やノウハウを活かした食品ロス削減の推進、フードシェアリングなどの食品ロス削減に関する様々な取組の広報啓発等、各種団体と連携した取組を行います。

ウ フードバンク・フードドライブ活動の推進

令和2年度は、フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、区役所等の公共施設や小売店舗といった身近な場所に食品を持ち寄っていただける環境づくりを進めます。また、活動の認知度を向上させるため、SNS 等を活用し広報啓発を行います。

エ 土壤混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壤混合法の講習会等を行っています（令和元年度実績：各区講習会実施回数 計 629 回）。土壤混合法は、プランター等を使用して、家庭から出る生ごみと土を混ぜ合わせ、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな堆肥に変える方法です。堆肥化した土は花や野菜を植える土として使うことができます。

自治会町内会や学校、幼稚園などの団体へ機材の貸出も引き続き行い、土壤混合法の普及啓発に取り組みます。

オ 生ごみの資源としての有効利用

資源の有効利用を更に促進するため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議・連携を図りながら検討していきます。

カ 「食べきり協力店」事業の推進

焼却される事業系ごみの3割以上を占める食品廃棄物の減量化が課題です。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和2年度は、さらなる事業の認知度向上を図り、登録店舗数の拡大や利用者の増加につなげるなど、外食時における食品ロスの削減を進めます。

食べきり協力店取組項目（以下の5項目のうち1つ以上を実践していただいている）

- ・小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食べきり協力店登録状況

年度	平成27年度以前	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計
飲食店	679	57	58	28	80	902
宿泊施設	7	0	0	0	0	7
計	686	57	58	28	80	909

※ 平成24年度にモデル事業を行い、25年度から全市展開しています。

キ 事業系食品リサイクルの推進

食品廃棄物の発生抑制や再生利用等について、優れた取組を行っている事業所を、「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰し、取組内容をホームページで紹介します。

(2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて（任期2年、令和元～2年度：約4,000名）自治会町内会（平成31年4月1日時点、団体数2,857団体、加入世帯数1,230,968世帯）などの地域や行政と緊密に連携し、ごみの減量による脱温暖化に向けた3R行動を中心とした次のような取組を行っています。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・地域清掃活動の推進
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供
- ・住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

様々な地域活動の中で、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行っています。

表彰者数（令和元年度）

区分	個人	団体	合計
ヨコハマ3R夢行動推進者	8	2	10
清潔できれいな街づくり推進者	23	26	49
環境事業推進委員永年在職者	301	—	301
合計	332	28	360

記念講演会 日 時：令和元年11月13日(水) 場 所：横浜市開港記念会館 講 師：兼廣 春之 (東京海洋大学 名誉教授) 参加者：約200名
--

(4) 優良集積場所の表彰

ごみの分別や清掃等に積極的に取り組んでいる集積場所を、地域の方の推薦で「優良集積場所」として選定し、表彰等を行っています。

6 徹底的なごみの分別とリサイクルの推進

(1) 家庭系ごみ

ア 分別事業の実績

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別を実施しています。

分別収集品目の資源化量（令和元年度実績）

（単位：トン）

プラスチック製容器包装	スプレーケース	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ
48,817	611	1,209	508	82	8,671	19,534	13,094	4,354	4,648	321	6,704	10	61	1,333

資源化物の売扱金額（令和元年度実績）

（単位：千円）

プラスチック製容器包装	スプレーケース	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ
0	18,302	3,313	7,364	—	764,412	2,306	393,925	—	5,625	—	7,350	4,964	5,451	—

※ プラスチック製容器包装は指定法人からの再商品化合理化拠出金

※ ペットボトルは指定法人からの再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金の合計

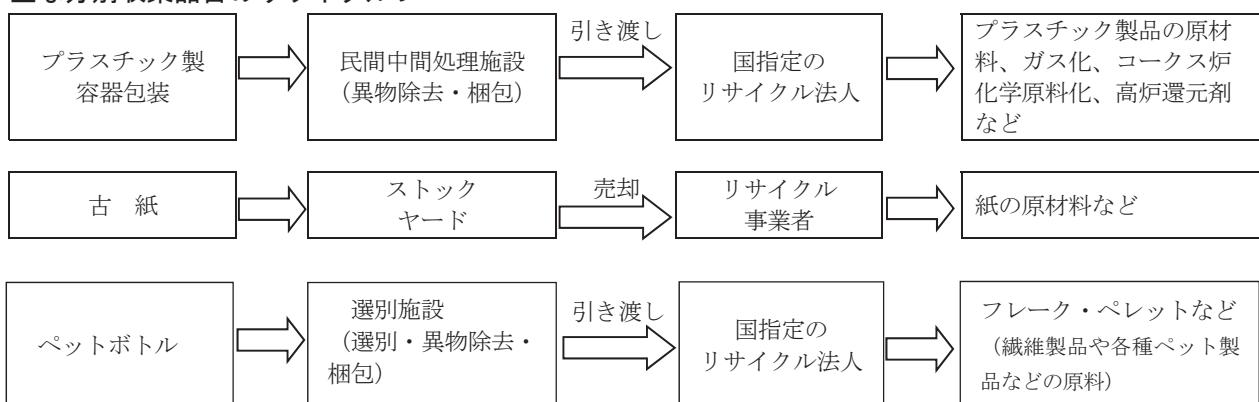
資源化物の中間処理及び資源化委託経費（令和元年度実績）

（単位：千円）

プラスチック製容器包装	スプレーケース	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ
1,478,079	95,791	—	—	26,664		1,876,917		70,305	—	9,187	53,519	—	—	51,153

※ 収集運搬経費は含まない。

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※ プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

イ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から市内の30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは45%の世帯に拡大、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区、青葉区、都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区、戸塚区、栄区、泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のもの（特定事業者負担分）とペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。

なお、その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

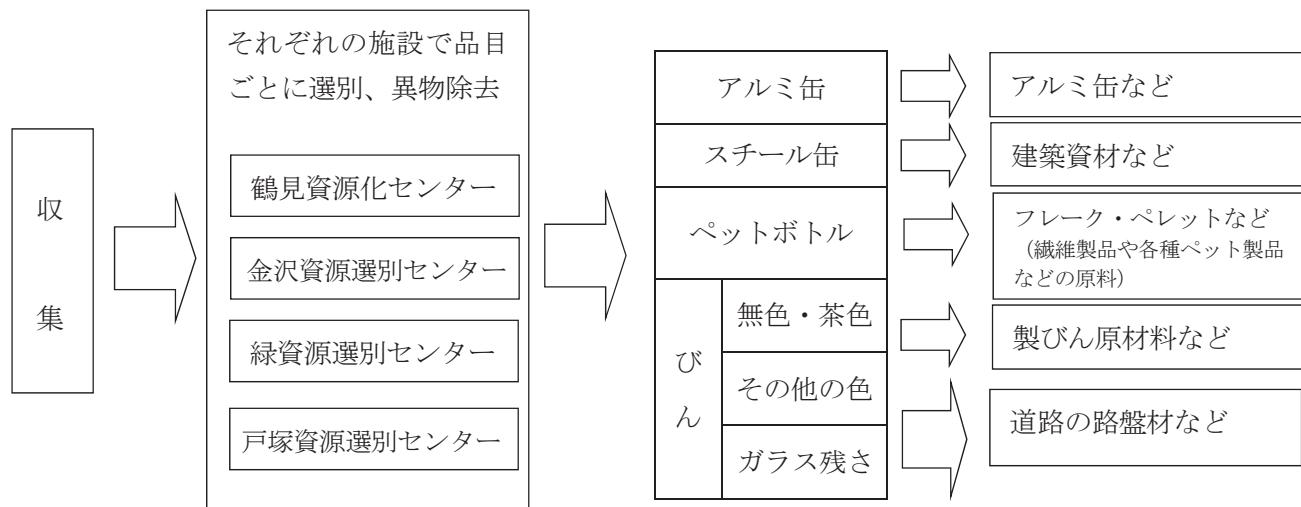
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処理内訳	アルミ缶	4,608	4,619	4,601	4,657	4,863
	スチール缶	4,366	4,143	4,036	3,891	3,807
	びん	22,208	21,811	21,323	20,376	19,534
	ペットボトル	11,410	11,541	11,772	12,858	13,094
	ガラス残さ	5,098	4,727	4,317	4,213	4,354
	合計	47,690	46,841	46,049	45,995	45,652

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトルリサイクルフロー



ウ 古紙及び古布のリサイクル

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。市内の家庭から排出される古紙については平成 26 年 4 月から、古布については平成 26 年 11 月から、原則として資源集団回収により回収されています（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。）。

収集した古紙及び古布は、行政が再資源化事業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装のリサイクル

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、「容器包装リサイクル法」に基づき、指定法人に引き渡し資源化しています。

なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球のリサイクル

家庭から排出された粗大ごみのうちの金属類と羽毛布団、また、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ ガラス・陶磁器類のリサイクル

家庭から燃えないごみとして排出されたガラス・陶磁器類を、平成 30 年 4 月から資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。ガラス・陶磁器は路盤材としてリサイクルされます。

キ 小型家電のリサイクル

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成 25 年 10 月から実施しており、平成 28 年 5 月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）施行令」に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm × 15cm）に入る長さ 30cm 未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市の大型スーパー・ホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18 区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内 77 か所です（令和 2 年 3 月時点）。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,300団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成30年度は、登録団体に対して1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

令和2年度も引き続き奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収団体(団体)	4,250	4,258	4,264	4,300	4,254
回収量(トン)	180,721	171,363	165,225	157,458	152,637
品目別回収量	紙類	169,205	160,487	154,282	146,619
	布類	9,881	9,219	9,271	9,189
	金属類	1,571	1,591	1,609	1,592
	びん類	64	67	63	57

※ 端数処理により、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置しており、市民の皆様が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど89か所に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマスリム3R夢！」等をPRしています。

サ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆様が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

制度適用状況（令和元年度）

調査した 集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
10,821 か所	953 件	0 件	0 件	0 件*

* 削除実施以降の累計件数：2 件（平成 21 年度）

シ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成25年4月1日から「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金を科されることがあります。

それに伴い、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。

ス 水銀含有製品の回収に向けた取組

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行に伴い、家庭にある不要な水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計について、区役所・収集事務所で拠点回収を行っています。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の会議等に出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

事業者への働きかけ（令和元年度実績）：15 回 3,287 名

イ 立入調査

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年1回、減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、中小事業所への電話や訪問による現況確認を行っています。

事業用大規模建築物等立入調査及び中小事業所調査等実績

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大規模建築物数	2,784	2,825	2,782	2,799	2,789
立入調査件数	882	878	817	842	815
中小事業所 調査等件数	2,084	3,049	2,708	1,875	1,673

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を常に実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者や排出事業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
検査台数	190,894	187,692	193,732	192,719	188,542
指導台数	969	577	342	319	375
持ち帰り台数	38	71	19	28	7

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（令和元年度）

調査した事業者数（延べ）	指導	勧告	公表	命令	受入拒否	過料
2,476 か所	641 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

オ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制や分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・適正処理に取り組んでいます。

(ア) ルート回収

市施設等の廃棄物処理をとりまとめ、分別・排出のルールを共通化するなどにより、ごみの適正処理を推進しています。

市役所ごみゼロルート回収 排出量・参加施設数の推移

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
排出量（トン）	8,961	8,769	9,055	8,963	9,082
参加施設数	1,302	1,295	1,290	1,290	1,284

(イ) 各職場における 3 R 行動の推進

各部署において分別排出の状況を把握し取組目標を設定して実行する「オフィス 3 R 夢プラン」を策定し、四半期ごとの状況チェック、研修会、区局訪問等を通じて、各部署における 3 R 行動の推進を目指しています。

カ 3 R 活動優良事業所等の認定

事業系廃棄物の分別排出や、3 R 活動に顕著な功績のあった事業所を「3 R 活動優良事業所」として、また、3 R 活動、とりわけ事業系廃棄物の適正処理や分別排出に貢献した一般廃棄物収集運搬業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として認定し、その取組を広く紹介することにより、事業系廃棄物の分別排出や 3 R 活動を推進しています。

認定実績

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
スリーアール 3 R 活動優良事業所	45	45	40	47	46
一般廃棄物収集運搬業 優良事業者	16	15	20	18	※

※ 令和元年度の一般廃棄物収集運搬業優良事業者の認定については、認定基準日等を改正したため、実施していません。

7 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、保土ヶ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、工場の既存施設を利用した中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量 (単位:トン)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鶴見工場	275,573	270,559	273,247	254,108	275,435
保土ヶ谷工場	—	—	—	—	—
旭工場	135,894	135,071	128,039	121,137	121,416
金沢工場	292,160	293,334	296,716	280,352	286,865
都筑工場	182,997	183,172	179,704	211,655	202,928
合 計	886,624	882,136	877,706	867,252	886,643

※ 保土ヶ谷工場は、平成22年3月から一時休止。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鶴見	1	0.000014	0.0011	0.00086	0.00091	0.0046
	2	0.000028	0.0022	0.0030	0.00093	0.0031
	3	0.000013	0.0022	0.00091	0.00000017	0.00044
保土ヶ谷	1	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止
	2					
	3					
旭	1	0.0020	0.000040	0.000045	0.0086	0.000000078
	2	0.0062	0.00034	0.000083	0.00085	0.0013
	3	0.00079	0.0011	0.00000026	0.000089	0.000059
金沢	1	0.000048	0.000072	0.00000021	0.00012	0.00000024
	2	0.0016	0.0012	0.00057	0.000078	0.000020
	3	0.00000048	0.0040	0.000034	0.0011	0.000000063
都筑	1	0.0042	0.025	整備中	0.000058	0.0076
	2	整備中	0.018	0.013	0.0085	0.037
	3	0.050	整備中	0.00095	0.000066	0.0017

※ 排出基準 1ng-TEQ/m³ N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³ N)

(2) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれあゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給し、さらに余剰電力を電気事業者に売却しています。

令和元年度の売却電力量は、緑区の世帯に相当する約8万世帯が1年間に消費する電力です。売電収入は、約34億円の収入になりました（令和元年度の売電収入は、平成31年3月～令和2年2月分の合計です。）。

発電実績（令和元年度）

（単位：kWh）

総発電電力量	内訳		
	所内消費量	余熱利用施設等	売電電力量
鶴見工場	106,211,050	35,995,897	3,240,425
旭工場	42,491,310	15,522,712	296,330
金沢工場	131,898,770	42,297,220	1,033,230
都筑工場	79,796,980	21,841,356	2,148,520
計	360,398,110	115,657,185	6,718,505
			238,022,420

※ 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量分を含みます。

(3) 焼却工場の維持管理

焼却工場では、排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。また、定期的に焼却炉やボイラー、排ガス処理施設等の補修を行い、安定した稼働に努めています。

焼却工場の維持管理費（令和元年度実績）

（単位：千円）

	工場運営費	工場補修費	排ガス処理施設等整備事業
鶴見工場	576,939	379,821	—
旭工場	358,776	413,913	—
金沢工場	550,500	541,013	133,134
都筑工場	463,092	333,546	—

(4) 焼却灰の有効利用

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、最終処分場の延命化につながることから継続的に実施していく事が大切です。資源化の手法には、溶融処理やセメント原料化等があり、令和元年度は民間による溶融処理を実施しました。

焼却灰資源化量（令和元年度）（単位：トン）

資源化手法	民間による 溶融処理
資源化量	1,032

(5) 埋立処分

横浜市では南本牧ふ頭にある最終処分場で、一般廃棄物と産業廃棄物の埋立処分を行っています。平成29年10月には新たな最終処分場として第5ブロック処分場を開設しました。ごみの減量化に取り組むとともに焼却灰の資源化を計画的に行うことで、50年程度の運用を目指します。

最終処分場（埋立てが終了した場所も含む。）では、排水処理施設により、発生する浸出水の処理を行うとともに、水質、土壤等の環境調査を定期的に実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

廃棄物埋立量（単位：トン）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般廃棄物	120,496	122,374	130,046	127,453	127,759
産業廃棄物	12,924	13,716	10,284	9,830	9,510
合 計	133,420	136,090	140,330	137,283	137,269

(6) 将来に向けた焼却工場の再整備

焼却工場の老朽化が進む中、将来にわたり安定的にごみを処理するため、計画的な工場の整備と効率的な処理体制の構築が必要となります。

稼働25年を目途に設備の機能回復を図る長寿命化対策工事を順次実施し、10年程度延命化を図っています。現在、鶴見工場の長寿命化対策工事を平成30年度から5か年で進めています。

また、平成29年度末で長寿命化対策工事を完了した都筑工場が、令和10年度頃に寿命を迎えることから、休止している保土ヶ谷工場の建替えによる再整備を進めます。令和2年度は、事業手法を含めた工場の整備計画策定等を行います。

(7) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

(8) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、エアコン、テレビ(プラズマ・液晶・ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)です。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました(ただし、28年5月から小型家電リサイクルとしての回収を始めました。)。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めていきます。

(9) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業※及び処分業の許可を行っています。

また、許可をした業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬業	121	121	126	129	131
処分業	12	12	12	14	14

※ 平成30年度から、一部を除き新たな許可は行っていません。

<横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針(抜粋) (平成30年1月1日施行)>

1 取扱廃棄物の種類が一般廃棄物(ごみ(横浜市が収集するものを除く。))である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

- (1) 一般廃棄物収集運搬業(ごみ)については、現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行いません。
- (2) 取扱廃棄物の種類が、動物及びその汚物、木くず若しくは生ごみであって、本市処理施設に搬入することができない場合、又は、取扱廃棄物が車道清掃に伴い収集するごみの場合にあっては、引き続き許可を行います。

2 取扱廃棄物の種類が一般廃棄物(浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥)である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

※ 一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥)については、現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行いません。

(10) 一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬車両表示

事業系一般廃棄物許可制度を開始して以来、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集・運搬に使用する車両について、許可車両の車体色と表示内容を指定してきましたが、資源循環産業のイメージアップを図るため、平成31年4月から、運搬車両の車体色の基準の緩和を行いました。

(11) 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、ごみの処理・処分を行っている施設における放射性セシウムの濃度や空間線量の測定、放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

焼却工場での焼却灰（主灰、飛灰）の放射性セシウムの測定及び敷地境界等での空間線量の測定については、平成31年3月をもって終了しました。

ア 最終処分場での測定結果

南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）については平成23年6月から令和2年3月まで、また南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場については平成30年4月から現在まで、排水処理施設の流入水及び放流水、最終処分場周辺海水の放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）の測定を行っていますが、全て不検出（検出下限値未満）です。

また、敷地境界で空間線量測定を行っていますが、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルです。

イ 放射性セシウム溶出防止対策

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設において、ゼオライト吸着塔を設置していますが、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼動させます。

※ 焼却工場での対策（飛灰へのゼオライトの噴きつけ及びベントナイトの添加）は、平成30年3月をもって終了しました。

8 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃や路上にある違反広告物に関する対策等を行う「クリーンアップ事業」を実施しています。各区においては、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の指導を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るとともに、吸い殻のポイ捨ての防止を図るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者には2,000円の過料を適用しています。令和2年7月1日からは、みなとみらい21地区的指定区域を新市庁舎周辺まで拡大しました。喫煙禁止地区以外の地域では、各区美化推進重点地区を中心に、歩きたばこ防止パトロールを実施し、歩行喫煙の防止等についての周知・指導を強化しています。

また、令和3年度に開催が予定されている東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、横浜を訪れる方々を美しいまちでお迎えできるよう準備を進めます。

美化推進重点地区における活動状況（令和元年度）

重点地区数	全27地区 都心部：6地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区、新横浜地区） その他各区主要駅周辺：21地区
面積	都心部：445ha その他各区主要駅周辺：511.9ha
各区美化推進員数	101人
各区美化推進員による、 ポイ捨て等への指導	699件

喫煙禁止地区における活動状況（令和元年度）

喫煙禁止地区数	<8地区> 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区
合計面積	約40.2ha
美化推進員数	21人
過料処分適用件数	1,146件

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の活用など、防止対策を図っています。

不法投棄防止実績

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
夜間監視パトロールの実施	延 60 日	延 60 日	延 60 日	延 40 日	延 28 日
警報装置	54 台	55 台	55 台	51 台	51 台
防止立て看板の作成	53 本・脚有 58 枚・脚無	10 本 (木製脚有) 25 枚 (木製脚無) 760 枚 (プラスチック製)	795 枚 (プラスチック製)	45 本 (木製脚有) 25 枚 (木製脚無) 838 枚 (プラスチック製)	10 本 (木製脚有) 15 枚 (木製脚無) 1,243 枚 (プラスチック製)
不法投棄回収量	約 1,376 t	約 1,326 t	約 1,377 t	約 1,326 t	約 1,324 t

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発見・通報	126	85	92	119	105
委員会諮問	54	35	26	32	22
委員会報告	0	2	1	1	0
横浜市撤去	46	29	24	25	19
自主撤去	80	66	59	88	66

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

(4) 焼却工場の受け入れ拡大

平成 31 年 1 月より金沢工場で 24 時間受付を実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみを迅速に収集し、ごみのない美しい街の実現を推進します。

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市のし尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

令和元年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約375万人のうち、くみ取り処理約0.12%、浄化槽処理約0.18%と推計されます。

2 終末処理の状況

令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は35,286kLで、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。令和元年度に申請受理した基数は41基で、その設置累計は5,879基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について一般廃棄物対策課で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築局建築指導課又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各1通）を一般廃棄物対策課に提出します。

(2) 設置指導

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導等を行っています。令和元年度に行った浄化槽設置の審査・指導等件数は41件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、令和2年4月1日時点での浄化槽の清掃業許可業者（18社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

令和元年度指導実績

ア　浄化槽立入指導

　　浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（68 基）

イ　大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（47 基）

4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

（単位：kl）

年　度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
し　尿　収　集　量	7,408	7,173	7,109	6,982	7,641
浄化槽汚泥等収集量	27,334	26,069	26,402	27,173	27,645
総　収　集　量	34,742	33,242	33,511	34,155	35,286

5 公衆トイレ・災害対策用トイレ

（1）公衆トイレの維持管理

市内には資源循環局管理の公衆トイレが 77 か所あります（令和 2 年 4 月 1 日時点）。清掃は原則 1 日 1 回、日曜日を除く週 6 回行い、清潔の保持に努めています。一部の公衆トイレでは、1 日 2 回の清掃、火・木曜日を除く週 4 回又は日曜日を含む週 7 回の清掃を行っています。

（2）公衆トイレの整備

和式便器や老朽化のため臭気の原因となる F R P 製便器を洋式便器へ更新するなど、市民や来街者が安心して利用できる環境を計画的に整備しています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光地周辺の公衆トイレの全面改修を行うとともに、地域から要望のあった公衆トイレについて、区局で連携して整備を進めています。

（3）災害対策用トイレ

地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

また、災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）の整備を進めています。

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

産業廃棄物は大企業や大規模工場だけでなく、身近にある様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成30年度の横浜市における産業廃棄物発生量（推計）は、約1,060万トン（前年度比0.4%減）です。このうち、中間処理等による減量化量は約770万トン、再生利用量は約245万トン、最終処分される量は約45万トンです。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化 (単位：万トン)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	1,033	1,001	1,000	1,064	1,060
減量化量	681	622	650	658	770
再生利用量	291	335	294	384	245
最終処分が必要な量	61	46	56	22	45

(2) 産業廃棄物の処分状況

令和元年度に市内で埋立処分された産業廃棄物の量は、14,481トンでした。内訳は、処分業者による処分が4,971トン、市による処分が9,510トンです。

なお、令和元年度に海洋投入処分※された産業廃棄物はありませんでした。

市内で産業廃棄物を埋立中の最終処分場は、民間処分業者が設置した施設が1施設、公共関与による施設が1施設あります。

※ 海洋投入処分

我が国では海洋投入処分を禁止する「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）の批准をしており、海洋投入処分量削減に向け、平成29年4月より許可申請者が、海洋投入処分を行う者から、建設汚泥が発生する工事を発注した者に変更されました。

ロンドン条約は、国際的に海洋投棄に関する規制の取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択、1975年（昭和50年）に発効され、日本は1980年（昭和55年）に批准しています。また、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約96年議定書」が2006年（平成18年）に発効されています。

2 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）スリーム

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第7次計画（平成28年3月策定、計画期間 平成28年度から令和2年度）に沿って取組が行われています。

【目標】

1 更なる3Rの推進スリーアール

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。

最終処分率を令和2年度において、4%以下とすることを目指します。

2 適正処理の徹底

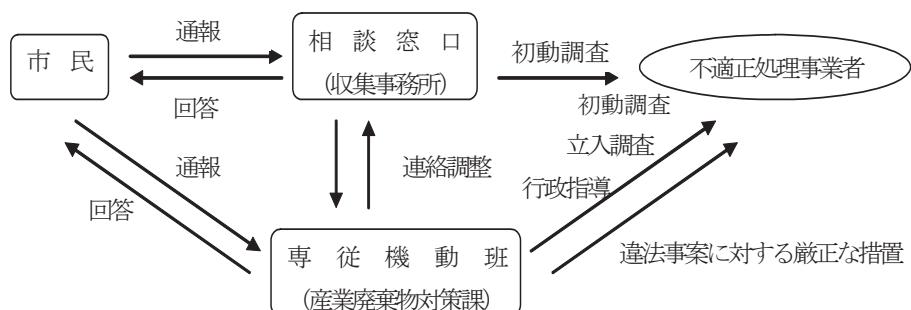
良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

3 大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に元神奈川県警職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	38	30	32	21	20

4 排出事業者指導

市内に約 12 万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト（石綿）等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象の約 8,500 事業所を中心に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。令和元年度の事業所立入数は 596 件、分析調査は延べ 30 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づき、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 450 事業所を対象に、処理に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

令和 2 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や碎石処理施設等への立入指導を強化する等、再生碎石へのアスベスト含有産業廃棄物の混入防止を徹底していきます。また、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 P C B 廃棄物適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル（P C B）は、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくい、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質をもつことから、かつては電気機器などに幅広く使用されましたが、毒性が問題化し、現在は製造・輸入とともに禁止されています。

P C B 廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で定められる期間内に処理する必要があり、市内の P C B 廃棄物のうち、高濃度 P C B 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の東京 P C B 廃棄物処理施設及び北海道 P C B 廃棄物処理施設において、低濃度 P C B 廃棄物は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等において順次処理されています。

保管事業者に対しては、処分期間内に適正処理するよう指導するとともに、処理が行われるまでの間、法令及び平成 24 年 4 月に施行（令和元年 5 月に改正）した「横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱」に基づき、適正に保管・管理するよう指導しています。

また、未把握の P C B 廃棄物や P C B 含有製品について、掘り起こし調査を実施しています。平成 28 年度から令和元年度に自家用電気工作物設置者を対象に掘り起こし調査を実施した結果、回答率は約 88% でした。そのほか、平成 30 年度から令和元年度には、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物に P C B が使用された安定器が保有されていないか調査を実施し、回答率は約 41% でした。令和 2 年度は、未回答であった事業者等に対して引き続きフォローアップ調査を実施する予定です。

このほか、適正な保管が困難な事業者等の P C B 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

市内で保管している主なP C B廃棄物の量

高濃度P C B廃棄物 (市役所は令和2年3月末速報値、市役所以外は平成31年3月末時点)

	変圧器・コンデンサー(台)	安定器(台)	合計(台)
市役所以外	1,908	146,545	148,453
横浜市役所	0	5,990	5,990
合計	1,908	152,535	154,443

低濃度P C B廃棄物

(平成31年3月末時点)

	変圧器(台)	コンデンサー(台)	合計(台)	その他(kg)
市役所以外	684	527	1,211	96,296
横浜市役所	168	137	305	8,238
合計	852	664	1,516	104,534

自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実績

(令和2年3月時点)

送付数	回答あり		未回答	所在不明
	届出必要	届出済・不要		
14,572 (100%)	12,837 (88.1%)	175 (1.4%)	12,662 (98.6%)	981 (6.7%)
				754 (5.2%)

昭和52年3月以前に建てられた事業用建物を対象とした掘り起こし調査の実績 (令和2年3月時点)

送付	回答あり	未回答	未達
32,919件 (100%)	13,550件 (41.2%)	14,796件 (44.9%)	4,573件 (13.9%)

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、産業廃棄物の収集運搬業と処分業、特別管理産業廃棄物の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます（処分業には、焼却・破碎などの中間処理業及び埋立の最終処分業があります。）。

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規	9 (2)	17 (1)	9 (1)	7 (0)	7 (0)
変更	15 (0)	13 (4)	13 (1)	12 (2)	9 (1)
更新	124 (13)	93 (8)	57 (8)	53 (10)	67 (5)
合計	148 (15)	123 (13)	79 (10)	72 (12)	83 (8)

※ () 内は特別管理産業廃棄物処理業の許可件数の内数、許可件数は許可内容（業の種類）ごとに集計。

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬	299	270	248	229	196
収集運搬 中間処理	59	61	63	62	62
中間処理	67	64	61	66	68
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
中間処理 最終処分	1	1	1	0	0
最終処分	1	1	1	1	1
合計	427	397	374	358	327

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分に関する指導

市内で埋立処分される産業廃棄物のうち、汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん等環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることを確認してから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理施設

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体におけるアスベスト対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が 80 m²未満の建築物の解体工事についても、平成 17 年 11 月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体及びアスベスト対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法	届 出	7,437	7,733	7,758	7,880	7,727
	通 知	1,308	1,200	1,262	1,228	1,266
計		8,745	8,933	9,020	9,108	8,993
要 約		1,488	1,441	1,389	1,517	1,604
計		10,233	10,374	10,409	10,625	10,597
現地指導調査		401	406	405	405	371

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成 16 年 7 月 1 日から使用済自動車の解体業や破碎業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成 17 年 1 月 1 日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては、許可基準が遵守され、環境への影響が起きないよう指導しています。

登録・許可業者数

(令和 2 年 3 月末時点)

登 録 業 者		許 可 業 者	
引 取 業	430	解 体 業	33
フロン類回収業	68	破 碎 業	11

11 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

具体的には、処分場内外に設置されている井戸で汚水をくみ上げ、浸出水処理施設で浄化し、下水道に放流しています。

なお、行政代執行に要した費用については、原因者への費用求償を引き続き行います。

12 有害使用済機器（雑品スクラップ）対策

一般家庭や業務上使用されている電気電子機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されているもの又は潤滑油等の油が使われているものがあります。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性があります。

このため平成30年4月1日から廃棄物処理法の改正により、下記の家電製品等（本来の使用用途を終了し収集されたもので廃棄物を除く。）が「有害使用済機器」として指定され、それらを扱う事業者に届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられました。

届出書の審査及び現場パトロール等により適正保管の指導を行います。

【対象品目】

(1) 家電リサイクル法対象4品目

エアコン、テレビ（プラズマ・液晶・ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

(2) 小型家電リサイクル法対象28品目

デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など

第7 災害に対する備え

1 防災訓練

東日本大震災、熊本地震など大規模災害では、大量にがれき等の災害廃棄物が発生し、その処理・処分に時間を要したことが、復旧・復興の妨げになりました。また、災害時にトイレが確保されないと、トイレの使用を控えるために水を飲まず避難所生活を続けることになり、水分不足によって様々な健康上のリスクが高まります。

そこで、災害廃棄物（し尿を含む。）に対応する手順を確認するため、資源循環局では独自の防災訓練を毎年実施しています。

2 横浜市災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理について定める「横浜市災害廃棄物処理計画」を平成30年度に策定しました。他都市の災害廃棄物の収集運搬を支援した豊富な経験や、東日本大震災以降の被災地の教訓などを取り入れるとともに、廃棄物処理法等の改正を踏まえて策定をしています。主な内容は次のとおりです。

(1) 目標と組織体制

迅速な処理・処分を目標とし、4つのエリアに分けた体制を構築

(2) 主な災害廃棄物の種別と処理の考え方

ア し尿

地域防災拠点の生活において重要であるため、早期に収集開始

イ 生活ごみ・避難所ごみ

平時のごみ排出ルール（分別区分）で排出

ウ 片付けごみ

生活ごみと混在しないように、別途排出

エ 災害がれき

仮置場の設置と計画的な処理処分

(3) 平時からの取組

市民への広報、事業者との連携、仮置場候補地の選定、訓練、施設の強化など

3 民間団体との災害時の協定

災害時には、大量の災害廃棄物が発生しますが、そのすべてを横浜市単独で処理することは、困難です。また、廃棄物の発生種別の視点で考えると、し尿や生活ごみに加えて倒壊家屋から発生するがれきまで、処理フローの視点で考えると、備蓄、仮置場、収集、運搬、資源化、処分と災害廃棄物に関連する事項は多種多様で、民間事業者のもつノウハウを活用することは、迅速な復旧・復興のために不可欠です。

資源循環局では災害時に備え、事前に想定される課題について、民間事業者との間で各種協定を結んでおり、対策の強化を図っています。

災害時の協定一覧（令和元年度末時点）

	名称	民間事業者名	概要
災 害 廃 棄 物 一 般	地震等大規模災害時における建築物等構造物の解体撤去の協力に関する協定	一般社団法人神奈川県建物解体業協会	建築物等の解体・撤去、災害廃棄物の撤去
	地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体撤去の協力に関する協定	一般社団法人横浜建設業協会	建築物等の解体・撤去
	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分、災害廃棄物の仮置場の管理・運営
	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	横浜市一般廃棄物許可業協同組合	災害廃棄物の撤去及び収集・運搬
焼 却 処 理	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	J F E エンジニアリング株式会社 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 日立造船株式会社	ごみ焼却施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
	横浜市資源循環局ごみ焼却施設及び最終処分場排水処理施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	一般社団法人横浜管機設備協会	ごみ焼却施設及び最終処分場排水処理施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
	災害時におけるごみ焼却施設への薬品供給の協力に関する協定	エスケー化学株式会社	ごみ焼却に必要な薬品の供給の協力

焼却処理	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時における薬品供給の協力に関する協定	小林化学産業株式会社	ごみ焼却に必要な薬品の供給の協力
	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時におけるセメント供給の協力に関する協定	株式会社永島商店	ごみ焼却に必要なセメントの供給の協力
	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時におけるセメント供給の協力に関する協定	株式会社渡邊商店	ごみ焼却に必要なセメントの供給の協力
最終処分場	横浜市資源循環局最終処分場排水処理施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	J F E エンジニアリング株式会社 日立造船株式会社	最終処分場排水処理施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
し尿処理	災害時における簡易式トイレパック提供協力に関する協定	株式会社ニード 株式会社ケンユー 株式会社総合サービス まいにち株式会社	災害時の簡易式トイレパック（携帯トイレ便袋）の提供
	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	日野興業株式会社 ベクセス株式会社 株式会社アクティオ 株式会社レンタルのニッケン 旭ハウス工業株式会社 横浜支店 グランド産業株式会社	災害時に必要な仮設トイレの提供
	地震等の大規模災害時におけるし尿収集運搬業務の協力に関する協定	横浜市生活環境整備協同組合	し尿の収集運搬業務
仮置場	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定	国立大学法人横浜国立大学 学校法人横浜商科大学 公立大学法人横浜市立大学	市の仮置場提供の要請に対する可否決定及び要請に応ずる場合の協議実施等

第8 廃棄物分野における国際協力

資源循環局では、海外諸都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、海外からの視察の受入れや、これまで横浜が培ってきた経験や分別・リサイクルのノウハウ、市民・事業者・行政が連携して進める取組の紹介等を行っています。

視察の受入実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数 (人数)	12件 (139人)	12件 (171人)	29件 (517人)	31件 (363人)	31件 (625人)

1 Y-PORT 事業の推進

(1) ベトナム社会主義共和国ダナン市への協力 ~JICA草の根技術協力事業~

平成28年8月に、ダナン市での分別促進事業がJICA草の根技術協力事業に採択されました。本事業では、平成29年3月から令和2年3月の3か年において、ダナン市職員などの関係者を対象に、分別・リサイクル業務などに関するノウハウ・経験の共有を行うため、公民連携の取組として市内企業にも協力いただきながら、本邦研修や現地への専門家派遣を行いました。

また、これまでの事業実施を通じて明らかになった課題を解決するため、JICAに後続事業案を提出し、令和2年3月に第2期事業が採択されました。引き続き、ダナン市の廃棄物管理能力向上に協力していきます。

【事業概要】

〈第1期〉

事業名：家庭系廃棄物の分別促進モデル事業「ヨコハマG30／3R夢の水平展開」

実施期間：平成29年3月から令和2年3月

目標：モデル地区における3R推進に向けたアクションプランの策定、ごみ分別に係る市民意識の向上、リサイクル・廃棄物管理システムの導入

〈第2期〉

事業名：一般廃棄物の分別・回収促進モデル事業「ヨコハマG30／3R夢の水平展開」(第2期)

目標：一般廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区における収集体制強化のためのパイロット事業の実施、ダナン市における廃棄物管理マスターplanの改訂に向けた提言

【令和元年度における主な取組事項】

5月：現地への専門家派遣

9月：第9回ダナン都市開発フォーラムへの参加

11月：現地への専門家派遣

12月：ダナン市分別活動全市展開記念イベントへの参加

(2) フィリピン共和国メトロセブへの協力

市内企業が、本市との合同現地調査やJICAの普及・実証事業などを経て、廃プラスチックを選別・粉碎し、石炭の代替燃料を製造するリサイクル事業を現地で展開しています。同企業は、環境省の支援のもと、平成29年5月に新たな廃プラスチックリサイクル工場を整備しました。最終処分場のひつ迫などの廃棄物課題に対し、引き続き、同企業の経験なども生かしながら、メトロセブへの支援などを進めます。

(3) 研修の実施

令和元年12月、アジア開発銀行研究所(ADB I)と国際局とともに、アジア太平洋4都市の行政官(フィリピン・マンダウエ市3名、ベトナム・ダナン市3名、インドネシア・バタム市3名、フィジー・スバ市3名)を対象に、横浜市の廃棄物管理について研修を実施しました。

2 アフリカの廃棄物管理向上への協力

～アフリカのきれいな街プラットフォーム（A C C P）～

平成29年4月、環境省・JICAが、横浜市、国連環境計画(UNEP)、国連人間居住計画(UN-HABITAT)、アフリカ各国・都市と共に、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGs(持続可能な開発目標)の推進等を行うための場としてプラットフォームを設立しました。

横浜市は、これまでの廃棄物管理の知見、取組が評価され、本邦研修の拠点として位置づけられており、これまでに計5回の研修を実施してきました。

令和元年度には、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)の公式サイドイベントとして、本プラットフォームの第2回全体会合が横浜市で開催されました。その中で、横浜行動指針が採択され、これによりTICAD7の横浜宣言に廃棄物管理の重要性が強調されました。

今後も、プラットフォーム等を通じてアフリカへの廃棄物分野での協力を進めていきます。

【アフリカのきれいな街プラットフォーム（A C C P）の概要】

ミッション：2030年までにアフリカ諸国がきれいな街と健康な暮らしを実現し、廃棄物管理に関するSDGsを達成する。

構成員：アフリカ各国・都市、環境省、JICA、横浜市、国連環境計画(UNEP)、国連人間居住計画(UN-HABITAT)等

【これまでに実施した研修】

- 第1回：英語圏・5か国9名参加（平成30年2月1日から2月23日）
- 第2回：英語圏・11か国11名参加（平成30年8月6日から8月24日）
- 第3回：仏語圏・11か国13名参加（平成31年2月12日から3月5日）
- 第4回：英語圏・12か国12名参加（令和元年8月1日から8月30日）
- 第5回：仏語圏・10か国16名参加（令和元年11月14日から12月6日）

【令和元年度における主な取組事項】

8月：第4回本邦研修の実施

アフリカのきれいな街プラットフォーム第2回全体会合（横浜市）

11月：第5回本邦研修の実施

3 国際会議等への出席

廃棄物分野に関する国際会議等に参加し、海外諸都市の状況把握を進めるとともに、本市の廃棄物管理の取組について知見の共有を行っています。国際会議等への参加を通じて、新興国などにおける廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のブランド力向上を図るとともに、局内の国際人材育成にもつなげていきます。

第9 研修・厚生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- ・技能職員研修
- ・資源循環局指導員研修
- ・人権啓発研修
- ・新採用及び局転入職員研修
- ・普通救命講習（平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・応急手当普及員講習（平成16年5月から実施し、各事務所に配置）
- ・工場技術研修
- ・委託設計積算研修
- ・債権管理者研修
- ・不祥事防止研修

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断に加え、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

(1) 特別健康診断等

じん肺健康診断、腰痛予防体操、破傷風予防接種

(2) その他

救急薬品の配付

3 事故防止対策

交通事故や公務災害等の防止や安全衛生に係る諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 研修等

交通事故防止研修、安全作業研修

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

第10 公益財団法人横浜市資源循環公社

公益財団法人横浜市資源循環公社は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理等並びに地球温暖化対策に関する諸事業を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与することを目的に、事業を行っています。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

※ 平成 24 年 4 月 1 日付で、公益財団法人に移行。

(2) 所在地

横浜市中区尾上町 1 丁目 8 番地

関内新井ビルディング 4 階

(3) 基本財産（令和 2 年 4 月 1 日時点）

10,000 千円

2 業務内容

(1) 資源選別施設管理運営業務

分別収集により集められた資源物（缶・びん・ペットボトル等）の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(2) 南本牧最終処分場運営管理業務

埋立てが終了した第 2 ブロック処分場及び埋立て中である第 5 ブロック処分場の管理や搬入される廃棄物の検査・検量・処分費の徴収等を行っています。

(3) 粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営業務

市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードや港南資源回収センター、リユース品のストックヤードの管理運営を行っています。

(4) 輸送事務所管理運営業務

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(5) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務

焼却施設や資源化施設等の廃棄物処理施設を建設する地方自治体から依頼を受け、施設の建設や運転等に精通する職員を派遣して技術的な助言や支援を行っています。

(6) 開発途上国への技術支援業務

開発途上国より研修員を受け入れ、廃棄物処理等に関する技術的な助言や支援を行っています。

(7) 神明台処分地等管理業務

神明台処分地ほかの管理を行っています。

(8) 搬入土砂監視検査業務

大黒ふ頭及び幸浦の中継所において、建設発生土の受入・監視・検査を行っています。

(9) 検認所管理運営業務

検認所において、市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥等の検認及び施設の運転・維持管理等を行っています。

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

第11 手数料関係

種別	取扱区分	手数料及び処分費用			徴収方法
		通常の場合 額	特別に加算する場合 基準 額	その都度徴収する。	
動物の死体 し尿	第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1個につき 6,500円 便器1基につき 3,000円		収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。	
	(1) 第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合			(1) その都度徴収する。	
	(2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額		(2) 収集し、運搬し、及び処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。	
動物の死体 及びし尿以外の一般廃棄物	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1キログラムにつき26円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する。		処理が通常の方法により難い場合 5割相当額	
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	1立方メートルにつき 3,250円		その都度徴収する。	
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円			
	(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円		処理が通常の方法により難い場合 5割相当額	
産業廃棄物	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円		その都度徴収する。	
	(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭			

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行年月	単位	ごみ処理手数料	備考
昭和 26. 9	2斗入(4.5kg)	5円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29. 10	"	5円	昭和 29. 10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33. 12	5キログラム	5円	昭和 33. 10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1キログラム	70銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	"	1円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	"	2円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	" 〔処分地搬入 1円 50銭 工場搬入 2円〕	6円	昭和 46. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	" 〔処分地搬入 2円 工場搬入 3円〕	7円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	" (施設搬入 3円 50銭)	11円	昭和 50. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	" (施設搬入 5円)	15円	昭和 52. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	" (施設搬入 6円)	17円	昭和 58. 10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	" (施設搬入 9円 50銭)	26円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
9. 1	" 粗大ごみ 1キログラムにつき 26円を基準として規則で定める	26円	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正
13. 4	" (施設搬入 13円)		平成 12. 12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行年月	単位	動物死体処理手数料	備考
昭和 26. 9	1個につき	200 円	昭和 29. 10 清掃法 昭和 30. 1 業者委託
41. 4	〃	400 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	500 円	昭和 46. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51. 4	〃	1,200 円	昭和 50. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52. 4	〃	1,500 円	昭和 52. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	〃	2,000 円	昭和 52. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	〃	2,500 円	昭和 58. 10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	〃	3,000 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
13. 4	〃	4,500 円	平成 12. 12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17. 4	〃	6,500 円	平成 17. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

資料編

第1 条例・規則

1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

制 定 平成4年 9月25日条例第44号
最近改正 令和元年 6月14日条例第10号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 市民の参加及び協力（第7条—第13条）
- 第3章 減量化及び資源化の推進（第14条—第22条）
- 第4章 廃棄物の適正処理（第23条—第38条）
- 第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理
- 第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第38条の2—第38条の6）
- 第2節 技術管理者の資格（第38条の7）
- 第5章 一般廃棄物処理計画（第39条・第40条）
- 第6章 地域の清潔の保持等（第41条—第43条）
- 第7章 手数料等（第44条—第47条の4）
- 第8章 雜則（第48条—第50条）
- 第9章 罰則（第51条—第53条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることから、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下

「法」という。）の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
 - (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
 - (3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。
 - (4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。
 - (5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。（平24条例31・一部改正）

(横浜市の責務)

- 3 横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。
- 2 横浜市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 横浜市は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 4 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 5 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地

域の清潔の保持に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第 6 条 横浜市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第 2 章 市民の参加及び協力

(市民の参加及び協力)

第 7 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第 8 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の意識の啓発を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動への援助)

第 9 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行わなければならぬ。

(横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会)

第 10 条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第 11 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験のある者、横浜市の住民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平 16 条例 74・一部改正)

(委員の任期等)

第 12 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。
3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進委員)

第 13 条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業推進委員を委嘱することができる。

2 環境事業推進委員は、減量化、資源化、一般廃棄物

の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する横浜市の施策への協力その他の活動を行う。

第 3 章 減量化及び資源化の推進

(横浜市の減量化及び資源化)

第 14 条 横浜市は、その業務の遂行に当たっては、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第 15 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平 12 条例 81・一部改正)

(再生利用等促進物)

第 16 条 市長は、再生利用等を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指定することができる。

2 再生利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再生利用等促進物の回収を行うこと等により、その再生利用等の促進に努めなければならない。
3 市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して、再生利用等促進物の周知、その再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第 17 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 市長は、事業者が物の販売等を行う場合の適正な包装の指針(以下「適正包装指針」という。)を策定し、これを告示するものとする。
3 事業者は、物の販売等に当たっては、適正包装指針に従うよう努めなければならない。
4 市長は、適正な包装の推進を図るため、第 2 項に規定する適正包装指針を策定するほか、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発並びに適正な包装の実施に努めている事業者の周知を図ること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(計画書の提出)

- 第19条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生した事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化等計画書」という。)を毎年1回、市長に提出しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、減量化・資源化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

- 第20条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告及び公表)

- 第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第18条第1項、第19条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

- 第22条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表の後においても、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

- 第23条 土地又は建築物の占有者及び使用者(事業者を除き、占有者及び使用者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障の

ない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(平19条例53・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

- 第24条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

- 第25条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬(横浜市の処理施設における排出を除く。)又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならぬ。

(平10条例53・平19条例53・一部改正)

(家庭から排出される廃棄物の排出)

- 第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例53・追加)

(事業系廃棄物の排出)

- 第25条の3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

(平19条例53・追加)

(改善勧告等及び命令)

- 第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(平19条例53・追加)

- 第25条の3の3 市長は、事業者が第25条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定により公表された者が、第1項

の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平19条例53・追加)

(受入拒否)

第25条の3の4 市長は、前条第3項の規定により命令を受けた者が、第25条の3の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物（その者が排出する事業系廃棄物に限る。）の受入れを拒否することができる。

(平19条例53・追加)

(廃棄物の持去りの禁止等)

第25条の4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

(平24条例31・全改)

(横浜市が処理する事業系廃棄物)

第26条 横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの（以下「事業系一般廃棄物」という。）について、一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、次に掲げるものに限り、収集及び運搬を行うものとする。

(1) 住居に併置する事業所で規則で定めるものにおいて排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(2) 規則で定める福祉関係事業所において排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(3) 仮設便所から排出されるし尿（事業系一般廃棄物に限る。）

(4) 緊急かつやむを得ない事情があると市長が認めた事業系一般廃棄物

2 法第11条第2項の規定に基づき横浜市が処理する事業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処分することができる事業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上横浜市が処分する必要があると認められるものと

する。

3 前項の規定により横浜市が処分する事業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平12条例81・平16条例74・平30条例32・一部改正)

(事業者の届出等)

第27条 前条第1項第1号及び第2号の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち2以上の事業者が届け出るときは、それらの事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ができる。

2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届出をした者は、当該事業系一般廃棄物を、市長が定める方法により排出しなければならない。

(平12条例81・全改、平30条例32・一部改正)

(製品等の適正処理の確保)

第28条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第29条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第30条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定に基づき横浜市が行う一般廃棄物の収集にして、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 前各号に定めるもののほか、横浜市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄

物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

第 31 条 事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者(以下「建築物所有者等」という。)は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物建設者」という。)は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

第 32 条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第 33 条 市長は、建築物所有者等若しくは事業用大規模建築物建設者が第 31 条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者に対し、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が、当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第 34 条 市長は、建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項の規定による勧告に従わなかつたときは、当該建築物又は事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第 35 条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と

協議しなければならない。

(廃棄物搬入の届出)

第 36 条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物又は第 26 条第 2 項に規定する横浜市が処理する産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその種類、数量その他の市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物管理票)

第 37 条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

2 受託一廃運搬業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、受託一廃運搬業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託一廃運搬業者に回付しなければならない。

4 前項の場合において、受託一廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければならない。

5 市長は、受託一廃運搬業者が事業系一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された事業系一般廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物管理票)

第 38 条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物収集運搬業者(以下「受託産廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

2 受託産廃運搬業者は、運搬を委託された産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた産業廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、受託産廃運搬業者が委託された産業廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、産業廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託産廃運搬業者に回付しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた産業廃棄物管理票を送付しなければならない。
- 5 市長は、受託産廃運搬業者が産業廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された産業廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるとときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理

(平10条例53・追加、平24条例102・改称)

第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

(平24条例102・節名追加)

(対象施設の種類)

第38条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例53・追加、平23条例26・一部改正)

(縦覧等の公告)

第38条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を公告するものとする。

(平10条例53・追加)

(縦覧の場所及び期間)

第38条の4 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の公告において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の公告の日から起算して1月間とする。

(平10条例53・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

第38条の5 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第38条の3の公告において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了日の翌日から起算し

て2週間を経過する日までとする。

(平10条例53・追加)

(環境影響評価との関係)

第38条の6 対象施設の設置又は変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の手続において、同法第27条の規定による評価書の公告があったとき。
- (2) 横浜市環境影響評価条例(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく環境影響評価の手続において、同条例第33条の規定による評価書の公告があったとき(同条例附則第3項の規定により、同条例第32条に規定する評価書とみなされた書類の公告があったときを含む。)。

(平10条例53・追加、平22条例46・平23条例26・一部改正)

第2節 技術管理者の資格

(平24条例102・追加)

第38条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を

- 修了した場合を含む。) 後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。) 又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。) 後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平 24 条例 102・追加)

第 5 章 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第 39 条 横浜市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平 19 条例 53・一部改正)

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第 40 条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聽かなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第 6 章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第 41 条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てら

れることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第 1 項に規定する公共の場所の管理者は、資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(土地の管理)

第 42 条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられるこのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合で、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(あき缶等の散乱防止)

第 43 条 市長は、あき缶等の散乱を防止するため、市民に対して意識の啓発を図るとともに、市長が指定する区域内において市長が指定する製品、容器等の回収を促進するよう必要な措置を講ずることができる。

第 7 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 44 条 横浜市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合は、別表第 1 に定める額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第 1 項の手数料の 5 割以内において規則で定める額を加算することができる。

(平 5 条例 57・平 8 条例 18・平 12 条例 45・平 12 条例 81・一部改正)

(手数料の減免等)

第 45 条 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、前条第 1 項又は第 3 項に定める手数料を減免することができる。

2 前条第 1 項又は第 3 項の規定により徴収した手数料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 8 条例 18・平 12 条例 81・一部改正)

(産業廃棄物処分費用)

第 46 条 法第 13 条第 2 項の規定に基づき横浜市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用(以下「処分費用」という。)の額は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収については、第44条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定を準用する。

(平8条例18・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料

1件につき 10,000円

(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料

1件につき 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料

1件につき 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料

1件につき 5,000円

(6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料

1件につき 5,000円

(平15条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの

1件につき 110,000円

(2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの

1件につき 100,000円

(3) 一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付
申請手数料 1件につき 5,000円

(4) 一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請
手数料 1件につき 73,000円

(5) 一般廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数
料 1件につき 73,000円

(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・一
部改正)

第47条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特
例認定申請手数料 1件につき 147,000円

(2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特
例変更認定申請手数料 1件につき 134,000円

(平30条例32・追加)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条の4 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条第2項若しくは第7項、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき 81,000円

(2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料

1件につき 100,000円

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき 81,000円

(4) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料

1件につき 100,000円

(5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料

1件につき 73,000円

(6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料

1件につき 94,000円

- (7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 74,000円
- (8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 95,000円
- (9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 71,000円
- (10) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 92,000円
- (11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 72,000円
- (12) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 95,000円
- (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (14) 産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (15) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (16) 特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
(平12条例45・追加、平15条例53・一部改正、平30条例32・旧第47条の3繰下)

(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の5 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第15条の3の3第1項の規定により産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
- (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設

- に係るもの 1件につき 130,000円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
- (3) 産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (4) 熱回収施設認定申請手数料 1件につき 33,000円
- (5) 熱回収施設認定更新申請手数料 1件につき 20,000円
- (6) 産業廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請手数料 1件につき 73,000円
- (7) 産業廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料 1件につき 73,000円
(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・平15条例53・平23条例26・一部改正、平30条例32・旧第47条の4繰下)

第8章 雜則

(報告の徴収等)

第48条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、報告を求め、又は指示をすることができる。

(平24条例31・一部改正)

(立入調査)

第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平24条例31・一部改正)

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(平24条例31・章名追加)

第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平24条例31・追加)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平24条例31・追加)

第53条 詐欺その他不正の行為により、手数料及び処分費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。

3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平19条例53・一部改正、平24条例31・旧第51条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を横浜市に依頼している事業者に関する第27条第1項の規定の適用については、第27条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3箇月以内に」とする。

3 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただ

し、第27条第2項の改正規定は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第1の家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成10年12月条例第53号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第60号により同年6月12日から施行)

附 則(平成12年3月条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

3 新条例第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則(平成13年3月条例第24号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月条例第53号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月条例第 13 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 74 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市にし尿の収集・運搬及び処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月条例第 56 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の次に 5 条を加える改正規定（第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 に係る部分を除く。）及び第 51 条に 2 項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成 20 年 2 月規則第 6 号により同年 5 月 1 日から施行）

附 則(平成 22 年 12 月条例第 46 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月条例第 26 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 31 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 25 年 1 月規則第 1 号により同年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定、第 51 条の見出しの改正規定並びに同条を第 53 条とし、第 50 条の次に章名及び 2 条を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行）

附 則(平成 24 年 12 月条例第 102 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月条例第 32 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 44 条第 1 項)

（平 5 条例 57・平 8 条例 18・平 12 条例 81・平 16 条例 74・平 17 条例 56・平 30 条例 32・一部改正）

種別	取扱区分	手数料の額
動物の死体		1 個につき 6,500 円
し尿	第 26 条第 1 項第 3 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器 1 基につき 3,000 円
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	(1) 第 26 条第 1 項第 4 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 (2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額 1 キログラムにつき 26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第 44 条第 3 項の規定に基づき規則で定める額を加算する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合 (2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。	1 キログラムにつき 13 円 1 立方メートルにつき 3,250 円

備考 動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満のとき、又はその数量に 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラム又は 1 立方メートルとして計算する。

別表第2(第46条第1項)

(平10条例53・平12条例81・一部改正)

取扱区分	費用の額
(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円
(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円
(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円
(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭

備考 産業廃棄物の処分に要する費用の額を算出す

る基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

制 定 平成 5年2月25日 規則第5号
最近改正 令和元年12月13日 規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(登録の申請)

第2条の2 条例第2条第2項第5号の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとするものは、資源集団回収団体登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、資源回収場所等申出書(第2号様式)を添付しなければならない。

(平25規則2・追加)

(登録票の交付)

第2条の3 市長は、前条第1項の規定による申請書(同条第2項の規定により申出書が添付されたものに限る。)を受理した場合において、資源集団回収登録団体としての登録を行ったときは、登録票を申請者に交付するものとする。

(平25規則2・追加)

(登録事項の変更の届出等)

第2条の4 資源集団回収登録団体は、第2条の2第1項の規定による申請書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)に変更があったときは、資源集団回収団体登録事項変更届出書(第3号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 資源集団回収登録団体は、第2条の2第2項の規定による申出書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)又は資源集団回収を実施するために指定した場所を変更したときは、資源回収場所等変更届出書(第4号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

3 資源集団回収登録団体は、登録の取消しを受けようとするときは、資源集団回収団体登録取消届出書(第5号様式)に前条の規定による登録票を添付して市長に提出しなければならない。

(平25規則2・追加)

(環境事業推進委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(指導員)

第4条 土地又は建築物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者に対し、廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等について、主として啓発指導の職務を行わせるため、資源循環局に指導員を置く。

2 指導員は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、第1項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(第6号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平17規則54・平25規則2・一部改正)

第5条 削除

(平7規則34)

(事業用の大規模建築物)

第6条 条例第18条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物

(平12規則111・一部改正)

(減量化・資源化等計画書)

第7条 条例第19条第1項に規定する減量化・資源化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積

(2) 廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(3) 廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称

(4) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業用大規模建築物の所有者は、毎年5月31日までに減量化・資源化等計画書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第8条 条例第20条の規定に基づき選任する廃棄物管理責任者は、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2 条例第20条の規定により廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、選任又は変更のあった日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物管理責任者選任(変更)届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の名称及び所在地

(2) 選任又は変更前及び変更後の廃棄物管理責任者の職名及び氏名

(平17規則54・一部改正)

(禁止命令)

第8条の2 市長は、条例第25条の4第3項の規定により禁止命令を行うときは、禁止命令書(第7号様式)により行うものとする。

(平25規則2・追加)

(横浜市が収集及び運搬を行う事業系一般廃棄物排出事業所の要件)

第9条 条例第26条第1項第1号に規定する住居に併置する事業所で規則で定めるものは次のとおりとし、規則で定める排出量は7日間を平均して常時1日当たり(以下この条及び第12条において「1日平均」という。)3キログラム(事業系一般廃棄物を含む一般廃棄物の排出量が1日平均5キログラム以下であるときは、5キログラム)とする。

(1) 事業主のみの事業所で、当該事業主が当該住居に居住しているもの

(2) 事業主及び従業員の全部又は一部が当該住居に居住している事業所

(3) 従業員が主として事業主の親族により構成される事業所で、当該事業主又は当該事業主の親族である従業員のいずれかが当該住居に居住しているもの

2 条例第26条第1項第2号に規定する福祉関係事業所は次のとおりとし、規則で定める排出量は1日平均5キログラムとする。

(1) 横浜市が運営費等の補助金を交付している障害者地域作業所、障害者地域活動ホーム又は中途障害者地域活動センター

(2) 横浜市が運営費等の助成金を交付し、横浜保育室として認定している事業所

(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が同項に規定する特定地域型保育を行う場所

(平13規則54・追加、平17規則54・旧第9条の2繰上・一部改正、平24規則84・平27規則29・一部改正)

(事業者の届出等)

第10条 条例第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、条例第26条第1項第1号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書を、同項第2号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書を、同項第3号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書を、それぞれ次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書

ア 住居及び事業所の状況

イ 事業主及び従業員の居住の状況

ウ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類

(2) 事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書

ア 福祉事業所の種類

イ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類

(3) 事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書

ア 建築物の名称、所在地及び用途

イ 建築物又は事業所の規模

ウ 廃棄物及び資源となるものの種類

(平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(一般廃棄物の新規処理の届出)

第11条 占有者等は、一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬又は処分を新たに受けようとする場合又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(多量的一般廃棄物の運搬の指示)

第12条 市長は、1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等又は事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(平17規則54・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第13条 条例第31条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。

(2) 廃棄物を十分に収納することができる広さであること。

(3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。

(5)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(6)保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(平12規則111・一部改正)

(廃棄物保管場所等の設置の届出)

第14条 条例第31条第2項及び第32条第2項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物保管場所設置届出書を市長に提出しなければならない。

(1)建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積

(2)建築物の所有者

(3)廃棄物の保管場所及び保管設備

(4)再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(平17規則54・全改)

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置基準)

第15条 条例第32条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)再生利用等の対象となる廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。

(2)再生利用等の対象となる廃棄物を十分に収納することができる広さであること。

(3)再生利用等の対象となる廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4)給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。

(5)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(6)保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(7)再生利用等の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能とならないような構造とすること。

(平12規則111・一部改正)

第16条 削除

(平17規則54)

(開発事業)

第17条 条例第35条の規則で定める開発事業は、次の各号のうち開発面積が1ヘクタール以上のものとする。

(1)都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の開発行為

(2)土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業

(廃棄物搬入の届出)

第18条 条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び

条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等搬入届出書(第12号様式)により搬入しようとする日の10日前から6日前までの間に、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物搬入届出書(第13号様式)により搬入しようとする日の3日前までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入すると市長が認める者の条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等継続搬入届出書(第14号様式)により、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物継続搬入届出書(第15号様式)により市長が定める日までに行わなければならない。

(平6規則99・平7規則34・一部改正)

(事業系一般廃棄物管理票)

第19条 条例第37条第1項の規則で定める事業者は、常時1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物を所有する者とする。

2 条例第37条第1項に規定する事業系一般廃棄物管理票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)排出事業者の住所及び名称

(2)排出場所の住所及び名称

(3)事業系一般廃棄物管理票の交付年月日

(4)事業系一般廃棄物管理票を作成した者の氏名

(5)廃棄物の種類及び量

(6)処理業者の名称

(7)その他市長が必要と認める事項

3 条例第37条第3項の規定により、市長が記載する事項は、次のとおりとする。

(1)事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2)事業系一般廃棄物を受け入れた年月日

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物管理票)

第20条 条例第38条第1項の規則で定める事業者は、横浜市において産業廃棄物を排出する事業者その他特に市長が適当と認める事業者とする。

2 条例第38条第1項の産業廃棄物管理票の様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)様式第2号の15を適用する。

3 条例第38条第3項の規定により、市長が記載する事項は、次のとおりとする。

(1)産業廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2) 産業廃棄物を受け入れた年月日

(平17規則54・平23規則26・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第21条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可／許可更新／変更許可／申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第22条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可／許可更新／変更許可／申請書を市長に提出しなければならない。

(平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

第23条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の種類及び数量を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出して、承認を受けなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(許可基準)

第24条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者が横浜市内に住所を有する者(法人にあっては、横浜市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。

(2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。

(3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂

行することができる能力を有する者であること。

2 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

3 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条の4第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条の5に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

(平13規則54・平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第23条第1項の規定により承認したときは、変更承認書を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を交付するものとする。

4 ／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第26条 市長は、法第14条の2第3項の規定により受理した産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の10第2項に定める産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書をいう。)又は法第14条の5第3項の規定により受理した特別管理産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の23第2項に定める特別管理産業廃棄物処理業／廃

止／変更／届出書をいう。)がそれぞれ該当する許可証の記載事項に係るものであるときは、それぞれ該当する新たな許可証(省令第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18に定める許可証をいう。次項及び次条第1項において同じ。)を交付するものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平12規則142・平17規則54・一部改正)

(**処理業の許可証の再交付**)

第27条 一般廃棄物収集運搬業等、産業廃棄物収集運搬業等又は特別管理産業廃棄物収集運搬業等(以下「処理業」という。)の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証及び許可証(以下「処理業の許可証」という。)を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、処理業の許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により処理業の許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(**事業の廃止及び休止**)

第28条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を記載した事業廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 処理業者は、その事業を休止したときは、休止した日から10日以内に、その旨を記載した事業休止届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(**処理業の許可の取消し等**)

第29条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。
(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(3) 第24条に規定する基準に該当しなくなったとき。
(4) 正当な理由がないのに1箇月以上事業の全部又は一部を休止したとき(産業廃棄物収集運搬業等及び特別管理産業廃棄物収集運搬業等を除く。)。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、処理業の許可取消通知書(第26号様式)又は事業停止命令書(第27号様式)により行うものとする。

(**処理業の許可証の返還**)

第30条 処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 処理業を廃止したとき。

2 処理業者は、事業の全部を休止した場合又は前条第1項の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該休止又は停止の期間、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第25条第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は同条第3項の規定による許可申請事項の変更に伴う許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返還しなければならない。

4 法第14条第1項又は第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)又は法第14条の4第1項又は第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)は、法第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項の規定による許可申請事項の変更に伴い、それぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、変更前のそれぞれ該当する許可証を市長に返還しなければならない。

(平12規則142・平15規則105・一部改正)

(**実績報告書の提出**)

第31条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を毎月20日までに、書面をもって、市長に報告しなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前項の規定により4月分及び10月分の報告を行う場合においては、同項に規定する事業実績総括報告書を提出するとともに、当該月分のすべての排出事業所ごとの実績を、書面をもって、市長に報告しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第1項の規定により報告を行う場合において排出事業所に異動があるときは、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績を前項に規定する事業実績報告書により市長に報告しなければならない。この場合において、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績について、同項の規定による報告を行ったときは、この項の規定による報告を要しないものとする。

(平13規則54・平17規則54・一部改正)

(**再生利用個別指定業**)

第32条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項に規定する申請書を受理した場合において、再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第31号様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 指定業者は、第1項及び第2項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定証を届出者に交付するものとする。
- 6 指定業者は、再生利用個別指定業指定証を失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(第33号様式)を市長に提出して、再生利用個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。
- 7 指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第34号様式)を市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、指定業者が省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号に該当しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書(第35号様式)により、指定を取り消すことができる。
- 9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければならない。
- (1) 指定を取り消されたとき。
 - (2) 指定業を廃止したとき。
 - (3) 第2項の規定による事業範囲の変更の指定又は第4項の規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受けるとき。
- (平5規則102・一部改正)

第33条 削除

(平17規則54)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

- 第33条の2 市長は、一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2

第1項に規定する届出書の記載事項が、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

- 3 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (平12規則142・追加、平17規則54・旧第33条の6繰上・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の許可証の交付)

第33条の3 市長は、省令第12条の10の2第1項に規定する届出書の記載事項が、産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(省令第12条の5に規定する許可証をいう。以下同じ。)の記載事項に係るものであるときは、新たな産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

- 2 産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (平27規則29・追加)

(処理施設の使用前の検査申請書)

第34条 市長は、省令第4条の4第1項又は第12条の4第1項に規定する申請書により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下第38条までにおいて「処理施設」という。)の使用前の検査の申請があつた場合において、法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知書により申請者に通知するものとする。

(平12規則142・全改、平17規則54・一部改正)

(処理施設に係る許可証の再交付)

第35条 第27条の規定は、処理施設に係る許可証の再交付について準用する。

(処理施設の維持管理状況の報告)

第36条 処理施設の設置者又は管理者は、当該処理施設の維持管理状況を記録するとともに、次に掲げる期日までに、又は市長の請求があつたときはその都度、処理施設維持管理状況報告書(第38号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 処理施設が最終処分場である場合にあっては、前3箇月の状況をその月の末日
 - (2) 処理施設が焼却施設である場合にあっては、前6箇月の状況をその月の末日
 - (3) 前2号以外の一般廃棄物処理施設にあっては、前年の4月1日からその年の3月31日までの状況を毎年6月30日
- (平10規則53・一部改正)

(処理施設の許可の取消し等)

第37条 市長は、法第9条の2、第9条の2の2、第9条の3第10項、第15条の2の7又は第15条の3の規定により、

処理施設の許可を取り消し、改善を命じ、又は使用の停止を命ずるときは、処理施設の許可取消通知書(第39号様式)、処理施設の改善命令書(第40号様式)又は処理施設の使用停止命令書(第41号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平10規則53・平15規則105・平23規則26・一部改正)

(処理施設の許可証の返還)

第38条 処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理施設設置(変更)許可証(第33条の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証及び産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証をいう。)を市長に返還しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) 処理施設の全部を廃止したとき。

(平12規則142・平17規則54・平27規則29・一部改正)

(産業廃棄物処理施設実績報告書の提出)

第38条の2 産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、前年の4月1日からその年の3月31日までの当該処理施設ごとの産業廃棄物の処理実績を毎年6月30日までに、産業廃棄物処理施設実績報告書(第41号様式の2)により市長に報告しなければならない。

(平13規則54・追加)

(届出台帳の調製等)

第39条 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書(第43号様式)により行うものとする。

(平10規則53・平12規則111・平13規則54・平17規則54・平23規則26・平30規則30・一部改正)

(排出事業者の届出等)

第40条 産業廃棄物を排出する事業者(工作物の新築、改築又は除去(以下「工作物の新築等」という。)を行う事業者にあっては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者(以下「特定建設事業者」という。)に限る。)は、その事業を開始した日から14日以内(工作物の新築等にあっては、当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで)に産業廃棄物排出事業所届出書(第44号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 特別管理産業廃棄物

(2) 石綿含有産業廃棄物(政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいい、石綿を含有する建設資材(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第1項に規定する建設資材をいう。)の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築等に伴って生じたものに限る。)

2 前項の規定により届出書を提出した事業者は、当該届出書に係る事業所を廃止し、又は当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、その日から14日以内に産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(第45号様式)を市長に提出しなければならない。

3 特定建設事業者は、その工作物の新築等に伴って生じた産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日から30日以内に産業廃棄物の排出の状況を産業廃棄物排出状況報告書(第46号様式)により市長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進のために市長の請求があったときはその都度、産業廃棄物の排出の状況を同項の報告書により市長に報告しなければならない。

(平20規則22・全改)

(改善命令)

第41条 市長は、法第19条の3の規定により改善命令を行うときは、改善命令書(第47号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第42条 市長は、法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定により措置命令を行うときは、措置命令書(第48号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平15規則105・一部改正)

(第43条 削除)

(平17規則54)

(一般廃棄物処理手数料等の徴収の基礎)

第44条 条例別表第1動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の項取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき」とは、1立方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるときをいう。

2 条例別表第2取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの」とは、1立方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるものをいう。

(平5規則102・平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(粗大ごみの処理手数料)

第44条の2 条例別表第1の規定により規則で定める家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合の手数料の額(条例第44条第3項の規定に基づき適正処理困難物について加算する額を含む。)は、別表第1のとおりとする。

(平8規則101・追加、平13規則54・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第45条 条例第44条第3項の規定により同条第1項の一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)に加算する場合及び額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第46条第2項において準用する条例第44条第3項の規定により条例第46条第1項の産業廃棄物処分費用(以下「処分費用」という。)に加算する場合及び額は、別表第3のとおりとする。

(平8規則101・平13規則54・一部改正)

(手数料等の徴収)

第46条 動物の死体に係る手数料は、その都度徴収する。

2 次の各号に掲げる動物の死体以外の一般廃棄物に係る手数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

(1) 削除

(2) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)及び家庭から排出される粗大ごみ 収集し、運搬し、又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。ただし、仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)においては、市長が特に認めたものに限り、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第30号様式の1の納入通知書により徴収することができる。

(3) 市長の指定する施設へ搬入される一般廃棄物 その都度徴収する。

(4) 市長が特に前各号に掲げる方法以外の方法により手数料を徴収することが適當と認める一般廃棄物 市長が適當と認める方法により徴収する。

3 処分費用は、その都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収区分によることが適當と認めるときは、その徴収区分により徴収する。

4 条例第47条に規定する一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等、条例第47条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等、条例第47条の3に規定する2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等、条例第47条の4に規定する産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等又は条例第47条の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等は、その都度徴収する。

5 手数料及び処分費用(その都度徴収するものを除く。)の納期限は、別表第4のとおりとする。

6 市長は、手数料及び処分費用を集金の方法により徴収したときは、領収書(第51号様式)を納人に交付しなければならない。

(平5規則102・平8規則101・平12規則10・平13規則54・

平15規則59・平17規則54・一部改正)

(手数料の減免)

第47条 条例第45条第1項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。ただし、災害等の場合で、特に市長が認めることは、この限りでない。

(平8規則101・全改、平13規則54・平30規則30一部改正)

(身分証明書)

第48条 条例第49条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第52号様式)とする。

(委任)

第49条 この規則の施行について必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平16規則46・平17規則54・一部改正)

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月規則第102号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成5年11月規則第122号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年9月規則第93号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年10月規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市

廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 11 月規則第 109 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、横浜市保健所条例施行規則及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 1 月規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則第 2 条の規定による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 3 月規則第 34 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 3 月規則第 40 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 10 月規則第 101 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運

搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新規則第 44 条の 2 及び別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成 10 年 6 月規則第 53 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 11 年 3 月規則第 18 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 12 年 3 月規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 12 年 5 月規則第 111 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 12 年 9 月規則第 142 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の

規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 1 月規則第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第 72 条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 3 月規則第 54 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 10 月規則第 95 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 59 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 65 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 15 年 9 月規則第 88 号)

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月規則第 105 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月規則第 19 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月規則第 46 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月規則第 54 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている環境事業指導員の証明書は、この規則による改正後の横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により交付された指導員の証明書とみなす。

附 則(平成 19 年 3 月規則第 60 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市物品規則、横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則及び横浜市収入証紙条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 10 月規則第 100 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、横浜市市税条例施行規則、横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市介護保険条例等施行規則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市営住宅条例施行規則、横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付

事務取扱規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月規則第 22 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から起算して 7 日を経過する日までの間にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 40 条第 1 項各号に掲げる産業廃棄物が生じる工作物の新築、改築又は除去の着手を予定している同項に規定する特定建設事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該工作物の新築等に着手する日の 7 日前まで」とあるのは、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則(平成 20 年 3 月横浜市規則第 24 号)の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 44 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 15 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成 23 年 3 月規則第 26 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月規則第 84 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年 6 月横浜市条例第 31 号)による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号。以下「新条例」という。)第 2 条第 2 項第 4 号に規定する資源集団回収に相当する資源物の収集又は運搬を行うものとして市長の登録を受けているものは、施行日から平成 25 年 4 月 30 日までの間においては、施行日にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)第 2 条の 2 第 1 項の規定による申請書を提出したものとみなす。

3 前項の規定により申請書を提出したものとみなされたものであって、新条例第 2 条第 2 項第 5 号の規定による登録を受けようとするものは、新規則第 2 条の 2 第 2 項の規定による申出書を平成 25 年 4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 1 号様式による指導員の証明書は、新規則第 6 号様式による指導員の証明書とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 29 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 30 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和元年 12 月規則第 41 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1(第44条の2)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第2線上・一部改正、平15規則88・平16規則19・平成21規則44・一部改正)

種目	品目	単価
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	アンテナ	200円
	ウインドファン	1,000円
	映像・音響機器(単体のもの。アンプ・チューナー・プレーヤー・ビデオデッキ等。ただし、スピーカー及びテレビを除く。)	200円
	オーブンレンジ	500円
	ガス台	500円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置(一体型)	1,500円
	こたつ(板とセットのものを含む。)	500円
	米びつ	200円
	照明器具	200円
	除湿機	500円
	食器洗い乾燥機	1,000円
	食器乾燥機	200円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル以上のもの)	1,500円
	ストーブ類(ヒーターを含む。)	200円
	スピーカー(2本まで)	500円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台(流し台と一体となったものを含む。)	1,000円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	流し台	1,000円
	プリンター	200円
	ファクシミリ	200円
	布団乾燥機	200円
	ふろがま	500円
	ポータブル発電機	1,000円
	マッサージ機	1,000円
	ミシン	500円
	湯沸器	500円

家具・寝具	レンジフードファン(換気扇を除く。)	500円
	ワードプロセッサー	200円
	アコーディオンカーテン	500円
	いす(応接用いすを除く。)	200円
	応接用いす・ソファ(一人用のもの)	500円
	応接用いす・ソファ(二人以上用のもの)	1,000円
	オーディオラック	500円
	カーペット類(ホットカーペットを含む。)	500円
	カラーBOX	200円
	鏡台	500円
	げた箱	500円
	サイドボード	1,500円
	書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	食器棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	スプリングマットレス	2,200円
	畳	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	机(両そで机)	1,500円
	机(両そで机を除く。)	1,000円
	テーブル(座卓を含む。)	1,000円
	テレビ台	500円
	戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。)	500円
	布団(マットレス(2枚まで))	200円
	ブラインド	200円
	ベット(枠のみ)	1,000円
	ベットマットレス(スプリング無し)	1,000円
	ベビー・ベッド	500円
	ワゴン	200円
趣味用品	電子オルガン	1,500円
	オルガン(電子オルガンを除く。)	1,000円
	キーボード(楽器)	200円
	健康器具	500円

	ゴルフ用具	200円
	スキー用具・スノーボード	200円
その他	編み機	500円
	衣装箱	200円
	一輪車	200円
	家庭用焼却炉	1,000円
	子供用遊具(自転車を除く。)	200円
	三輪車	200円
	自転車	500円
	芝刈機	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	洗面化粧台	1,000円
	建具	200円
	仏壇	1,000円
	ペット小屋	500円
	ベビーカー	200円
	物置(最も長い辺が1メートル未満で、解体済みのもの)	1,000円
	物置(最も長い辺が1メートル以上で、解体済みのもの)	1,500円
	物干竿(2本まで)	200円
	物干台	1,000円
	浴槽	1,000円
	その他のもの(金属製品30センチメートル以上のもの、木製品など50センチメートル以上のものを目安とする。)	200円

別表第4(第46条第5項)

(平5規則102・平5規則122・一部改正、平8規則101・旧別表第3繰下、平13規則54・旧別表第5繰上、平30規則30・一部改正)

区分	納期限
1箇月分を徴収する場合	処理に係る月の翌月末日

別表第2(第45条第1項)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第3繰上、平17

規則54・平22規則15・一部改正)

種別	加算基準	加算額
動物の死体以外の一般廃棄物	処理が通常の方法により難い場合	5割相当額

別表第3(第45条第2項)

(平8規則101・旧別表第2繰下、平13規則54・旧別表第4

繰上)

加算基準	加算額
処分が通常の方法により難い場合	5割相当額

3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

制 定 平成 3年 9月 25日条例第31号
最近改正 平成 16年 12月 24日条例第75号

目 次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 通報及び調査(第8条—第11条)
- 第3章 効告及び措置命令(第12条—第14条)
- 第4章 廃物認定(第15条)
- 第5章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(第16条—第19条)
- 第6章 処分等(第20条—第23条)
- 第7章 雜則(第24条・第25条)
- 第8章 罰則(第26条—第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 船舶 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第2項第1号に規定する船舶をいう。ただし、第7条、次章、第3章及び第7章においては、船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失ったものをいう。
- (3) 放置 自動車又は船舶が正当な権原に基づき置くことを認められた土地又は水面以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (5) 沈船等 船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (6) 事業者等 自動車又は船舶の製造、輸入又は販売

を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。

- (7) 所有者等 自動車又は船舶の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をいう。
- (8) 廃物 放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。
- (9) 処分等 廃物を撤去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(横浜市の責務)

第3条 横浜市は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合的な施策(以下「総合施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車又は船舶が放置自動車又は沈船等とならないよう回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民(市の区域内において自動車又は船舶を所有し、又は使用者を含む。次条において同じ。)は、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(総合施策)

第6条 総合施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画
- (2) 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画
- (3) 事業者等及び市民の協力に関する計画

2 総合施策は、告示するものとする。

(放置の禁止)

第7条 何人も、故なく自動車及び船舶を放置し、若しくは放置させ、又はこれらを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

第2章 通報及び調査

(通報)

- 第8条 放置されている自動車又は船舶を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する

等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第9条 土地を所有し、占有し、若しくは管理し、又は水面を管理し、若しくは占用する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地又は水面に自動車又は船舶が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車又は船舶の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当該自動車又は船舶が放置されたものに当たらないと認めるときは、この限りでない。

(立入調査)

第11条 市長は、前条の規定による調査を実施するため必要がある場合には、当該職員に、自動車又は船舶が放置されている土地又は水面に立ち入り、当該自動車又は船舶の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 勧告及び措置命令

(所有者等への勧告)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による調査の結果、放置されている自動車又は船舶の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その自動車又は船舶を撤去するよう勧告することができる。

(土地所有者等への勧告)

第13条 市長は、土地又は水面に自動車又は船舶が放置されている場合において、当該土地所有者等が自動車又は船舶の放置を防止する措置を容易に講ずることができるものにかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、その土地所有者等に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第14条 市長は、放置自動車又は沈船等の所有者等に対し、当該放置自動車又は沈船等を撤去するよう命ずることができる。

(平7条例16・一部改正)

第4章 廃物認定

(廃物認定)

第15条 市長は、第10条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず所有者等を確認できなかつたときは、当該放置自動車又は沈船等を、次条に規定する委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。ただし、本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであるものとして規則で定める基準に該当する放置自動車については、当該委員会の判定を経ずに廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(平16条例75・一部改正)

第5章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会

(放置自動車及び沈船等廃物判定委員会)

第16条 放置自動車及び沈船等の廃物認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 自動車又は船舶について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 横浜市職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員等)

第19条 委員会に、専門の事項を調査し、及び審査させるため必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。

第6章 処分等

(処分等)

第20条 市長は、放置自動車又は沈船等を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(事業者等への協力要請)

第 21 条 市長は、事業者等に対し、廃物の撤去等の実施及び処分等に関するその他の協力を要請することができる。

(事業者等の報告)

第 22 条 前条の要請に応じた事業者等は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(費用の徴収)

第 23 条 市長は、廃物の処分等を行った後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、その処分等に要した費用を請求することができる。

第 7 章 雜則

(関係法規の活用)

第 24 条 市長は、自動車及び船舶の放置の防止並びに放置自動車及び沈船等の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 26 条 第 14 条の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(平 7 条例 16・一部改正)

第 27 条 第 11 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 8 章の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月条例第 16 号)

この条例は、横浜市行政手続条例(平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 7 年 7 月 1 日)

附 則(平成 7 年 6 月条例第 26 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

制 定 平成 3年 9月 25日規則第76号
最近改正 平成 28年 3月 31日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第3号に規定する相当の期間は、自動車にあっては10日間、船舶にあっては1箇月間とする。ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(土地所有者等の調査の依頼)

第4条 条例第9条の規定により調査を依頼しようとする者は、調査依頼書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査の作成)

第5条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定により当該職員に調査させたときは、調査調書(自動車)(第2号様式)又は調査調書(船舶)(第3号様式)を作成するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(関係機関との協議)

第7条 市長は、条例第12条の規定により勧告し、又は条例第14条の規定により措置を命じようとするときは、当該自動車又は船舶について、関係機関に、その処置方法に関する協議を行うものとする。
2 市長は、前項に規定する関係機関が警察又は海上保安機関である場合には、当該自動車又は船舶が放置されている場所を管轄する警察署長又は海上保安機関に、前項の規定による協議を行わなければならない。

(平7規則81・一部改正)

(所有者等への勧告)

第8条 条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への勧告)

第9条 条例第13条の規定による勧告は、放置防止措置勧告書(第6号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第10条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書(第7号様式)により行うものとする。

(平7規則81・一部改正)

第11条 削除

(平7規則81)

(廃物認定)

第12条 市長は、条例第15条第2項の規定による公告を行った日から起算して10日を経過したときは、同条第1項の規定による認定を行うことができる。

2 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当し、かつ、走行するための機能の喪失の程度、放置の状況等を総合的に考慮して、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであると認められることとする。

(1) 自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。)又は車両番号標(同法第73条第1項に規定する車両番号標をいう。)が滅失し、又はこれらに記載された自動車登録番号若しくは車両番号の識別が困難であること。

(2) 打刻された車台番号(道路運送車両法第7条第1項第2号に規定する車台番号をいう。)の識別が困難であること。

(平16規則108・一部改正)

(委員長等)

第13条 条例第16条の規定による横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第15条 条例第19条に規定する専門委員は、当該調査し、及び審査する事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が任命する。

2 前項の専門委員は、当該事項の調査及び審査が終わったときに解任されたものとする。

(部会)

第16条 条例第19条に規定する部会は、委員会の委員をもって組織する。

2 前項に規定する委員会の委員は、委員長が委員会に諮って定める。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選によって定める。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、資源循環局において処理する。

(平17規則70・一部改正)

(委員会の運営)

第18条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が関係局長と協議して定める。

(平17規則70・一部改正)

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年6月規則第81号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第89号) 抄

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に第31条の規定による改正前

の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則、第52条の規定による改正前の横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則、第72条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則及び第74条の規定による改正前の横浜市開発登録簿閲覧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月規則第48号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

5 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

制 定 平成 4 年 10 月 23 日規則第 103 号
最近改正 平成 17 年 4 月 1 日規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号)第 10 条の規定に基づき、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第 2 条 審議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第 4 条 審議会に、小委員会を置くことができる。
2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
3 小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第 5 条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、資源循環局において処理する。
(平 17 規則 70 ・ 一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。
附 則(平成 17 年 4 月規則第 70 号) 抄
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

6 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

制 定 平成 7年9月25日条例第46号
最近改正 平成19年5月31日条例第37号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第7条の2）
- 第2章 投棄の禁止（第8条）
- 第3章 美化推進重点地区等（第9条—第11条）
- 第3章の2 喫煙禁止地区等（第11条の2・第11条の3）
- 第4章 自動販売機の設置届出等（第12条—第19条）
- 第5章 雜則（第20条—第25条）
- 第6章 罰則（第26条—第30条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

（平19条例37・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるもののをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供される場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

（平19条例37・一部改正）

（横浜市の責務）

第3条 横浜市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 横浜市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

（平19条例37・一部改正）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、連帶して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

3 市民等は、自動車を運転する場合は、当該自動車の車内に回収容器等を設けるよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（喫煙者の責務）

第6条 市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土

地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等への協力要請)

第7条の2 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策について、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者に対して、その旅客への啓発その他の協力を要請することができる。

(平19条例37・追加)

第2章 投棄の禁止

(投棄の禁止)

第8条 何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

第3章 美化推進重点地区等

(美化推進重点地区的指定)

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(施策の重点実施)

第10条 市長は、美化推進重点地区において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(美化推進員)

第11条 市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員(以下「推進員」という。)を任命することができる。

2 推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章の2 喫煙禁止地区等

(平19条例37・追加)

(喫煙禁止地区的指定)

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、た

ばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(平19条例37・追加)

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

(平19条例37・追加)

第4章 自動販売機の設置届出等

(自動販売機の設置届出)

第12条 市長の指定する地区(以下「届出対象地区」という。)内において、自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 回収された空き缶等の資源化等の方法

(5) 第18条第1項に規定する散乱防止責任者の氏名

(6) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出対象地区的指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 第1項の規定により市長が届出対象地区を指定した場合において、既に当該届出対象地区内において自動販売機により飲料を販売している者は、その指定の日から30日以内に、同項に規定する届出を行わなければならない。

(変更等の届出)

第13条 前条第1項又は第3項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項(同条第1項第1号及び第5号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第14条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。
- 2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第15条 市長は、第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

- 第16条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールのちょう付)

- 第17条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発を図るために、当該自動販売機（第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）の規定により届出済証をちょう付している自動販売機を除く。）ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にちょう付しておかなければならない。

(散乱防止責任者の選任)

- 第18条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を選任しなければならない。
- 2 散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている

回収容器を適正に管理し、及び当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

- 3 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第15条第1項若しくは第4項の規定による届出済証又は前条の規定による啓発シールに、第1項の規定により選任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(空き缶等の資源化等計画書の提出)

- 第19条 市内において規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第16条第1項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画を、規則で定める計画書により、毎年1回、市長に報告しなければならない。

第5章 雜 則

(勧告)

- 第20条 市長は、第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）、第16条第1項、第17条、第18条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

- 第21条 市長は、第16条第1項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

- 第22条 市長は、第20条の規定による勧告を受けた者（第16条第1項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徵収等)

- 第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止及び空き缶等の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

- 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のた

めに認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰 則

(罰則)

第 26 条 第 21 条の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 27 条 第 12 条第 1 項若しくは第 3 項、第 13 条第 1 項若しくは第 2 項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第 14 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 28 条 第 8 条の規定に違反した者は、20,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 26 条又は第 27 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第 30 条 第 11 条の 3 の規定に違反した者は、2,000 円以下の過料に処する。

（平 19 条例 37・追加）

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月条例第 37 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 19 年 8 月規則第 86 号により同年 9 月 1 日から施行。ただし、目次の改正規定（「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める部分を除く。）、第 3 章の次に 1 章を加える改正規定及び第 29 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 21 日から施行）

7 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

制定 平成 19 年 8 月 3 日規則第 86 号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年 5 月横浜市条例第 37 号）は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める部分

を除く。）、第 3 章の次に 1 章を加える改正規定及び第 29 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則

制 定 平成 8 年 3 月 5 日規則第 7 号
最近改正 平成 29 年 6 月 5 日規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 19 規則 87・一部改正）

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(美化推進員証)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、美化推進員証（第 1 号様式）とする。

(喫煙禁止地区標識等の設置)

第 3 条の 2 市長は、条例第 11 条の 2 第 1 項の規定により喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内に喫煙禁止地区標識（第 1 号様式の 2）及び喫煙禁止地区路面標示（第 1 号様式の 3）を設置するものとする。

（平 29 規則 48・追加）

(届出を要しない自動販売機)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。

(1) 囲障により囲まれていてこと等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの

(2) 建築物の内部（地下街の公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。）に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認められる場所に設置される自動販売機

(自動販売機設置届出書等)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出

は、自動販売機設置届出書(第2号様式)により行わなければならない。

2 条例第13条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(設置届出書記載事項)

第6条 条例第12条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

第7条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (4) その他市長が認める軽微な変更

(届出済証)

第8条 条例第15条第1項又は第4項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第18条第3項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第14条第3項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。

(届出済証の亡失等の届出)

第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 条例第16条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。
- (3) 自動販売機から5メートル以内で空き缶等の投入に

支障のない位置に回収容器を設置すること。

(空き缶等の資源化等計画書)

第11条 条例第19条に規定する規則で定める台数は、第4条各号に掲げる場所に設置されるものを除き30台とする。

2 条例第19条に規定する計画書は、空き缶等の資源化等計画書(第6号様式)とする。

3 前項の空き缶等の資源化等計画書は、毎年5月31日までに提出しなければならない。

(勧告)

第12条 条例第20条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(命令)

第13条 条例第21条の規定による命令は、命令書(第8号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第14条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第9号様式)とする。

(過料)

第15条 市長は、条例第30条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書(第10号様式)により告知し、弁明の機会を与えるものとする。

2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(第11号様式)を交付するものとする。

(平19規則87・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平17規則70・一部改正、平19規則87・旧第15条繰下)

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年8月規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月21日から施行する。ただし、第1条の規定(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則第15条を第16条とし、第

14 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 9 号様式の次に 2 様式を加える改正規定を除く。) 及び次項の規定は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 26 年 7 月規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

9 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例

制 定 平成 28 年 9 月 26 日条例第 45 号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 支援（第6条）
- 第3章 措置（第7条—第9条）
- 第4章 調査等（第10条—第12条）
- 第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（第13条—第17条）
- 第6章 雜則（第18条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及びその敷地（これに隣接し、物の堆積又は放置（以下「物の堆積等」という。）が一体となってなされている私道その他の土地を含む。）をいう。
- (2) 不良な生活環境 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態をいう。
- (3) 堆積者 物の堆積等をすることにより建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（自然人に限る。）をいう。
- (4) 堆積物 建築物等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいう。

2 この章及び第4章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援 次章の規定による支援その他の横浜市（以下「市」という。）又は地域住民、関係機関その他関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる建築物等における不良な生活環境の解消及び発生（再発を含む。以下同じ。）の防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。
- (2) 措置 第3章の規定による建築物等における不良な生活環境の解消を図るための対策をいう。

（基本方針）

第3条 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

- (1) 建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者（第6条第1項及び第2項において「当事者」という。）に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、建築物等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 建築物等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に努めるとともに、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならない。

第2章 支 援

第6条 市長は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合においても、必要な対応がなされるよう、支

援を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自ら相談を受けた場合又は建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要があると認める場合は、当該建築物等における物の堆積等の状態を可能な限り把握した上で、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。この場合において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令（条例等を含む。）の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援で、当事者が抱える地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に資するものがあると認めるときは、当該支援とこの項前段の支援とを一体的に行うものとする。
- 3 市長は、前項前段の支援に係る建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。）を堆積者が自ら解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）をいう。第 5 項において同じ。）に該当するものの排出の支援を行うことができる。
- 4 市長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 5 市長は、第 3 項の規定により排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。この場合において、当該一般廃棄物は、市長が指定する市の施設に搬入された一般廃棄物とみなして、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号）第 44 条、第 45 条及び別表第 1 の規定を適用する。
- 6 市長は、前 3 項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不良な生活環境が生じないようにするために、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うものとする。

第 3 章 措置

（指導及び勧告）

第 7 条 市長は、前条の支援によって建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるものに限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者（堆積者を確知することができない場合は、当該建築物等の所有者。次項、次条第 1 項及び第 12 条第 1 項において同じ。）に対し、書面により必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な生活環境を解消するための措置（以下「解消措置」という。）を行うよう、書面により勧告することができる。

（命令）

第 8 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であって、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ、第 13 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

（代執行）

第 9 条 前条第 1 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による代執行をしようとする場合について準用する。
- 3 第 6 条第 6 項の規定は、前 2 項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合について準用する。

第4章 調査等

(調査及び報告)

第10条 市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができる。

(調査結果等の提供等)

第11条 市長は、市と民生委員及び規則で定める関係機関とが協力して支援を行うに当たって必要があると認める場合は、それらの者に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、前条の調査又は報告の結果を提供することができる。

2 前項の規定による調査若しくは報告の結果の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(立入調査等)

第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会)

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮間に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答

申する。

(1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関する事項。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雜 則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

10 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則

制定 平成 28 年 11 月 25 日規則第 103 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定により、横浜市から同条第 1 項の事業及び業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）第 1 条第 1 項に規定する地域ケアプラザの指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月横浜市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する精神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援（条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する支援をいう。）を実施することのできる者として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び資源循環局長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

第2 主要な告示

1 一般廃棄物処理実施計画

横浜市告示第159号

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第40条第2項の規定に基づき、告示する。

令和2年3月31日 横浜市長 林 文子

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 ごみ処理実施計画

(1) 処理計画量（単位：トン）

総排出量			
	家庭系	事業系	計
ごみ量	565,100	290,300	855,400
焼却量	564,800	287,400	852,200
直接埋立量	300	2,900	3,200
資源化量	263,700	64,300	328,000
計	828,800	354,600	1,183,400

最終処分量	
焼却灰量	122,300
直接埋立量	3,200
計	125,500

(2) 主な事業内容

ア 資源循環管理

(ア) 減量・リサイクル推進

a 3R夢プランの目標達成に向けた取組

(a) ヨコハマ3R夢広報啓発事業

3R行動のさらなる推進に向けて、様々な機会を捉え、対象者に合わせた啓発を行う。特に、食品ロス削減をムーブメントにつなげるため、広報啓発の強化や「食」について考えるイベント等の開催、フードバンク・フードドライブ活動を推進する。また、プラスチック問題についても市民の関心を高めるよう広報啓発を行う。

(b) 3R夢環境学習推進事業

子どもたちが環境問題への関心と理解を深め、3R行動を実践できるよう、焼却工場の見学や出前教室の実施、ポスター・コンクールの開催等、様々な機会を通じて環境学習を行う。

b 分別・リサイクルの推進

(a) 分別・リサイクル推進事業

分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、燃えないごみとして収集されたガラス・陶磁器類の中間処理・資源化委託等を実施する。また、小型家電は、公共施設及び大型スーパー・マーケットやホームセンター等の店頭回収拠点で回収する。

- (b) 資源選別施設管理運営事業等
分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色に選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。
- c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組
- (a) 発生抑制等推進事業
「土壤混合法」による生ごみ減量化を進めるとともに、食品ロス削減に向けて、食材を無駄にしない調理や保存の工夫など家庭での実践に役立つ講座・講習会等を開催する。
- (b) 分別排出推進事業
家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、「ごみと資源物の分け方・出し方」冊子やリーフレットを発行する。また、分別ルールを守っていただけるよう排出指導を行う。
- (c) 環境事業推進委員等事業
環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組む。また、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図る。
- (d) 資源集団回収促進事業
資源集団回収の促進と安定のため、回収量や市況に応じた奨励金を登録団体と回収業者に交付する。
- d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進
- (a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等
大規模事業所への訪問調査を行うとともに、3R活動に熱心に取り組む事業所を優良事業所として認定する。食品ロス削減に熱心に取り組む事業者を食の3Rきら星活動賞として表彰し事業者の取組を推進する。食べきり協力店事業のさらなる認知度向上を図り、登録店舗数の拡大や利用者の増加につなげる。
- (b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等
焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。
- e 国際協力事業
Y-PORT事業・アフリカのきれいな街プラットフォーム等を軸に、関係機関と連携しながら国際技術協力を進める。公民連携によるビジネス展開を支援するため市内企業との情報・意見交換を行うほか、海外からの視察・研修の受入、国際会議等での横浜の廃棄物処理・資源化の取組の積極的発信、海外の廃棄物に関する先進事例の把握等を進める。
- (イ) 事務所
- a 事務所等運営
収集事務所等の維持管理を行う。
- b 事務所等整備補修
収集事務所等の整備・補修を進める。
- c 港南事務所再整備事業
新たな港南事務所の設計及び旧港南リサイクルプラザの建物解体工事を行う。
- (ウ) 車両管理
- a 車両等維持管理等
収集車両の維持管理や燃料の調達等を行う。
- b 車両調達
ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達する。

イ 適正処理

- (ア) 適正処理総務
- a 家庭ごみの収集運搬
- (a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業
プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を民間事業者へ委託し実施する。

(b) 中継輸送業務委託等

ごみ収集運搬業務の効率化や焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務を民間事業者等へ委託し実施する。

(c) 粗大ごみ処理事業

粗大ごみの受付業務及び収集業務等について、民間事業者等へ委託し実施する。

(d) 適正処理総務管理等

収集日程等の広報や集積場所の改善を行うとともに、ごみ出しが困難な方への支援として、ふれあい収集等を行う。また、いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、区役所等と連携しながら、ごみの排出支援を行う。

(e) 一般廃棄物収集運搬業の許可（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり）
現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。（本市処理施設に搬入しない場合又は、取扱廃棄物が車道清掃に伴い収集するごみの場合は、許可を行う。）

b きれいなまち横浜の推進

(a) クリーンタウン横浜事業

駅周辺などにおける清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者の皆様と連携した美化活動を展開する。

また、喫煙禁止地区的管理を行うとともに、みなとみらい21地区の指定区域を新市庁舎周辺まで拡大する。市内全域が「歩行喫煙禁止」「ごみのポイ捨て禁止」であることについて周知を図る。

東京2020オリンピック・パラリンピック開催期間中に、競技会場周辺の歩道清掃強化と喫煙ルールの案内を行う。

(b) イベント関連歩道清掃

東京2020オリンピック・パラリンピックにあわせて競技会場周辺の清掃を強化する。

(c) 不法投棄等対策事業

夜間監視パトロールの実施や不法投棄された廃家電の撤去及びリサイクル処理を行うほか、放置自動車等の撤去及び処理を行う。

(イ) 工場

a 焼却工場の管理・運営

(a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や維持管理に伴う業務委託等を行うほか、ごみ発電による電力を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

焼却工場のプラント設備等の補修や整備を行う。

b 鶴見工場長寿命化対策事業

焼却炉のプラント工事やクレーン制御装置工事などを行う。

c 保土ヶ谷工場再整備事業

事業手法を含めた工場の整備計画を策定するとともに、再整備に必要となる測量調査や環境影響調査などをを行う。

d 焼却灰資源化事業

民間事業者によるセメント原料化や溶融処理を進める。

e 工場環境保全調査等

環境法令等に基づき、排出ガスや排水、焼却灰、土壤、汚泥等の有害物質の調査を行う。また、ごみの組成調査を定期的に実施する。

(ウ) 処分地

a 最終処分場の管理・運営

(a) 南本牧最終処分場の管理・運営

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を行う。

(b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営

埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を行う。

- b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業
処分場を管理する上で必要な護岸の挙動調査及び点検を行う。また、第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出する。
 - c 処分地環境保全調査
南本牧廃棄物最終処分場及び神明台処分地の大気、土壤及び水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を実施する。
- (エ) 産業廃棄物対策
- a 産業廃棄物の適正処理
 - (a) 排出事業者指導等
産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施する。
また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。
 - (b) 不適正処理監視・指導強化事業
産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して元神奈川県警職員を中心とする専従機動班が収集事務所と連携して監視・指導を実施する。
 - (c) PCB適正処理推進
本市が保管する高濃度PCB廃棄物の処理を進めるとともに、市内事業者に対して処分期間内に確実にPCB廃棄物が処理されるよう、広報や立入調査等を行う。
また、PCB使用電気機器を所有している可能性がある事業者に対する掘り起こし調査（アンケート調査及びフォローアップ調査等）を実施する。
 - b 南本牧最終処分場埋立事業等
横浜経済を支える市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出する。
 - c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業
公共水域の汚染の拡散を防止するため、特別措置法に基づく「実施計画」に従い、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、水処理施設で浄化し、下水道に放流する。
行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(ア) 家庭ごみ

a 行政回収

- (a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法	
1 燃やすごみ	この表の2から7までの項、8項及び3(3)イ(ア)a(b)古紙及び古布に属さないもの(3)(3)ウ横浜市が収集しないごみを除く。)	集積場所(集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとす	透明又は半透明の袋(以下「半透明の袋」という。)又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)(※1)
2 燃えないごみ	ガラス製品、陶磁器製品、その他焼却しないもの(この表の6項及び8項に該当するものを除く。)及び蛍光灯、電球		購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出	

3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶(カートリッジ式ガスボンベを含む。)	る。)ごとに指定された曜日の朝8時までに排出(※1)(※2)	中身を出し切り、半透明の袋で排出	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池及びリチウム電池		半透明の袋で排出	
5	プラスチック製容器包装(※3)	商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装		中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、中身がはつきりと確認できる半透明の袋又はふた付きの容器で排出 週1回、集積場所にて収集(プラスチック製容器包装の日に収集)(※1)	
6	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品(飲み薬を含む。以下「飲食品」という。)が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの		ふたをはずし(缶はふたが本体と分離した場合に限る。プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装として、金属製のふたは小さな金属類として排出)、中をすいで、半透明の袋又はふた付きの容器に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出、缶・びんはつぶさずに排出、ペットボトルについては、ラベルをはずし(プラスチック製のラベルは、プラスチック製容器包装として排出)、つぶして排出 週1回、集積場所にて収集(缶・びん・ペットボトルの日に収集)(※1)	

7	小さな金属類	主として金属でできているもの（以下「金属製」という。）で、一辺が 30 センチメートル未満のもの及びかさの骨（この表の 3 項及び 6 項に該当するものを除く。）	袋に入れずに排出（ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出）	
8	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が 30 センチメートル以上のもの及び金属製以外で 50 センチメートル以上のもの（かさの骨・3 (3)イ(ア)a (b) 古紙及び古布に該当するもの・3 (3)イ(ウ) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号）第 6 条第 2 項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第 6 条第 3 項の規定により排出された一般廃棄物並びに 3 (3)ウ 横浜市が収集しないごみを除く。）	<p>次のいずれかの方法による。</p> <p>(1) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、指定された日の朝 8 時までに指定された場所へ排出</p> <p>(2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、排出者自らが 3 (4)エに定める搬入先に搬入する</p>	<p>申込みの際に 指定した日及 び場所にて収 集</p>

※1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

※2 集積場所への排出のほか、この表の 2 から 7 までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町 745 番地）内へ持ち込むことができる。

1 項については、7 月と 8 月の水曜日と木曜日に限り、排出者自らが、資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に持ち込むことができる。

1 項及び 2 項（蛍光灯及び電球を除く。）については、資源循環局事務所に申し込み、排出者自らが、3 (5)アに定める施設に搬入することができる。

6 項については、排出者自らが、港南資源回収センターに持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの）のこと。（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やごみ」として排出）

(b) 古紙及び古布

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙 (新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙) (汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。)	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出 (その他の紙で大きさの揃わないものや、細かい物は、紙袋又は半透明の袋に入れて排出) (※1)	※2
2	古布	主として繊維でできている製品(衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー(汚れ、破れ、綿入れのものは除く。))	半透明の袋で排出 (※1)	※2

※1 排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地)内及び港南資源回収センターへ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※2 「ふれあい収集の利用者が排出する場合」、「繁華街の家庭系ごみに事業系ごみが紛れてしまうことが想定される場所で、繁華街戸別収集を行う場所のうち、資源集団回収による回収ができない場合」及び「その他市長が必要と認める場合」には、指定した日時及び場所にて収集

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血压計・温度計

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	小型家電	電気、電池で作動する製品 (蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。)	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている回収ボックスへ排出。 また、金属製の製品は3(3)イ(ア)a(ア)7項小さな金属類として、その他の製品は3(3)イ(ア)a(ア)1項燃やすごみとしても排出できる。(パソコンやコンピューターを除く。)	随時
2	水銀式の体温計・血压計・温度計	水銀式の体温計・血压計・温度計(割れているものを除く)	購入時のケースやビニール袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている回収ボックスへ排出。 また、3(3)イ(ア)a(ア)2項燃えないごみとしても排出できる。	随時

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。(※)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))		
(4) びん類		

※ 自然災害等の事情によりやむを得ない場合は、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

	分別の区分 説明	排出場所	排出方法	収集運搬方法
1	資源化可能な古紙 新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など）（資源化に適さない可能性のあるもの（※）は除く。）	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3(5)イに記載された施設まで運搬し排出 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）	排出事業者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）のみを収集運搬する業者若しくは排出事業者の委託を受けた本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬
2	資源化可能な古紙以外 この表の1項の分別の区分に属さないもの（別表に記載された廃棄物を除く。）	産業廃棄物を混入させずに排出。ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物であつて、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 (1) 容易に分離できないもの (2) 排出時に分離させないと、やむを得ない事情があり、かつ処分先で分離されることが確実である場合（以下「混合物」という。）	産業廃棄物又は分別した資源化可能な古紙と混合するおそれのないように、区分して運搬すること。ただし、この項の排出方法欄のただし書きに係るものについてはこの限りではない。 排出事業者の混合物を運搬する者は、本市の一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していなければならぬ。	排出事業者自らが運搬又は専ら物のみを収集運搬する業者（専ら物を扱う場合に限る。）若しくは排出事業者の委託を受けた本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬。
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）	3(3)イ(ア)a 行政回収の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(3)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出 福祉関係事務所は指定された場所に排出	3(3)イ(ア)a 行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3(3)イ(ア)a 行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※ 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	—	電話申込みにより随時収集
不法投棄	—	毎日(日曜・年末年始を除く。)収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例 第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随時排出	随時収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物(条例第30条第1項関連)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。)であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、F R P船、パーソナルコンピューター(3(3)イ(ア)a(c)に該当するものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものは除く)、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理を行うこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入する。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入する。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合(排出者の委任を受けた一般廃棄物収集運搬業者が持ち込む場合を含む。)は、電話又はインターネットによる申込み後、次の施設に搬入するものとする。

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
港南ストックヤード(※1)	港南区日野南三丁目1番2号
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード(※2)	栄区上郷町1570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1

※1 令和3年1月以降に閉館予定。

※2 令和3年1月以降に開館予定。

才 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ヶ谷工場（※）	保土ヶ谷区狩場町355番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

※ 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

(4) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(ア) 行政回収

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	保土ヶ谷工場（※）	保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443番地の1	
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
プラスチック製容器包装	民間処理施設		
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12	
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	

資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町1570番地の1	再使用 資源化
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1570番地の1	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
古紙	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地		
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
古布	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・ 再使用	
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地		
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1		
小型家電		神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計		神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	

※ 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））、びん類	民間処理施設	資源化・ 再使用

イ 事業系ごみ、一時多量ごみ

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
資源化可能な古紙	専ら物（古紙に限る。）の処分を業として行う者の施設		資源化
資源化可能な古紙以外	専ら物（古紙を除く。）	当該専ら物のみの処分を業として行う者の施設	資源化又は焼却
	木くず、生ごみ（※1）	一般廃棄物処分業者が運営する施設又はこの表の可燃性の廃棄物の搬入先	
	可燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	
		鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		保土ヶ谷工場（※2）	
		保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
一時多量ごみのうち、粗大ごみの規格（※3）に該当するもの	3(3)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化

一時多量ごみのうち、小さな金属類（※4）、乾電池、スプレー缶、蛍光灯及び電球	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3949 番地の 1	資源化
不燃性の廃棄物 (ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て
混合物	廃棄物処分業者が運営する施設（混合物が分離される施設に限る）		焼却、埋立て及び資源化

※1 資源化可能なものについては、一般廃棄物処分業者が運営する施設での資源化を推奨する。

※2 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

※3 3(3)イ(7)a(a)8項該当

※4 3(3)イ(7)a(a)7項該当

ウ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）			処理方法
	施設名	所在地		
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		焼却
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号		
不法投棄、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物、地域清掃、その他	缶、びん、ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921 番地の 12	
	一辺が 30 センチメートル未満の金属製品	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921 番地の 12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3949 番地の 1	
	一辺が 30 センチメートル以上の金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1570 番地の 1	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3949 番地の 1	
	可燃性の廃棄物	鶴見工場鶴見工場 (破碎物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	
	不燃性の廃棄物	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て

4 し尿等処理実施計画

(1) 処理計画量

し尿・浄化槽等汚泥 (単位:キロリットル)	
処理量	35,003
し尿	6,800
浄化槽等汚泥	28,203

(2) 主な事業内容

ア し尿処理総務

(ア) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。

また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

(イ) 公衆トイレ維持管管理

市民の皆様や来街者が安心して利用できる公衆トイレを提供するため、市内77か所の公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

(ウ) 一般廃棄物収集運搬業の許可 (詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり)

現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。

イ し尿処理施設

(ア) 磯子検認所等

市内でくみ取りしたし尿等について、磯子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送する。

管理・運営業務を委託により実施する。

(イ) 公衆トイレ整備事業

東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機として、今後多くの来街者が見込まれることから観光地周辺の市内6か所の公衆トイレの全面改修を行う。

(ウ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点等へ災害時下水直結式仮設トイレの整備を順次進めるほか、新規地域防災拠点に災害対策用トイレの整備を行う。また、防災訓練やイベントにおいて、災害時のトイレ対策について啓発を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集:おおむね月2回収集
	臨時収集:申請により収集(※)
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集

※ 臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する。(手数料の徴収有)

(4) 処理・処分計画

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定するもの）・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破碎機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定するもの）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの）
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・P C Bが付着又は混入しているもの・油分が付着又は混入しているもの・水中に投じて油膜が生じるもの・水中に投じて浮遊するもの・毒物・劇物・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの・中空であるもの・概ね30センチメートルを超えるもの

2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶、スチール缶、 ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル、紙パック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレー	平成 12 年 4 月 1 日

3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区	
東神奈川駅周辺地区	
横浜駅周辺地区	
みなとみらい 21 地区	
関内地区	
山下・元町地区	
伊勢佐木・野毛地区	
弘明寺地区	
上大岡・港南中央駅周辺地区	
天王町・星川駅周辺地区	
鶴ヶ峰駅周辺地区	
磯子駅周辺地区	
金沢文庫駅周辺地区	
新横浜地区	
十日市場駅周辺地区	
あざみ野駅周辺地区	
中川駅周辺地区	
戸塚駅周辺地区	
本郷台駅周辺地区	
いずみ中央駅周辺地区	
瀬谷駅周辺地区	
二俣川駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日
中山駅周辺地区	
センター地区	
東戸塚駅周辺地区	
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年 4 月 1 日
日吉駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日

5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区	
東神奈川駅周辺地区	
横浜駅周辺地区	
みなとみらい 21 地区	
関内地区	
山下・元町地区	
伊勢佐木・野毛地区	
弘明寺地区	
上大岡・港南中央駅周辺地区	
天王町・星川駅周辺地区	
鶴ヶ峰駅周辺地区	
磯子駅周辺地区	
金沢文庫駅周辺地区	
新横浜地区	
十日市場駅周辺地区	
あざみ野駅周辺地区	
中川駅周辺地区	
戸塚駅周辺地区	
本郷台駅周辺地区	
いずみ中央駅周辺地区	
瀬谷駅周辺地区	
二俣川駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日
中山駅周辺地区	
センター地区	
東戸塚駅周辺地区	
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年 4 月 1 日
日吉駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日

6 喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区	平成20年1月21日
鶴見駅周辺地区 東神奈川駅周辺地区	平成21年3月10日
新横浜駅周辺地区	平成22年3月1日
戸塚駅周辺地区	平成30年3月1日
二俣川駅周辺地区	平成30年10月1日

7 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 324 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

平成 30 年 4 月 25 日 横浜市長 林 文子

第 1 横浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物

種類	1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 その他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下 3 ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1 及び 2 の規定によらないものとする。
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の焼却施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

第 2 横浜市の最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	1 燃え殻 2 汚泥 3 鉱さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 ゴムくず 7 金属くず 8 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） 9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 10 その他特に市長が適当と認めたもの ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
形状等	1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しやすく減量 15 パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しやすく減量 15 パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 10 鉱さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの 12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの

	13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの	一般性状	※水分 85 %以下
	14 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの		※含油量 5 %以下
	15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの		
	16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの		
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの		
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者		
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。		

別表

判定基準

項目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/1 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/1 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/1 以下
有機燐化合物	0.2 mg/1 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/1 以下
ひ素又はその化合物	0.3 mg/1 以下
シアノ化合物	1 mg/1 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/1 以下
四塩化炭素	0.02 mg/1 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/1 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/1 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/1 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/1 以下
チウラム	0.06 mg/1 以下
シマジン	0.03 mg/1 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/1 以下
ベンゼン	0.1 mg/1 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/1 以下
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/1 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

(備考)

- 1 ※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 2 溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）による。
- 3 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第 1 に定める方法による。

8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号
最近改正 令和2年6月5日告示第435号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号)第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日 横浜市長 高秀 秀信

1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロー

ル等により放置状況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求める。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域の美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域の美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。

第3 事業年表

1 沿革

明治	初期	・し尿のくみ取り及びごみの処理は、業者が外国人居留地や市街地の一部を行っていたと伝えられる。
	33年	・汚物掃除法が発布され、し尿のくみ取りについては、依然業者が行っていたがごみの処理は市の直営に移され、それを民間の業者に請負わせていた。
大正	7年	・ごみの処理が、市衛生課の直営となった（各戸に備えられたごみ箱から収集）。
	13年	・市の直営によるくみ取りが開始され、公共施設及び申請のあった一部民家等を対象にし尿処理が行われた。
昭和	6年	・滝頭じんかい処理所竣工（昭和31年廃止）
	18年	・第二次世界大戦激化に伴い清掃事業はほとんど休止となった。
	21年	・各区にごみ取扱出張所を設置、戦後はじめて汚物の収集を行った（12世帯につき1個備えられたごみ箱から収集）。
	26年	・衛生局清掃課が廃止され、新たに清掃局発足。
	29年	・汚物掃除法が廃止され、新たに清掃法施行。それに伴い、横浜市清掃条例・清掃規則施行。
	35年	・ごみ箱を無くして設置した集積場所から収集する定時制収集方式を3,225世帯を対象に始めた（昭和45年度に全市実施）。
	42年	・「横浜市し尿処理問題研究会」を設置、同年11月同会より人頭制採用等の報告が出された。
	44年	・し尿くみ取り料金を人頭制に切り替えた。 ・焼却工場近代化の緒「磯子工場」竣工（昭和59年3月廃止） ・粗大ごみの収集開始
	45年	・清掃協力員制度発足 ・「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」制定
	46年	・「廃棄物処理法」の施行に伴い、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布、施行
	47年	・清掃施設見学会、清掃主婦講座等開催
	48年	・局名を「清掃局」から「環境事業局」に変更 ・し尿くみ取り制度を許可制から委託制に移行 ・余熱利用施設を併設した「旭工場」竣工
	49年	・余熱利用施設を併設した「港南工場」竣工（平成18年11月廃止）
	51年	・余熱利用施設を併設した「南戸塚工場」（栄工場）竣工（平成17年10月廃止）
	53年	・「ヨコハマさわやか運動」が発足 ・通産省工業技術院が金沢区に建設した都市ごみ再資源化実験プラント（スターダスト'80）の運転研究開始（昭和57年終了）
	54年	・「さわやか号」3台を3特別事務所に配備
	55年	・余熱利用施設を併設した「保土ヶ谷工場」竣工 ・環境事業協力員制度10周年を記念して、協力員の表彰を実施
	56年	・ごみの資源化・減量化をテーマにした「資源化展」実施 ・し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を開始（22業者264台を対象）
	57年	・第1回資源集団回収優良団体表彰式を実施
	58年	・焼却残灰再利用施設（栄工場内）稼働 ・「横浜市リサイクルセンター」（自転車リサイクルセンター）開設（平成16年3月をもって廃止） ・資源集団回収実施団体への物品助成を開始
	59年	・使用済み乾電池の分別収集を開始。 ・余熱利用施設を併設した「北部工場」（現在の都筑工場）竣工
	60年	・「第1次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「環境事業さわやかママさん懇談会」発足 ・散乱ごみ防止を目的とする「よこはまクリーンキャンペーン」実施 ・全国初の全電動ごみ収集車の試用を開始
	61年	・金沢区「海の公園」であき缶回収システム（デポジット方式の実験）開始（平成13年3月終了）
	62年	・一般家庭ごみ全市域週3回収集実施 ・第3回トレイシンポジウムを横浜で開催

2 平成以降の事業

年	月日	横浜市	月日	国等
平成元年 (1989年)	3. 25 4. 1 5. 31 7. 1 11. 1 11. 11 12	横浜博覧会開催（10月1日まで） し尿処理手数料の集金制から口座振替制・納入通知書に切り替え 横浜市清掃事業料金委託従事者へのし尿処理手数料収納委託業務の廃止 資源集団回収実施団体への助成を定額制による奨励金に変更 直接搬入ごみの本市施設への事前申告制を採用 再生紙の導入（当局→12月に全戸に導入） ごみ収集車色彩デザイン及び環境事業シンボルキャラクターの公募（1月まで）		
平成2年 (1990年)	1 4. 23 6. 1 6. 23 9. 19 10. 1 12. 12	古紙回収モデル事業の実施（当局） 環境事業シンボルキャラクターを「クリーンバード」に決定 特別事務所（粗大ごみ）を廃止し、一般収集事務所（家庭ごみ）に業務を統合 ごみ収集車色彩デザインコンペを実施し、市民投票により収集車色彩デザインを変更 鶴見工場建設工事着工 粗大ごみ収集方式を、ステーション方式から電話申し込みによる申告制戸別収集方式に変更 資源集団回収実施団体への助成を従量制（3円/kg）による奨励金に変更 し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を実施（10業者12台） 資源ごみ分別収集モデル事業開始（旭区、緑区の5万世帯を対象）	12	「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」制定
平成3年 (1991年)	3. 31 4. 1 4. 12 4. 23 8. 1 9. 25 10. 16 12. 4	し尿・浄化槽汚でい海洋投入処分の廃止に伴い、出田検認所廃止 し尿処理委託業者（海上）の業務転換を実施（6業者6隻） 「第2次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 し尿・浄化槽汚でい全量陸上処理の開始 港南リサイクルプラザ開設 みなとみらい21地区集じんセンター「みなとみらい21・クリーンセンター」（管路収集事業）一部稼動 神明台輸送事務所改築（コンパクタ化）本格稼動 小学校拠点あき缶回収事業開始 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布（10月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策」の告示 資源ごみ分別収集モデル事業拡大（旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象） オフィス古紙リサイクルマニュアル作成 事業系ごみ減量化・資源化説明会開催	4. 26 10. 5 10. 5	「再生資源の利用の促進に関する法律」の公布（10月25日施行） 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」改正 「廃棄物処理法」の一部改正（平成4年7月4日施行）※1
平成4年 (1992年)	3 5. 1 6. 1 7. 1 9. 25 10. 23 11. 1 11. 11	広報ビデオ 「ごみ新時代」～減量化・資源化に向けて～作成 グリーンコンポスト事業開始 家庭用コンポスト容器購入助成事業開始 北部リサイクルプラザ開設 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布（平成5年4月1日施行） 「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則」の公布（11月1日施行） 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会設置 横浜市オフィス町内会設立	5. 27 12. 16	「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」公布 「廃棄物処理法」改正※1 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」公布
平成5年 (1993年)	2. 25 3 3. 31 4 6. 17 7 9~10 9~11 11	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布（4月1日施行） 缶・びんの分別収集を市内30%で本格実施 「横浜市一般廃棄物処理第1期推進計画、実施計画」策定 環境事業推進委員制度発足 みなとみらい21リサイクル推進協議会設立 一般廃棄物処理基本計画策定 各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置 各区不法投棄防止対策会議設置 南本牧廃棄物最終処分場開設	9. 17 10. 1 11. 19	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）加入 「排水基準を定める総理府令」改正 「環境基本法」公布
平成6年 (1994年)	1. 1 1. 14 3. 1 3. 2 3 4. 1	し尿処理及び浄化槽汚泥処理手数料の無料化 横浜市一般廃棄物処理基本計画策定 長坂谷遊水池テニスコート建設 横浜市庁内ごみ減量化・資源化推進本部の設置 生ごみみたい肥化実験プラントの設置 神奈川輸送事務所改築（コンパクタ化）本格稼動	3	廃棄物処理法第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定（ゴムタイヤ、大型テレビ、大型冷蔵庫、スプリング入りマットレス）

年	月日	横浜市	月日	国等
平成6年 (1994年)	6. 24 6~7 9. 14 10. 11. 6	包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針策定 粗大ごみからの冷媒用フロン回収、市内全域実施 旭工場着工 缶・びんの分別収集を市内45%で実施 港北区、緑区から青葉区、都筑区に分区 行政区再編成により北部事務所を都筑事務所に、北部工場を都筑工場に、北部リサイクルプラザを青葉リサイクルプラザとする		
平成7年 (1995年)	2. 1 2. 27 3. 24 3. 31 4. 1 6. 1 6. 5 6. 29 7. 1 7. 5 9. 25 9. 28 10. 1 10. 11 11. 7	長坂谷輸送事務所開設（平成11年3月廃止） 泉事務所開設 「横浜市リサイクル施設条例」「同施行規則」の公布（4月1日施行） 鶴見工場竣工 し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を完了（19業者81台） 鶴見リサイクルプラザ開設 し尿収集を北部事務所で直営により開始 再生利用等促進物の指定（リターナブルびん及び事業系古紙） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成8年4月1日施行） 「適正処理困難物の指定」について答申（平成5年12月20日諮詢） 北部資源選別センターを緑資源選別センターとする 戸塚資源選別センター稼動 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の公布（平成8年4月1日施行） 金沢工場着工 鶴見資源化センター開設 市内全域で「缶・びんの分別収集」実施 「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方」について答申（平成6年7月25日諮詢）	6. 16	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の公布（12月15日第1段階施行、平成9年4月1日本格施行）※1 ※1 ガラス製容器、ペットボトルについて9年度から再商品化義務付け 紙製・プラスチック製容器包装については12年度から義務付け
平成8年 (1996年)	3. 5 3. 28 4. 1 5. 15 7. 10 10. 15 10. 25 10. 26 10. 27 11. 1	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則」の公布（4月1日施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成9年1月1日施行） 「第3次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 再生利用等促進物の指定（アルミ缶、スチール缶、ワンウェイびん）（6月1日施行） 鶴見工場余熱利用施設「ふれーゆ」開館 「横浜市分別収集計画」策定 再生利用等促進物の指定（ペットボトル、紙パック）（平成9年4月1日施行） 横浜市国際廃棄物フォーラム開催 第7回国際廃棄物会議開催（11月1日まで） かながわ廃棄物処理事業団設立	3. 25 5 6. 19	「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」策定 「容器包装リサイクル法第7条第1項の規定に基づく平成9年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画」策定 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」の一部改正
平成9年 (1997年)	1. 1 3. 31 4. 1 6 7 10. 1	粗大ごみ収集有料化 事業系ごみ全量有料化 一般廃棄物収集運搬業の新規許可（24社） 「神明台処分地暫定開放施設基本計画」策定 減量推進担当部長の設置 ごみ政策課、事業系ごみ対策課の設置 減量推進課の再編 「一般廃棄物処理計画第2期推進計画」策定※1 広報紙「はまごみフォーラム」創刊 資源ごみの分別収集を週1回に変更 併せて小さな金属類を分別収集品目に追加 ※1 再生利用認定制度の新設、施設設置手続きの明確化、不法投棄対策の強化等	1 4. 1 6. 13 6. 18 8. 29	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）策定 「容器包装リサイクル法」本格施行 「環境影響評価法」制定（平成11年6月12日施行） ダイオキシン類規制本格始動 「廃棄物処理法」の一部改正（第1次：12月17日施行、第2次：平成10年6月17日施行、第3次：平成10年12月1日施行）※1 「廃棄物処理法施行令」「同施行規則」の一部改正（平成9年12月1日施行）※2 ※1 再生利用認定制度の新設、生活環境影響調査の実施等 ※2 ダイオキシン対策
平成10年 (1998年)	3. 31 4. 1 9 9. 26 12. 18 12. 25	緑資源選別センターB棟竣工 財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ粗大ごみ収集運搬業務を全面委託 環境事業局ホームページの開設 ハマシーガル号（歩道清掃車）稼動 保土ヶ谷工場ダイオキシン対策工事着手 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成11年6月12日施行）	6. 5 6. 19 10	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の公布（平成13年4月1日本格施行）※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」改正 「ごみ処理施設性能指針」策定 ※1 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて13年度から再商品化義務

年	月日	横浜市	月日	国等
平成11年 (1999年)	2. 3.31 6. 21 9. 24 10. 23 11. 27	ペットボトルの分別収集開始（緑区、青葉区、都筑区） 旭工場竣工 長坂谷輸送事務所廃止 「第2期横浜市分別収集計画」策定 横浜市リサイクル施設条例の一部改正（平成11年11月27日施行） 神明台処分地スポーツ広場の開設 横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター（エコライフかながわ）開設	3. 30 7. 16 9. 28	「ダイオキシン対策推進基本方針」決定 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（平成12年1月施行） 「廃棄物の減量化の目標量」決定 ^{*1} ※1 平成22年度を目標年度とし、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を平成8年度の半分に削減する等
平成12年 (2000年)	2. 1 2. 2 3. 24 3. 27 7. 26 9. 26 12. 25	家庭ごみの排出を半透明袋に変更 ペットボトル分別収集地域を拡大（港南区、戸塚区、栄区、泉区で開始し7区で実施に） 再生利用等促進物の指定（食品用発泡スチロールトレー）（平成12年4月1日施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成12年4月1日施行） ごみの減量化・資源化推進キャラクターを「エコベン太」に決定 都筑工場ダイオキシン対策工事着手 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成13年4月1日施行）	4. 1 5. 31 6. 2 6. 7	「家電リサイクル法」本格施行 「容器包装リサイクル法」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の公布（平成13年4月1日施行） 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の公布（11月30日一部施行） 「浄化槽法」の一部改正（平成13年4月1日施行） 「循環型社会形成推進基本法」公布（平成13年1月施行） 「廃棄物処理法」の一部改正（10月1日施行） 「再生資源の利用の促進に関する法律」（再生資源利用促進法）改正（名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に変更） ^{*2} 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の公布（平成13年5月1日施行） 「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正（平成13年4月1日施行） ※1 基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務の明確化、循環型社会形成推進基本計画の策定 ※2 リサイクル対策の強化、廃棄物の発生抑制（リデュース）対策、部品等の再利用（リユース）対策等
平成13年 (2001年)	1. 4 2. 2. 14 3. 28 3. 30 4. 1 4. 2 5. 30 6. 1 10. 11 12. 27	粗大ごみ受付センターを開設 栄工場休止 ペットボトル分別収集地域を拡大（鶴見区、神奈川区、西区、中区で開始し11区で実施） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成13年4月1日施行） 金沢工場竣工 「第4次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 粗大ごみの持ち出し収集開始 保土ヶ谷工場ダイオキシン対策工事完了 かながわクリーンセンター稼動 青葉事務所開設 「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え方」について答申（平成13年3月27日諮問）	1. 17 2. 2 3. 30 4. 1 5. 1 5. 7 5. 30 6. 22 6. 27 10. 17	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」告示 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」策定 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」改正 「家電リサイクル法」完全施行 「資源有効利用促進法」施行 「グリーン購入法」完全施行 「食品リサイクル法」完全施行 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定 「建設リサイクル法」一部施行 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB特別措置法）」公布（7月15日施行） 「浄化槽法」の改正（10月1日施行） ^{*1} 「廃棄物処理法施行令」の改正 ^{*2} ※1 単独処理浄化槽の新設禁止 ※2 と畜場等における動物性固形不要物の産業廃棄物としての適正処理
平成14年 (2002年)	3. 3. 5 3. 6 3. 31 6. 20 7. 8 9. 8 12. 16	市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組行動協定」を締結（取組期間：平成14年4月1日～平成19年3月31日の5か年） 金沢資源選別センター開設 ペットボトル分別収集全市実施（南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、瀬谷の7区で開始） 神明台処分地7次II期開設工事完了 「第3期横浜市分別収集計画」策定 環境にやさしい取組行動協定店のロゴマーク発表 鶴見工場日曜受入開始 「中期政策プラン」の策定	1. 7 5. 30 7. 12	「廃棄物処理法施行令」の改正 ^{*1} 「建設リサイクル法」完全施行 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」公布 ※1 し尿等の海洋投入の禁止

年	月日	横浜市	月日	国等
平成15年 (2003年)	1. 8 2. 15 3. 10 3. 31 4. 1 4. 23 5. 3 5. 30 6. 27 8. 25 10. 6 10. 17 10. 22 12. 1	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」策定 家庭ごみ収集運搬業務の民間委託試行開始（みなとみらい21地区の高層住宅） 都筑工場ダイオキシン対策工事完成 金沢工場余熱利用施設建設工事完成 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業開始 財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ、戸塚輸送事務所の管理運営、運搬業務を委託開始 「ヨコハマはG30」推進本部設置 国際仮装行列への参加（平成16年からはフロート車による参加） 「ヨコハマはG30」スタートダッシュイベント開催 金沢工場余熱利用施設「リネツ金沢」開館 粗大ごみインターネット受付窓口を開設 分別収集品目拡大モデル事業開始 中区の一部で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始（福富、閑内地区） 西区の家庭ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大（南北幸地区） 「へら星人ミーオ」、「G30ロゴ」の決定 「G30テーマソング（クレイジーケンバンド）」の決定 産業廃棄物である木くずや資源化可能な古紙等の焼却工場への搬入停止	3. 14 4. 22 6. 18 10. 2 10. 10	「循環型社会形成推進基本計画」の策定 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」公布・施行※1 「廃棄物処理法」の一部改正（平成15年12月1日施行）※2 「食品リサイクル法」の一部改正（平成15年12月1日施行） 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針」策定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成16年 (2004年)	3. 5 3. 31 4. 4. 1 6. 23 10. 1 12. 24	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成16年4月1日施行） 自転車リサイクルセンターの廃止 港北輸送事務所の廃止 ふれあい収集の開始 狭あい道路収集の開始 持ち去り禁止条項の追加 西区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ、神奈川輸送事務所の管理運営、運搬業務を委託開始 「市役所ごみゼロ」の取組が開始 横浜市役所ISO14001認証取得 6区（南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区）で分別収集品目拡大先行実施 「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」及び「同要綱運用基準」の施行 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成16年12月24日施行）	1. 21 4. 28 6. 9. 29 12. 1	「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成16年4月1日施行）※1 「廃棄物処理法」の一部改正（平成16年10月27日施行）※2 「不法投棄撲滅アクションプラン」公表 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成16年10月27日施行）※3 「建設リサイクル法」の一部改正
平成17年 (2005年)	3. 25 3. 31 4. 1 4. 1 6. 24 7. 1 10. 17 10. 31 11. 13	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行） 磯子輸送事務所の廃止 局名を「環境事業局」から「資源循環局」に変更 分別収集品目拡大全市実施 中区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 粗大ごみ受付及び収集運搬業務の一部地域を民間事業者へ委託（2エリア、市内6区） 財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ、神奈川輸送事務所の管理運営、運搬業務を委託開始 事業用仮設トイレから排出されるし尿収集有料化動物の死体の処理手数料の改正 各収集事務所に産業廃棄物の「相談窓口」開設 「市役所ごみゼロ」における分別拡大（18分別）及びルート回収開始 「横浜市リサイクル施設条例」、「横浜市リサイクル条例施行規則」一部改正（同日施行） 「第4期横浜市分別収集計画」策定 栄工場廃止 金沢資源選別センター増築 港北事務所移転	1. 1 1. 6 5. 18 9. 13 9. 20 9. 30	「自動車リサイクル法」の本格施行 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成17年4月1日施行）※1 「廃棄物処理法」の一部改正（平成17年10月1日施行）※2 「産廃特措法」の一部改正（平成17年10月1日施行） 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成17年10月1日施行） 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成17年10月1日施行） 「廃棄物処理法施行令」及び「PCB特別措置法施行令」の一部改正

年	月日	横浜市	月日	国等
平成18年 (2006年)	4. 1 11. 9 11. 13 11. 16 11. 22 12. 25	「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 粗大ごみ受付及び収集運搬業務の民間事業者への委託を拡大（4エリア、市内13区） 緑資源選別センター（A棟）増築 金沢事務所移転 ハイブリッド収集車を4台導入 港南工場廃止 車両課港南派遣整備工場廃止 横浜市中期計画策定（新たなごみ量目標35%減を設定）	3. 10 6. 15 7. 26 10. 12 11. 27 12. 1	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成18年4月1日施行） 「容器包装リサイクル法」の一部改正（平成18年12月1日施行）※1 「廃棄物処理法施行令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」の一部改正（平成18年10月1日施行）※2 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成19年4月1日施行）※3 「容器包装リサイクル法施行令」の一部改正（平成19年4月1日施行）※4 「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」ほか公布 ※1 容器包装廃棄物の3Rの推進、リサイクルを要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国等すべての関係者の連携 ※2 アスベスト（石綿）を含む廃棄物の処理基準強化、「アスベスト無害化処理認定制度」の関連基準整備 ※3 以下のものについて海洋投入処分を禁止 ・全ての一般廃棄物 ・公共下水道・流域下水道から除去した汚泥 ・動植物性残さ・家畜ふん尿のうち、油分や有害物質の含有基準を満たさないもの ※4 プラスチック製容器包装の再商品化手法の追加（固形燃料等）、指定容器包装利用事業者の業種の指定、容器包装多量事業者の要件
平成19年 (2007年)	5. 1 5. 31 6. 29 9. 22 9. 28	栄区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の一部改正（平成19年9月1日一部施行） 「第5期横浜市分別収集計画」策定 港南事務所に「リサイクルひろば 港南」開設 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（一部は公布の日から、残りは平成20年5月1日施行） 都筑工場に「G30ひろば つづき」開設 資源物の売却収入の一部を原資として「G30地域還元事業」を開始	6. 13 6. 28 9. 7 10. 18 11. 30	「食品リサイクル法」の一部改正（平成19年12月1日一部施行）※1 「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」制定 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成20年4月1日施行）※2 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」公表 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成19年12月1日施行） ※1 定期報告義務の創設、再生利用事業計画の認定制度見直し等 ※2 物品賃貸業に係る木くず等を産業廃棄物に追加
平成20年 (2008年)	1. 21 2. 4 2. 15 5. 1 9. 5 11. 1	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき喫煙禁止地区内（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区）において罰則（過料）の適用を開始 燃やすごみ等の収集回数を週3回から週2回へ変更（7・8月は週3回収集） 古紙・古布の収集回数を月1回から原則月2回へ変更 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画に対する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」第4条の規定に基づく環境大臣の同意 分別ルールを守らない市民・事業者に対する罰則制度の適用開始 資源循環局モバイルサイト開設 生ごみの減量・資源化のための実証実験「G30生ごみマイスター事業」を都筑区内で開始 金沢工場に「G30ひろば 金沢」開設	3. 24 12. 5	「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 「家電リサイクル法施行令」の一部改正（平成21年4月1日施行）※1 ※1 対象に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加
平成21年 (2009年)	1. 23 3. 10 4. 1 7. 29 9. 27 10. 29 11. 7 12. 11	車両課本工場の指定自動車整備事業化 喫煙禁止地区に鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区を新たに指定 7区（鶴見区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区）のプラスチック製容器包装の収集運搬業務の民間委託を開始 「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会」、「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会」を設置（平成22年7月まで） 旭工場に「G30ひろば 旭」開設 「G30生ごみマイスター事業」実施エリアの拡大（平成22年3月末まで） 鶴見工場に「G30ひろば 鶴見」開設 生ごみバイオガス化実証実験を磯子区内で開始（平成23年3月末まで）	3. 31 11. 10	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（同日施行） 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正ほか（平成21年11月24日施行）

年	月日	横浜市	月日	国等
平成22年 (2010年)	3. 1 3. 31 4. 1 7. 9 7. 12 9. 17 10. 1 10. 1 10. 1 11. 30 12. 24	喫煙禁止地区に新横浜駅周辺地区を新たに指定 保土ヶ谷工場を一時休止し、バックアップ工場化 かながわ廃棄物処理事業団の解散 機構再編（総務部、家庭系対策部、事業系対策部、適正処理計画部に再編） 民間委託していた西区の燃やすごみ等（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く）について、本市職員による収集に移行 プラスチック製容器包装の収集について、新たに8区（神奈川区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、泉区、瀬谷区）を加えて全区で民間委託を実施 保土ヶ谷工場における中継輸送施設の稼動及び中継輸送業務を民間委託 神奈川輸送事務所での運搬業務を民間委託 燃やすごみ等の収集回数を年間を通して週2回へ変更（7・8月の収集回数を週3回から週2回へ） 金沢工場灰溶融施設の一時休止 「第6期横浜市分別収集計画」策定 横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について答申 栄事務所に「プレパークさかえ」開所 集積場所快善（改善）隊事業開始 「ヨコハマR（リデュース）ひろば」設置 「マイボトルスポット」事業取組開始 第1回「ヨコハマR（リデュース）委員会」開催 都筑工場耐震補強工事着手	5. 19 12. 22	「廃棄物処理法」の一部改正（平成22年6月7日一部施行）※ ¹ 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成23年4月1日施行）
平成23年 (2011年)	1. 19 1. 27 2. 20 3. 25 3. 28 3. 29 3. 31 4. 1 4. 20 4. 22 5 6. 8 10 8. 1 10. 2 11. 5	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢（スリム）プラン）」を策定 ヨコハマ3R夢マスコット「イーオ」、「3R夢ロゴ」の決定 4工場の「G30ひろば」を「3R夢ひろば」に変更 「横浜市焼却灰セメント原料化事業」中止発表 ヨコハマ3R夢プランスタートアップ作戦開始 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成23年4月1日施行） 「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）」を策定 電動収集車（電動積込装置付収集車）を2台導入 リサイクルプラザ・リサイクルコミュニティセンター廃止 神明台処分地での埋立終了 缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに2区（神奈川区・港南区）で民間委託を開始 戸塚・神明台輸送事務所での運搬業務を民間委託 「ヨコハマ3R夢サポーター」「ヨコハマ3R夢パートナー」登録開始 ミーオとイーオの分別辞典「M!ctionary」公開 「オフィスでも3R夢」を関内地区で開始 第1回「ヨコハマ3R夢」推進会議を開催 粗大ごみリユース事業開始 横浜F・マリノス「ヨコハマ3R夢！」広報大使就任 生ごみバイオガス化実証実験を金沢区内で開始 粗大ごみの受付業務と収集運搬業務を分離 新横浜駅北口公衆トイレのネーミングライツ締結（愛称「ドウ アメニティ 新横浜駅前 トイレ診断士の殿堂」、平成26年10月19日まで） 3R夢カ一発進	1. 28 7. 8 8. 18	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成23年4月1日一部施行） 「廃棄物処理法施行令」の一部改正（同日施行）※ ¹ 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
平成24年 (2012年)	1. 14 3. 14 3. 28 3. 31 4. 1 4. 1 5. 9 6. 1	ヨコハマ3R夢プラン2年目出発式 h i t o m i さん「ヨコハマ3R夢！」広報大使就任、「3R夢テーマソング」の決定 都筑工場耐震補強工事完了 グリーンコンポスト事業終了 民間委託していた栄区の燃やすごみ等（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く）について、本市職員による収集に移行 缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに7区（鶴見区、保土ヶ谷区、金沢区、青葉区、都筑区、戸塚区、瀬谷区）で民間委託を開始 チーン系カフェ5ブランドが「マイボトルスポット」に登録 イオン株式会社との間に「包括連携協定」を締結 食べきりモデル事業協力店の募集開始	3. 9	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」閣議決定

年	月日	横浜市	月日	国等
平成24年 (2012年)	6. 1 6. 14 7. 3 7. 14 12. 28	粗大ごみ受付業務は全エリアを一括して民間事業者へ委託（市内全区） 粗大ごみ収集運搬業務は民間事業者への委託を拡大（5エリア、市内15区） セブン＆アイグループ3社との間に「地域活性化包括連携協定」を締結 ごみの分別に関するiPhoneアプリ公開 栄事務所の「プレパーク・さかえ」リニューアルオープン 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成25年4月1日施行）		
平成25年 (2013年)	1. 15 4. 1 4. 1 6. 1 6. 12 10. 1	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の一部改正（平成25年4月1日施行） 民間委託していた中区の燃やすごみ等（缶・びん・ペットボトル、及びプラスチック製容器包装を除く）について、本市職員による収集に移行 缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに6区（南区、旭区、磯子区、港北区、緑区、泉区）を加えて全区で民間委託を実施 「食べきり協力店」全市展開 粗大ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大（6エリア、市内全区） 「第7期横浜市分別収集計画」策定 小型家電回収モデル事業実施	4. 1 5. 31	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成26年 (2014年)	1. 1 3. 20 4. 1 6. 3 6. 4 6. 25 9. 25 11. 1 11. 1	工場通年受入開始 ヨコハマ3R夢プラン第2期推進計画策定 資源集団回収による古紙の回収100%実施 金沢工場灰溶融施設の再稼働 南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事開始 フィリピン共和国セブ市にごみ収集車10台を寄贈 マイボトルス波ットの登録数が300か所を突破 都筑工場長寿命化工事着手 府内高濃度PCB廃棄物処分開始 資源集団回収による古布の回収100%実施 粗大ごみ受付センター電話番号の統一	6. 6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」公表
平成27年 (2015年)	4. 1 9. 25 9. 28 ~10. 7 10. 1 11. 1 ~20	一部の工場受入時間拡大 ごみ屋敷検討プロジェクトによる対策検討開始 被災地（常総市）へ災害廃棄物処理の支援隊を派遣 冷蔵庫10・30運動スタート 喫煙禁止地区及び歩きたばこ防止のPRなどを行う 「大好き！ヨコハマ　きれいなまちに」啓発キャンペーンスタート（全区で実施）	3. 10 6. 19 7. 17	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」閣議決定 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布 「廃棄物処理法」及び「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成27年8月6日施行）
平成28年 (2016年)	2. 1 4. 1 5. 1 5. 10 ~6. 24 5. 26 ~ 6. 3 8. 5 12. 1 12. 21 ~24	羽毛布団のリサイクル開始 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）」を策定 小型家電回収品目にパソコンを追加 熊本県上益城郡益城町の災害廃棄物等に対する支援 日本ロジテック協同組合における電力売却料金等の支払いに関する検証の実施 「第8期横浜市分別収集計画」策定 ベトナム国ダナン市における「家庭系廃棄物の分別促進モデル事業」が、JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）に採択 「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」施行 ベトナム国ダナン市へ職員派遣（第5回ダナン都市開発フォーラムへの参加、JICA草の根技術協力事業「家庭系廃棄物分別促進モデル事業」の合意文書への署名）	3. 1 7. 26 7. 29	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の閣議決定 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（平成28年8月1日施行）
平成29年 (2017年)	3. 6 4. 1 4. 27 7. 3	A.Iを活用した“チャットボット”「イーオのごみ分別案内」を公開 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ参加 モザンビーク・マプト市において、アフリカきれいな街プラットフォーム設立式に出席 水銀式の体温計・血圧計・温度計の回収開始	3. 10 4. 27 5. 18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定 「アフリカきれいな街プラットフォーム」の設立 「水銀に関する水俣条約」の締約国数が50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため発行

年	月日	横浜市	月日	国等
平成29年 (2017年)	8. 31 10. 1 10. 1 ~11. 30 10. 22 11. 2 ~25	一般廃棄物収集運搬業について、一部を除き新たな許可は行わないこととする基本方針を制定（平成30「世界食料デー」月間2017キックオフシンポジウム開催 せん定枝リサイクル実証実験事業 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場供用開始 プラスチック分別リサイクルモデル実証事業（環境省モデル事業）	8. 16	「水銀に関する水俣条約」の発効を受け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行
平成30年 (2018年)	3. 1 3. 31 4. 1 4. 2 4. 11 6. 21 6. 26 ~28 7. 27 ~8. 31 10. 1 10. 12 10. 12 10. 1 ~11. 30 11. 1 ~3. 29	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場埋立開始 戸塚駅周辺を喫煙禁止地区に指定 みなとみらい21地区における廃棄物処理管路収集事業廃止 ガラス・陶磁器類のリサイクル開始 鶴見工場長寿命化工事着手 第8回アジア太平洋3R推進フォーラムへの参加 日本ロジテック協同組合破産事件に係る売電収入等について、配当金確定に伴い配当金受取 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」 第1回全体会合への参加 平成30年7月豪雨による災害廃棄物等に対する支援 二俣川駅周辺地区を喫煙禁止地区として指定 「ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）」策定 「横浜市災害廃棄物処理計画」策定 せん定枝リサイクル実証実験事業 びん品目別収集実証実験事業	3. 9 6. 19 6. 29 7. 19	「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」閣議決定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「災害廃棄物対策指針」改定 2018年度から2022年度の5か年の「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成31年 令和元年 (2019年)	1. 28 4. 1 4. 5 6. 1 ~30 6. 14 8. 26 ~29 8. 28 ~30 9. 8 ~9 9. 18 ~3. 17 9. 21 9. 30 10. 12 ~2. 1 12. 23	金沢工場で事業系ごみの24時間受入を開始 磯子検認所の管理運営業務について民間委託を開始 公衆トイレ4か所のフルリニューアル工事完了 「よこはまプラスチック対策強化月間」 イオンとのプラごみ削減キャンペーン、駅頭啓発 「第9期横浜市分別収集計画」策定 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」 第2回全体会合への参加 第7回アフリカ開発会議（TICAD7）横浜開催 台風15号に伴う高潮により金沢工場等が被災 台風15号の被害が大きかった福浦、幸浦地区を中心に災害廃棄物の処理を実施 横浜国際総合競技場周辺のクリーンアップイベントを実施 よこはまプラスチック資源循環アクションプログラムを策定 台風19号に伴う災害廃棄物処理に対する他市町村（川崎市、丸森町）への支援を実施 ベトナム・ダナン市にて「ダナン市分別活動全市展開記念イベント」を開催	5. 31 6. 28 ~29 10. 1 12. 27	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布 「プラスチック資源循環戦略」策定 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定 G20サミット開催 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行 容器包装リサイクル法の関係省令「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正（令和2年7月1日施行）
令和2年 (2020年)	2. 7 2. 10 ~3. 26 3. 5 3. 17 7. 1	株式会社クラダシと食品ロス削減とフードバンク活動支援を目的とした公民連携の覚書を締結 新型コロナウイルス感染症に関する対応としてダイヤモンド・プリンセス号からの廃棄物受入処理を実施 チャットボットを活用した粗大ごみの申込み受付を開始 ベトナム国ダナン市における「一般廃棄物の分別・回収促進モデル事業」が、JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）に採択 市庁舎移転に伴い、みなとみらい21地区の喫煙禁止地区指定区域を新市庁舎周辺まで拡大	3. 31 7. 1	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定 プラスチック製買物袋の有料化を義務付け

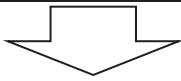
3 分別収集品目拡大事業の実施

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成 22 年度における全市のごみ排出量を平成 13 年度に対して 30% 削減する」（横浜 G 30 行動宣言）という目標のもと、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯（各区約 2,200 世帯）を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において実施し、平成 17 年 4 月からは上記以外の 12 区を含めた全市で実施しています。

以降、現在まで分別ルールの大きな変更は行っていません。

分別拡大前（5 分別 7 品目）

家庭ごみ		缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	--	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10 分別 15 品目）

燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレー缶	古紙（新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック）	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

4 過去の処理状況（平成13年度～平成20年度）

(単位:トン)

	家庭系	事業系	処理内訳										資源化量 (グリーンコンボスト等を含む) ごみ量	焼却残さ 埋立資源化														
			資源物焼却・引渡し量																									
			埋立	焼却	小計	埋立	焼却	小計	資源物 古布	電球	蛍光灯	乾電池	粗大金属	ガラス														
	焼却					べん	べっとう	小さな金属類	プラスチック製容器包装缶						その他 ※3													
	燃やさない ごみ	その他													グリーン コンボスト													
13年度	900,826	27,709	6,229,934,761	664,687	9,707	674,394	1,609,455	12,149	21,558	3,794	1,077	1,255	—	—	18,613	—	46,157	3,895	—	1,593,222	15,933	1,609,155	49,962	29,076	12,161			
14年度	895,436	22,625	9,615,927,676	649,421	8,810	658,231	1,585,907	11,714	19,934	6,797	1,340	1,323	—	—	208	5,014	—	46,330	3,995	—	1,567,482	18,425	1,585,907	50,325	285,248	14,866		
15年度	885,985	23,419	10,209,919,613	604,511	8,216	612,727	1,532,340	11,151	19,122	7,818	1,522	1,886	6	1,355	386	7	357	5,516	—	49,106	4,239	—	1,513,915	18,425	1,582,340	53,345	267,286	13,938
16年度	819,903	22,945	11,639,854,487	452,158	8,982	461,140	1,315,627	11,411	18,196	9,305	2,696	8,698	61	10,600	1,667	77	475	5,393	—	68,579	3,647	—	1,295,006	20,621	1,315,627	72,226	202,111	11,689
17年度	615,317	21,941	14,050,651,308	403,032	8,931	411,963	1,063,271	11,641	19,585	10,742	4,233	44,026	279	55,825	6,417	254	484	7,379	—	160,865	5,316	—	1,040,290	22,981	1,063,271	166,181	144,390	12,494
18年度	619,230	26,863	5,910,652,003	371,676	8,249	379,925	1,031,928	11,275	18,802	11,668	4,503	45,956	304	48,555	5,554	230	424	6,920	3,974	158,165	4,255	—	1,017,769	14,159	1,031,928	162,420	137,605	14,192
19年度	594,016	29,456	4,489,627,961	351,044	7,556	358,600	986,661	11,050	21,134	12,238	4,418	47,285	418	41,051	5,645	233	474	6,797	3,987	154,730	5,049	—	974,516	12,045	986,561	159,779	118,378	18,879
20年度	584,964	31,092	2,417,618,473	324,397	6,507	330,904	949,377	10,632	21,182	12,241	4,977	48,342	533	35,417	4,350	216	466	6,603	6,103	151,062	3,922	10	940,453	8,924	949,377	154,994	106,241	21,839

※1 家庭から出された収集品目「燃やすごみ」の量です。

※2 平成16年度まで一括焼却しているため、収集搬入量を基に按分しています。

※3 生ごみの資源化量です。

第4 施設・車両等

(令和2年4月1日時点)

1 施設

(1) 車両課

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
車両課	神奈川区新浦島町2-4	10,782.6 m ²	2,643.3 m ²	車両の修理保管等	(441)8201 (441)8203

(2) 事務所

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
鶴見事務所	鶴見区小野町39	4,932.9 m ²	1,713.8 m ²	一般廃棄物の収集・運搬	(502)5383 (502)5482
神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	4,950.0 m ²	1,682.6 m ²	"	(441)0871 (441)5938
西事務所	西区浜松町11-4	885.9 m ²	1,564.6 m ²	"	(241)9773 (251)1791
中事務所	中区錦町11-2	3,395.7 m ²	2,112.0 m ²	"	(621)6952 (625)2932
南事務所	南区睦町1-1-2	2,761.4 m ²	2,944.1 m ²	"	(741)3077 (741)6492
港南事務所	港南区港南台8-4-41	40,013.4 m ²	1,200.1 m ²	"	(832)0135 (832)5204
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	保土ヶ谷工場内	1,491.4 m ²	"	(742)3715 (742)4931
旭事務所	旭区白根2-8-1	旭工場内	1,822.1 m ²	"	(953)4811 (953)6669
磯子事務所	磯子区新磯子町6	2,644.6 m ²	1,437.4 m ²	"	(761)5331 (754)6109
金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	1,653.8 m ²	1,767.1 m ²	"	(781)3375 (788)0269
港北事務所	港北区大豆戸町1238	6,340.5 m ²	1,775.6 m ²	"	(541)1220 (541)1224
緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	5,619.9 m ²	1,689.7 m ²	"	(983)7611 (982)7973
青葉事務所	青葉区市ヶ尾町2039-1	2,449.0 m ²	1,696.0 m ²	"	(975)0025 (975)0028
都筑事務所	都筑区平台27-2	都筑工場内	1,822.3 m ²	"	(941)7914 (941)8409
戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	6,940.2 m ²	1,907.2 m ²	"	(824)2580 (824)2820

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
栄 事 務 所	栄区上郷町 1570-1	148,613.5 m ²	1,041.7 m ²	"	(891)9200 (893)7641
泉 事 務 所	泉区和泉町 5874-14	5,509.0 m ²	1,113.8 m ²	"	(803)5191 (803)7951
瀬 谷 事 務 所	瀬谷区二ツ橋町 548-2	4,644.5 m ²	1,091.9 m ²	"	(364)0561 (391)4784
神 奈 川 輸 送 事 務 所	神奈川区新浦島町 2-4-2	車両課内	2,489.1 m ²	一般廃棄物の積替え及び運搬	(453)5501 (451)5672
戸 塚 輸 送 事 務 所	戸塚区名瀬町 443-1	6,055.1 m ²	1,820.9 m ²	"	(811)8621 (814)2602
神 明 台 輸 送 事 務 所	泉区池の谷 3949	神明台処分地内	2,503.4 m ²	"	(361)7911 (367)4606
北 部 事 務 所	旭区上白根 3-38-2	6,886.1 m ²	2,057.8 m ²	し尿の収集運搬	(953)0941 (953)0942

(3) し尿検認所

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
磯子検認所	磯子区新磯子町 38	13,147.8 m ²	7,409.9 m ²	し尿量の検認及び前処理・圧送	(753)8004 (750)5334

(4) 焼却工場

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	電 話 番 号 F A X
鶴 見 工 場	鶴見区末広町 1-15-1	61,053.94 m ²	42,752.5 m ²	(521)2191 (521)2193
保土ヶ谷工場*	保土ヶ谷区狩場町 355	60,420.0 m ²	24,779.9 m ²	
旭 工 場	旭区白根 2-8-1	55,721.9 m ²	15,924.1 m ²	(953)4851 (953)4852
金 沢 工 場	金沢区幸浦 2-7-1	70,000.4 m ²	54,022.3 m ²	(784)9711 (784)9714
都 筑 工 場	都筑区平台 27-1	62,557.71 m ²	31,080.1 m ²	(941)7911 (941)7912

* 保土ヶ谷工場は、平成 22 年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中。

(5) 政策調整課調査等担当

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
政策調整課調査等担当	保土ヶ谷区狩場町 355	保土ヶ谷工場併設	廃棄物等の調査・研究等		(742)3713 (742)3983

(6) 最終処分場

名 称	所 在 地	面 積	開 設 時 期	電 話 番 号 F A X
神明台処分地	泉区池の谷 3949 他	530, 000 m ²	昭和 48 年 10 月 ～平成 23 年 3 月	(364) 1686 (392) 8507
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧 4	210, 000 m ²	平成 5 年 11 月 ～平成 30 年 3 月	(625) 9647 (625) 9648
南本牧第 5 ブロック 廃棄物最終処分場	中区南本牧 3-1 及び 4-1 地先	164, 000 m ²	平成 29 年 10 月～	(625) 9647 (625) 9648

(7) リサイクル関連施設

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床面積	電 話 番 号 F A X
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1-15-1	鶴見工場内	11, 602. 3 m ²	(503) 0091 (503) 0160
金沢資源選別センター	金沢区幸浦 2-7-1	金沢工場内	3, 355. 7 m ²	(785) 6802 (785) 6829
緑資源選別センター	緑区上山 1-3-1	7, 383. 1 m ²	6, 462. 7 m ²	(935) 0098 (933) 9161
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921-12	9, 092. 0 m ²	4, 364. 5 m ²	(813) 7174 (813) 8483
港南資源回収センター	港南区日野南 3-1-2	917. 1 m ²	190. 1 m ²	(832) 2900 (832) 3492

(8) 余熱利用施設

区分	名称	種類	所在地	電話番号 F A X
鶴見工場 余熱利用施設	ふれーゆ	高齢者保養研修施設	鶴見区末広町1-15-2	(521)1010 (521)1099
保土ヶ谷工場 余熱利用施設	狩場緑風荘	老人福祉センター	保土ヶ谷区狩場町295-2	(742)2311 (741)2216
	保土ヶ谷プール	温水プール	" 238-3	(742)2003 (742)2005
旭工場 余熱利用施設	福寿荘	老人福祉センター	旭区白根2-33-2	(953)5315 (953)5317
	旭プール	温水プール	" 2-33-1	(953)5010 (953)5012
金沢工場 余熱利用施設	リネツ金沢	温水プール、入浴施設等	金沢区幸浦2-7-1	(789)2181 (789)2185
都筑工場 余熱利用施設	つづき緑寿荘	老人福祉センター	都筑区葛が谷2-1	(941)8380 (942)3979
	都筑地区センター	地区センター	" 2-1	(941)8380 (942)3979
	都筑プール	温水プール	" 2-2	(941)8385 (941)8387
	横浜あゆみ荘	障害者研修保養センター	" 2-3	(941)8383 (941)3045
	北部地域療育センター	地域療育センター	" 16-3	(942)3451 (942)8501

(9) 公衆トイレ

区分 区名	名 称	所 在 地	構 造		規 模			
			建 物	方 式	男		女	兼用
					大	小		
鶴 見 (3か所)	花月園前駅構内	生麦5-1-3	鉄 筋	直	1	3	1	
	潮見橋	潮田町1-1先	"	"		2	1	
	鶴見駅西口	豊岡町1-16	プレハブ	"	1	2	2	
神奈川 (4か所)	東神奈川駅東口	東神奈川1-13-12	"	"	1	3	2	
	新子安駅前	子安通2-259	"	"		2	1	
	東白楽駅前	白楽12-1	"	"	2	3	2	
	片倉町駅前	片倉1-33	"	"	1	3	2	
西 (11か所)	西平沼橋	平沼2-7-2	"	"	1	3	1	
	浅間下	浅間町1-16-1	"	"	1	3	2	
	西横浜駅前	西平沼町8-1	"	"	1	2	2	
	久保山	霞ヶ丘64	"	"	1	1	1	
	野毛山プール前	東ヶ丘50	"	"	1	3	2	
	洪福寺	南浅間町31-10	"	"	1	2	2	
	社宮司公園	南浅間町25	さわやか	"				1
	横浜駅東口タクシープラザ	高島2-16	鉄 筋	"	2	2	2	
	横浜駅東口駅前広場	高島2-16	"	"	1	2	1	
	横浜駅西口	南幸1-4	"	"	1	2	1	
	高島町交差点	高島2-1	"	"		3	1	
中 (14か所)	西の橋	石川町1-1	"	"	1	2	2	
	小港橋	小港町1-1	"	"	1	2	3	
	長者橋	長者町9-175	"	"	1	2	1	
	黄金橋	末吉町2-28	"	"	1	2	1	
	三溪園前	本牧大里町1-30	"	"	1	2	1	
	山下町駐車場	山下町8	さわやか	"				1
	車橋	石川町5-209-1	"	"				1
	本牧ふ頭	本牧ふ頭3-1	鉄 筋	浄	1	3	1	
	前田橋	山下町112	"	直	2	2	2	
	関内駅南口	港町1-2-2	"	"	1	3	2	
	谷戸橋	山手町184	"	"	2	3	2	
	桜木町駅前	桜木町1-1-53	"	"	2	2	2	
	山下町(中華街)	山下町203	"	"	2	3	5	
	中華街東門	山下町80-3	"	"	1	2	3	
南 (6か所)	一本橋	白金町2-33	"	"	1	2	1	
	三吉橋	浦舟町1-19-2	さわやか	"	1		1	
	鶴巻橋	大橋町1-1	鉄 筋	"	1	2	1	
	弘明寺	大岡2-32-7	"	"	1	2	1	
	駿河橋	新川町1-2	さわやか	"	1		1	
	井土ヶ谷駅前	井土ヶ谷下町214	"	"				1

区分 区名	名 称	所 在 地	構 造		規 模			
			建 物	方 式	男 女		兼用	男女
					大	小		
港南 (1か所)	上永谷駅前	丸山台1-12	鉄 筋	直	2	2	2	1
保土ヶ谷 (2か所)	和田町駅前	仏向町2	"	"	1	2	2	1
	保土ヶ谷駅前	岩井町143	"	"	2	3	2	1
旭 (1か所)	鶴ヶ峰バスター・ミナル	鶴ヶ峰2-18	"	"	1	3	3	2
磯子 (7か所)	八幡橋	原町10-11	"	"	1	2	1	
	杉田駅前	杉田2-1	"	"	1	3	2	1
	新杉田駅前	新杉田町8-1	"	"	1	3	3	2
	磯子駅前	森1-1-1	"	"		2		2
	いそご海づり場	新磯子町38	さわやか	"			1	
	根岸駅前	東町16-1	鉄 筋	"	2	3	2	1
	洋光台駅前	洋光台3-13	"	"	2	3	2	1
金沢 (3か所)	釜利谷	釜利谷東1-56	さわやか	"			1	
	金沢八景	瀬戸4-4	"	"			1	
	金沢文庫駅バスター・ミナル	釜利谷東2-1地先	"	"			1	
港北 (4か所)	日吉駅前	日吉2-1	鉄 筋	"	1	2	2	2
	新横浜駅北口	新横浜2-1	"	"	2	3	2	2
	大倉山駅前	大倉山1-1-1	"	"	1	2	1	1
	横浜アリーナ	新横浜3-15	"	"	2	3	6	1
緑 (3か所)	十日市場駅前	十日市場町825	"	"	1	3	2	2
	中山駅北口	中山1-1	"	"	2	3	3	1
	鴨居駅前	鴨居1-16	さわやか	"			1	
青葉 (6か所)	市が尾駅前	市ヶ尾町1063-4	鉄 筋	"				2
	青葉台駅前	青葉台1-8-1	"	"	1	3	3	2
	江田駅前	荏田町2360-1	"	"	1	2	2	2
	あざみ野駅前	あざみ野2-1-1	"	"	1	3	2	2
	藤が丘駅前	藤が丘1-29-1	さわやか	"			1	
	こどもの国駅前	奈良町978-6	鉄 筋	"	1	1	1	1
都筑 (4か所)	仲町台駅前	仲町台1-1	"	"	1	3	3	2
	中川駅前	中川1-1	"	"	1	3	3	2
	センター北駅前	中川中央1-1	"	"	1	2	2	2
	北山田駅前	北山田1-6-11	"	"	2	3	3	1
戸塚 (4か所)	東戸塚駅東口	品濃町692	"	"	2	3	2	1
	東戸塚駅西口	品濃町740-9	"	"	2	3	2	1
	戸塚駅東口	戸塚町12-1	"	"	1	3	3	2
	戸塚駅西口	戸塚町16-18	"	"	1	3	2	1
栄 (3か所)	本郷台駅前	小菅ヶ谷1-1	"	"	2	3	2	1
	大船駅東口バスター・ミナル	笠間2-1	"	"	2	3	2	1
	桂町プロムナード	桂町303-19	さわやか	"			1	
瀬谷 (1か所)	瀬谷駅北口	中央1-1	鉄 筋	"	1	2	2	2
合 計	17 区 77 か所 (内 さわやかトイレは 13 か所, 15 基)	直…下水道直接放流 (76 か所) 净…浄化槽 (1 か所) 多目的…多目的トイレ (48 か所, 69 基)						

2 焼却工場・輸送事務所一覧

(1) 焼却工場

工場名 区分	鶴見工場	保土ヶ谷工場 (※)	旭工場	金沢工場	都筑工場
所在地	鶴見区末広町1-15-1	保土ヶ谷区狩場町355	旭区白根2-8-1	金沢区幸浦2-7-1	都筑区平台27-1
敷地面積	61,053.94 m ²	60,420.0 m ²	55,721.9 m ²	70,000.4 m ²	62,557.71 m ²
建物延床面積	42,752.5 m ²	24,779.9 m ²	15,924.1 m ²	54,022.3 m ²	31,080.1 m ²
着工 年月日 竣工	平成2年9月19日	昭和50年3月18日	平成6年9月14日	平成7年9月28日	昭和54年12月17日
	平成7年3月31日	昭和55年6月30日	平成11年3月31日	平成13年3月30日	昭和59年3月31日
焼却能力	設備能力 1,200 t /24h	設備能力 1,200 t /24h (破碎設備 剪断式 37.5 t /5h) (中継輸送設備 336 t /日)	設備能力 540 t /24h (破碎設備 剪断式 37.5 t /5h)	設備能力 1,200 t /24h (灰溶融設備 60 t /24h)	設備能力 1,200 t /24h (破碎設備 剪断式 37.5 t /5h)
発電能力	22,000 kW	4,200 kW	9,000 kW	35,000 kW	13,000 kW
焼却炉	型式	三菱マルチン式	デ・ロール式	三菱マルチン式	日本鋼管フェルント式
	基数	400 t ×3基	400 t ×3基	180 t ×3基	400 t ×3基
	火床面積	212.9 m ² 70.98 m ² ×3基	186 m ² 62 m ² ×3基	91.9 m ² 30.63 m ² ×3基	219.96 m ² 73.32 m ² ×3基
	煙突	鋼板製3筒 RC外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度 30m/sec	鋼板製3筒 RC外筒 集合煙突 地上高 115m 吐出速度 30m/sec	鋼板製3筒 RC外筒 集合煙突 地上高 100m 吐出速度平均 30m /sec	鋼板製3筒 RC外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度平均 30m /sec
建設費	建設工事費	18,953,917 千円	5,916,050 千円	6,545,485 千円	20,269,725 千円
	筑炉工事費	30,797,000 千円	11,480,000 千円	19,158,000 千円	41,200,000 千円
	用地費	37,115 千円	1,454,185 千円	—	—
	その他	1,990,278 千円	3,748,388 千円	1,585,205 千円	1,123,872 千円
	計	51,778,310 千円	22,598,623 千円	27,288,690 千円	62,593,598 千円
	財源内訳	6,966,565 千円 (30.8%)	4,632,884 千円 (17.0%)	4,632,884 千円 (17.0%)	11,030,189 千円 (17.6%)
建設費	国庫	—	96,000 千円 (0.4%)	96,000 千円 (0.4%)	47,000 千円 (0.1%)
	県費	14,240,000 千円 (63.0%)	13,911,000 千円 (51.0%)	13,911,000 千円 (51.0%)	43,343,732 千円 (69.2%)
	市債	1,392,058 千円 (6.2%)	8,648,806 千円 (31.6%)	8,648,806 千円 (31.6%)	16,428,000 千円 (57.3%)
	一般財源	—	—	—	4,211,119 千円 (14.7%)
余熱利用施設	概要	高齢者保養研修施設	温水プール、老人福祉センター	温水プール、老人福祉センター	温水プール、入浴施設等
	建設費 (用地費除く)	5,562,721 千円	1,669,996 千円	623,806 千円	2,462,658 千円
					4,083,909 千円

※ 保土ヶ谷工場は、平成22年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼動中。

(2) 輸送事務所

輸送事務所名 区分	神奈川輸送事務所	戸塚輸送事務所	神明台輸送事務所
所 在 地	神奈川区新浦島町2-4-2	戸塚区名瀬町443-1	泉区池の谷3949
敷地面積	車両課内	6,055.1 m ²	神明台処分地内
建物延床面積	2,489.1 m ²	1,820.9 m ²	2,503.4 m ²
着工年月 竣工	平成4年9月 平成6年3月	昭和61年5月 昭和62年12月	平成元年12月 平成3年8月
処理能力	400 t／日	200 t／日	500 t／日
中継方式	コンパクタ方式	コンパクタ方式	コンパクタ方式
建築構造	鉄筋コンクリート3階建	中継棟 SRC造、鉄骨造2階建 管理棟 鉄骨造	中継棟 1、2階SRC造、3階鉄骨造 管理棟 1、2階SRC造、3階鉄骨造
当初建設費	プラント費	787,950 千円	314,500 千円
	土木建築設備費	954,810 千円	604,252 千円
	その他(※)	532,609 千円	135,996 千円
	計	2,275,369 千円	1,054,748 千円
	財源内訳	国庫 県費 市債 一般財源	714,242 千円 610,000 千円 951,127 千円

※ 用地購入費、設計及び地質調査委託費等含む。

3 車両等

(1) ごみ関係車両

区分		令和2年度管理台数	
		総台数	うちリース台数
収集 事務所等	小型無蓋車	51	49
	小型無蓋車（1tダンプ）	2	0
	小型無蓋車（平ボディ）	18	12
	小型機械車	310	235
	小型機械車（HYBRID）	157	116
	中型機械車	86	79
	軽ダンプ	125	53
	軽トラック	45	36
	巡回指導車等	35	34
輸送	大型コンテナ輸送車	38	38
	大型機械車	18	18
小計		885	670
処分地 関係	大型吸上車	1	0
	中型吸上車	2	2
	巡回作業車等	5	2
	小計	8	4
その他	中型レッカー車	1	1
	応急修理連絡車、検収車	2	2
	廃棄物検査車	2	2
	連絡車等	34	12
	電気自動車、燃料電池車	5	0
	小計	44	17
合計		937	691

(2) し尿関係車両

区分		令和2年度管理台数	
		総台数	うちリース台数
収集 関係	軽吸上車	4	4
	小型吸上車	34	34
	中型吸上車	3	3
	大型吸上車	2	2
	小計	43	43
特殊 用途	公衆トイレ清掃車(含トイレ牽引車)	4	4
	移動トイレ	1	0
	連絡車等	4	2
	小計	9	6
合計		52	49

(3) 車両合計台数

区分		令和2年度管理台数	
		総台数	うちリース台数
車両合計台数		989	740

4 資源化施設一覧

施設名 区分	鶴見資源化センター	緑資源選別センター		金沢資源選別センター	戸塚資源選別センター
所在地	鶴見区末広町1-15-1	緑区上山1-3-1		金沢区幸浦2-7-1	戸塚区上矢部町1921-12
敷地面積	鶴見工場内	7,383.1 m ²		金沢工場内	9,092.0 m ²
建物延床面積	11,602.3 m ²	A棟	B棟	3,355.7 m ²	4,364.5 m ²
		1,253.9 m ²	5,208.7 m ²		
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造4階建	鉄骨造2階建	鉄骨造(一部鉄骨 鉄筋コンクリート造) 地下1階、地上3階	鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)3階建	鉄筋コンクリート造3階建 鉄骨造2階建
着工竣工	平成4年9月 平成7年9月	平成4年4月 平成5年3月 (平成18年11月 増築)	平成8年9月 平成10年3月	平成13年9月 平成14年3月 (平成17年10月増築)	平成6年2月 平成7年6月
処理能力	不燃性粗大ごみ 100t/5h 可燃性粗大ごみ 150t/5h(2基) 缶・びん・ペットボトル 50t/5h(2系列)	缶・びん・ペットボトル 25t/5h(2系列)	缶・びん・ペットボトル 35t/5h(2系列)	缶・びん・ペットボトル 30t/5h(1系列)	缶・びん・ペットボトル 60t/5h(2系列)
主要設備	粗大施設: 回転式破碎機1基 せん断式破碎機2基 選別施設: 破袋機、選別機 圧縮機4基(鉄、アルミ、 排出袋、ペットボトル) 手選別コンベア3基	破袋機2基 分離機2基 磁選機3基 アルミ選別機1基 手選別コンベア2基 圧縮機4基(鉄、アルミ、 排出袋、ペットボトル)	破袋機2基 分離機2基 磁選機3基 アルミ選別機2基 トランル選別機1基 手選別コンベア2基 圧縮機4基(鉄、 アルミ、排出袋、ペット ボトル)	破袋機1基 手選別コンベア2基 圧縮機4基(鉄、アルミ、 ペットボトル、排出袋) 分離機1基 磁選機1基 アルミ選別機1基 トランル選別機1基	破袋機2基 分離機4基 磁選機3基 アルミ選別機1基 手選別コンベア2基 振動ふるい1基 圧縮機5基(鉄、アルミ、 排出袋、ペットボトル)
当初建設費	建設工事費	(7,403千円) 6,721,473千円	555,712千円	1,063,433千円	(374,071千円) 727,921千円
	プラント設備	(123,900千円) 2,362,080千円	443,341千円	(33,285千円) 849,045千円	(197,475千円) 389,625千円
	用地費	—	1,660,225千円	—	2,171,698千円
	その他	191,861千円	28,148千円	98,821千円	(56,944千円) 65,179千円
	計	(131,303千円) 9,275,414千円	2,687,426千円	(33,285千円) 2,011,299千円	(628,490千円) 1,182,725千円
財源内訳	国庫	(37,177千円) 2,615,163千円	—	725,022千円	218,580千円
	県費	—	—	—	—
	市債	(78,000千円) 4,955,000千円	2,406,000千円	1,098,000千円	(256,989千円) 572,989千円
	一般財源	(16,126千円) 1,705,251千円	281,426千円	(33,285千円) 188,277千円	(152,921千円) 391,156千円

() 缶・びん・ペットボトルの追加工事の内数

5 施設配置図



保土ヶ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、
中継輸送施設として稼動中

令和 2 年度 事業概要

編集・発行 横浜市資源循環局政策調整部政策調整課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10

発行年月 令和 2 年 9 月



へら星人 ミーオ



スリム
「ヨコハマ3R夢！」
マスコット イーオ

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を平成37年度までに10%以上削減（平成21年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成37年度までに50%以上削減（平成21年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

… 星 G30 のその先へ ヨコハマ3R夢！ 星 …